

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2000. 8 No.93

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X

## 環境・市民・公共事業



総選挙／財政赤字／東京都銀行税／有珠山噴火  
沖縄サミット／オーストリア／東ティモール

日本のビッグ・インダストリー 全8冊\*第3回

# ③総合重機

古賀義弘  
著 井上秀次郎  
足立 浩

陸・海・空に展開する世界競争 46判・平均256頁・各巻2200円

鉄鋼業とともに日本の高度成長を主導してきた造船・重機産業。本書は世界の産業構造の変化のもとで、海洋・宇宙・環境ビジネスへとあらたな総合展開をはかるその実態に迫る

●既刊\*好評発売中

①自動車	21世紀に生き残れるメーカーはどこか	丸山恵也／小栗崇資 加茂紀子
②情報通信	グローバル化する21世紀のデジタル・インダストリー	大西勝明／井上照幸 山下東子

●以下続刊

④電力	自由化と原発で転機を迎える電力産業	谷江武士 青山秀雄
⑤流通	流通ビッグバン——「大競争時代」の流通産業	青木俊昭／斎藤雅通 青山悦子
⑥金融	金融は社会的役割を取り戻せるか	大橋英五／小西一雄／斎藤正 平澤克彦／田村八十一
⑦交通運輸	地球市場のネットワークをめぐる熾烈なたたかい	桜井徹／小出修三／青木俊昭 鈴野仁子／田中茂富
⑧建設	問われる脱公共事業産業化への課題	椎名恒 野中郁江

●好評の新刊

## 現代のストレスと神経疲労 新・働くものの精神衛生

石田一宏著 過労と神経疲労についての精神科医のカルテ。46判・1500円

## 衰退する子どもの人間力 「学級崩壊」にどう対応するか

石田一宏・村山士郎著 子どもの人間的諸力の危機を問う。A5判・1500円

## 封印されたホロコースト ローズヴェルト・チャーチル はどこまで知っていたか

ブライトマン著／川上洸訳 ユダヤ人大量虐殺の真相を解明。46判・5600円

## 徹底批判『国民の歴史』 「教科書に真実と自由を」連絡会編 3刷出来！ 絶賛発売中

その嘘と欺瞞を全面的にあばき、完膚なきまでに批判する。46判・2000円

## 現代生協改革の展望 古い協同から新しい協同へ

21世紀生協理論研究会編 生協の新たな展望を意欲的に提示。46判・2500円

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第93号(2000年8月)

## TOPICS

2

2000年総選挙／財政赤字と代替戦略／東京都の「銀行税」／有珠山噴火と防災研究／沖縄とサミット／オーストリア情勢／東ティモールと援助

SPECIAL EDITION  
特集

## 環境・市民・公共事業

21世紀の環境問題と社会経済システム	植田 和弘	15
長良川河口堰による環境破壊と建設省の責任	柏谷 志郎	21
徳島・吉野川第十堰問題その後		
——住民投票からポスト住民投票へ——	K・U	28
公害被害者とともに進める環境再生のまちづくり	傘木 宏夫	31
環境評価の方法 ——航空機騒音を対象に——	友野 哲彦	36
グリーン調達の進展とISO14001認証取得の「ドミノ倒し現象」	佐古井一朗	42
遺伝子組み換え作物と地球環境問題	江尻 彰	47
環境の世紀における将来社会構想		
——脱物質化革命で雇用と仕事が変わる——	佐々木 建	53
エゴからエコへ ——「自己」の拡張と人間の発達——	藤岡 慎	58
政治学入門		
丸山眞男と「自己内対話」	富田 宏治	67
現代社会批評		
新たな社会システムへむけて ——愚か者の合理性——	藤山 英樹	72
書評		80
石田和夫・安井恒則・加藤正治編『企業労働の日英比較』／大橋範雄著『派遣法の彈力化と派遣労働者の保護』／神野直彦・金子勝編『「福祉政府」への提言』／松尾匡著『標準マクロ経済学』／武藤一羊著『ヴィジョンと現実』		
誌面批評		94
基礎研だより		96

(表紙) 長良川河口堰

## ◆2000年総選挙

### ——激動の予兆を感じた選挙結果

2000年6月25日、任期をわずか数ヶ月残しようやく総選挙が行われた。下馬評では自公保の連立与党が大幅に議席を減らし過半数割れ必至、民主、共産が大きく伸びると予想された。結果は自公保3党は大きく議席を減らしたが衆院における安定多数を確保（自民271→233、公明42→31、保守18→7。計331→271）、民主は大きく伸ばした（95→127）が、共産は小選挙区での議席を失い、比例のみ20議席（26→20）にとどまった。予想に反し健闘したのが自由党（18→22）と社民党（14→19）であった。自由党は総選挙直前まで与党の一角におり、ごり押し無理強いの中で政権を追われるようして離れ、党首である小沢一郎の政治生命も尽きたと評されていたが、政権与党への批判が集中する中、テレビコマーシャルのイメージ効果も幸いし政治勢力としての存在感を示した。また社民党は村山富市委員長（首相）時代の自社さ政権における「右旋回の完了」から批判勢力としての存在価値の喪失により今回は存在の継続すら危ぶまれていたが、「がんこに憲法擁護」の一言で支持が集まりこれも存在感を高めた。

#### 選挙結果をどう見るか

さて与党の選挙結果については明

らかに敗北と考えてよいであろう。自民党野中幹事長は与党への逆風が吹き荒れる中でさまざまな「責任ライン」を設定し何の根拠もない「自民229議席、与党3党で安定多数」という数字をマスコミに流した。選挙前の議席数が「超安定多数」であり、「盜聴法」をはじめとする民主主義の根幹をも揺るがしかねない法案を次々と通過させることを可能にした国会運営を考えてみれば、今回の選挙結果は自民党の選挙戦術のみならず、これまでの政権運営が明確に拒否された結果であったと理解するのが通常の神経である。マスコミ各社も野中の設定ラインに踊らされてこの点に批判の矢を向けないのが不思議である。この点と関わり自公選挙協力について考えてみよう。

一般に自民党選挙区候補に対する公明の協力は機能したが、その逆は必ずしもうまく行かなかった。東京4区党の比例区への転出決定にそむいて出馬し無所属として戦い勝利した「青春の巨匠」森田健作、東京17区で自公調整ができず、公明元職と戦い勝利した反創価学会を旗印にしていた平沢勝栄などが目に付くが、公明の小選挙区当選が大きく減少した背景には末端の自民支持層の離反があった。たとえば末端で選挙協力を強いたれた自民支持層は公明候補の演説会に動員された際、その支持

層の異様な雰囲気に違和感を感じた層がかなりいた。その反面、たとえば奈良県内の選挙区では公明が出馬を完全に見合わせ、その票を自民にまわし、全選挙区で自民党が勝利した。4区の田野瀬良太郎は前回の小選挙区敗北から一転しての勝利であった。その一因に公明・創価学会票の存在があったことは確実であろう。自民党がこのような創価学会票という「禁断の果実」を食べてしまった議員たちは自民党を変質させざるを得ない。

野党側に目を向けてみよう。民主の勝利については都市部の市民層の「公共事業批判」票を大きく取り込んだといわれている。東京や埼玉、愛知などの都市部での雪崩現象のような勝利は「都市対農村」の対立と評するところもあったが、比例得票だけを見ると自民と民主の差はほとんどなく（1648万対1507万）、「都市対農村」の対立を超えた国民意識の変容が現れた可能性がある。不況の長期化の中で国債の垂れ流しによる公共事業や正当性のない金融機関やゼネコン、果ては大規模小売店まで救済することへの拒否を自覚的に表明する有権者がはじめて層として出現した選挙となるかもしれない。

確かに民主党の比例票が自民に迫ったことは大きく評価してよいだろう。だが、その民主の総議席は自民の約半分であり、小選挙区制の死票累積効果が現れている。さらに民主と共産との関係で言えば、本来は共産が吸収すべき票の一部は小選挙

	自民	公明	保守	改革	その他	無所属の会	社民	自由	共産	民主
今回	233	31	7	0	16	5	19	22	20	127
小選挙区	177	7	7	0	16	5	4	4	0	80
比例区	56	24	0	—	0	0	15	18	20	47
選挙前	271	42	18	5	6	4	14	18	26	95

区制の中で死票を恐れる自覺的有権者も民主へ票を流す投票行動をとった。その結果、民意の反映しない選挙が加速される。選挙制度の見直しを視野に入れた提言が不可欠となる局面がくるであろう。

### 共産党の予想外の伸び悩みをどう見るか

共産党は事前のある雑誌での予測では「37議席士 10議席」、大幅な躍進を期待されていた。その勢いを受け財界との懇談会や政権参画への準備を表明するなど積極的な対応も目立った。しかし期待に反する結果となった。この結果についてはいくつかの点が指摘される。ひとつは敗北したとはいえ12%の得票率を示したこと。10年前には7~8%を前後していたことを考えると、直近の参議院選挙の15%には及ばないものの安定して共産党を支持する層が増大したと考えるべきであろう。かつての40議席当時の共産党に匹敵する数字である。後に触れるが「反共謀略ビラ」という民主主義社会において許しがたい選挙妨害があった中でこの得票率を得たことは日本社会の民主主義の成熟を見た思いがする。しかし、前回の総選挙、直近の参議院選挙よりは大きく後退していることも確かである。これについては選挙制度や戦術の問題と自公とりわけ創価学会によって組織的に取り組まれた「反共ビラ宣伝」がある。

第一の点については先に指摘したように選挙制度効果による民主党へのクロス投票が一因であるが、さらに社民党への票の戻りがある。すなわち、社民党の政権参画や自衛隊容認声明に端を発して社民の「護憲」「左翼性」に期待していた部分が共

産党に流していた票が、今回の土井党首や辻元清美らのパフォーマンスに刺激されて票を戻したということである。この部分が共産票の数%を食った可能性がある。第二の「反共ビラ宣伝」については「民主主義の敵」であり、「日本政治の後進性そのもの」(岩見隆夫)である。現在の政権与党がこのような手法を用いざるを得ないほど追い込まれているという見方も可能であるが(前回までの選挙ではあらわれなかったこと。革新自治体時代には広くあらわれたことなど)、多くの市民的感覚がこのような手法を決していつまでも許すものではないと考えるべきである。さらに公職選挙法に違反しており、取り締まられなければならない。市民生活は長期の不況と将来不安の中で政治に具体的な解決策を求めており、その意味でも市民的常識にそむくネガティヴキャンペーンには二匹目のドジョウはない。

ただ全体として共産党の選挙戦術は現在難しい局面にある。ひとつは政権参画の可能性と他党批判という旧くて新しい問題である。ハードコアな共産支持層は民主、社民の政権担当実績から彼らの政治姿勢が保守重流に過ぎないと判断しているし、共産の伸張なくしては公共事業の見直しも不十分なものになるだろうと考えている。しかし、政権選択の度合いが強まり、なおかつ「野党共闘」の思惑から野党批判を抑えたため、批判票が共産を素通りしてしまった。また、テレビコマーシャルを流さなかったことも有権者への共産のイメージを与えることに弱点があった。この点は「憲法に頑固」な社民、「打たれても筋を曲げない」自由などのわかりやすいイメージがこれらの党の「勝利」につながったことと

の対比で理解できるだろう。予算制約の中でもテレビコマーシャルはいまや大きな選挙効果がある。

### 選挙後の政局不安の不可避性

選挙後の動きであるが、政権運営の面からみれば自民党の動きが注目される。選挙直後、公明、保守の敗北に「責任を痛感した」野中幹事長は、公明の与党内でのプレゼンスをさらに高める選択をした。今回の選挙結果により、自民は衆院、参院とも公明の協力なくしては過半数を獲得できず、公明は「選挙に負けて政治に勝利した」といわれる事態を作り出した。しかし、自民は内部に強力な反公明・創価学会の部分があり、今回の選挙でも加藤、山崎らの派閥にはその意識が強い。また、執行部の「勝利宣言」にもかかわらず大きく得票と議席を減らしたことにも見られるように公明・創価学会と結びつくことへの不安もまた大きい。このような不安定要因を内包したまま今後の政局を乗り切ることは困難であろう。場合によっては自民と民主の多くを結びつけるような「大連立」的政変が起こるかもしれない。その際は野中の失脚と旧小渕派(田中角栄以来の公明とのバイブル)の解体も考えられる。

あまり大胆な予測は止めておこう。いずれにせよ、今回の総選挙結果が安定した政局運営をもたらすだろうと考えることはできない。有権者の投票行動は旧来の政治手法に疑問を呈しているが、ほぼ確実にその期待は裏切られる。さらに民主党は自由党との協力を模索しているというごとく、批判票に応えるような対応ができない。社民はその民主に引きずられつつ場当たり的な対応に終

始する。となれば、21世紀に入って  
早々、意外と早い総選挙があるかも  
しれない。

(神谷 章生 所員 北海道教育大学)

## ◆日本の財政赤字と代替戦略

### 累積する財政赤字

わが国の財政の現状について、すでに5年近く前に、財政制度審議会が「例えて言うならば、近い将来において破裂することが予想される大きな時限爆弾を抱えた状態であり、かつ、その時限爆弾を毎年大きくしていると言わなければならぬ」(「財政の基本問題に関する報告」1995年12月12日)と指摘していたことはよく知られている。同審議会がこうした認識を示した当時の財政状況をふり返ってみると、1995年度

末現在、国債・借入金の残高が約297兆円、地方の長期債務残高が約125兆円、重複分を除いた国・地方の債務残高合計は約410兆円、対GDP比83.7%であった。ところが、わずか4年後の1999年度末(第2次補正後)には、その数値は各々451兆円、179兆円、608兆円、122.7%に跳ね上がった。大蔵省の推計によれば、2000年度末には、国・地方合計は645兆円、GDP比129.3%へとさらに悪化することが見込まれている。まさしく、急坂を転がり落ちる勢いで財政赤字の累積が続いているのである。財政審の喰えを借りるならば、

時限爆弾のスイッチはすでにセットされたというべきかもしれない。

他の先進国との比較してみると、図表のとおりである。EUはマーストリヒト条約により通貨統合参加のための最低条件として、1997年までに一般政府の累積債務残高対GDP比を60%以下とする、また、一般政府財政赤字(フロー)を対GDP比で3%以下とする等の基準を設けて財政改善に取り組んできた。アメリカも包括財政調整法(OBRA)のもとで歳出抑制に着手する一方、長期にわたる空前の好景気の影響もあり急速に財政状況を改善させてきた。他方、わが国も、欧米主要国の例にならない、1996年12月には「財政健全化目標」を閣議決定し、2005年度ま

図表 一般政府総債務残高、財政収支の対GDP比 (単位: %)

	総債務残高			財政収支		
	1990	1995	2001	1990	1995	2001
日本	61.4	76.0	122.1	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.4
アメリカ	55.3	68.3	55.2	▲ 3.7	▲ 3.9	▲ 0.6
ドイツ	43.2	59.1	60.2	▲ 2.1	▲ 3.2	▲ 0.9
フランス	40.2	59.4	63.4	▲ 1.6	▲ 5.6	▲ 1.2
イタリア	105.4	123.1	112.3	▲ 11.2	▲ 7.6	▲ 1.3
イギリス	39.1	58.9	48.6	▲ 1.5	▲ 5.8	0.8
カナダ	71.5	99.2	78.5	▲ 4.5	▲ 4.3	1.5

(注) 1. 2001年は予測、それ以外は実績。

2. 日本、アメリカの財政収支は、社会保障基金を含まない収支である。

これを含めると、次のとおりとなる。

	1990	1995	2001
日本	2.9	▲ 3.6	▲ 7.2
アメリカ	▲ 2.7	▲ 3.1	0.9

(資料) OECD, Economic Outlook ,No.66, Dec. 1999.

でのできるだけ早い時期に、国および地方の財政赤字対GDP比を3%以下とし、公的債務残高の対GDP比(1996年当時約90%)が上昇しない財政体質を実現するとの目標を掲げた。翌年暮れには、財政構造改革法を成立させ、目標年次を繰り上げて「財政構造改革」に取り組んだものの、金融システムの動搖と深刻なデフレ・スパイアルの発生により、1998年暮れには凍結されるに至ったことは記憶に新しい。

その内容の評価は別として、欧米主要国の財政が指標のうえからはいずれも顕著な改善を示しているのに對して、ひとりわが国だけが財政赤字を急膨張させているのはいったい何故なのか。はたして、この財政赤字の累増はわが国の国民と経済社会にとってサステナブル(維持可能)といえるのであろうか。

### サステナブル戦略と財政改革

かの「6大改革」を掲げた橋本内閣が行き詰まつたのは、1997年に始まる「金融動乱」がわが国の金融システムの中核を襲い、「日本発の世界金融恐慌」の可能性を強める一方、消費税率の引き上げや社会保障負担の引き上げ等が失業率の上昇などと相まってデフレ・スパイアルを深刻化させたからであった。内閣の交代は「6大改革」の進め方については若干の変化をもたらした。とりわけ、「二兎を追う者は一兎をも得ず」とばかりに、景気回復のためには何でもありの放漫な財政運営に走り始めたのはその典型である。

ここで前々内閣の掲げた戦略を持ち出したのは、ほかでもなくそれが新保守主義のグランド・デザインに

他ならないからである。その意味で、新保守戦略の基本ラインは現在もなお維持されている。とりわけ、経済構造改革(これはいま「経済新生対策」に衣替えしている)、金融システム改革、社会保障構造改革、省庁再編は戦略の要の位置を占めている。しかし、これらの「改革」が進行すれば、はたして国民に生活の改善と展望をもたらし、財政再建を実現できるのかといえば、答えは否であろう。

たとえば、経済構造改革は新規成長分野へヒト・カネ・技術を集中し、そのために必要になる労働法制の抜本的な手直し、独占禁止法の緩和、企業税制の見直し、情報通信、その他の社会資本整備など周辺環境整備を進めるとともに、社会保障や公的サービスの効率化と抑制を通じて企業負担の抑制を図ることをその基本戦略としていた。「経済新生対策」ではやや表現は異なるが、第1に日本経済がダイナミズムを發揮するための施策、特に新しい知恵の時代の経済活動の主体となる創造的な中小企業・ベンチャー企業振興、新たな産業を生み出す大胆な技術開発を通じたフロンティアの拡大、成長分野における規制緩和・制度改革等、第2に21世紀の新たな発展基盤の整備、第3に金融市場活性化と不動産の証券化等、が課題として掲げられている。しかし、グローバル・コンペティションを至上命題にして新規成長分野にあげて資源を投入し、大手資本の国際競争力の強化と産業構造の転換を図る戦略は、ただでさえリストラにより雇用問題が深刻化することが予想されるのに、他方では労働法制の改変により人材移動を活発化し、不安定雇用を促進しようとするわけであるから、社会の不安や軋轢

は否応なく高まらざるをえないであろう。したがって、このリストラ戦略から脱落する人々に対しては、社会保障や社会サービスの充実を図ることによって社会的なセーフティ・ネット、共生のネットワークを準備しなければならないはずである。しかし、「経済構造改革」と「社会保障構造改革」との交点に位置づけられているのは、公的サービスの抑制なのである。これで維持される「経済活力」とは、いったい何なのであろうか。

1992年8月の総合経済対策から1999年11月の経済新生対策に至るまで、9次にわたる経済対策のために実に125兆円余りがつぎ込まれ、また、銀行救済に70兆円もの公的資金が動員されてきた。それにもかかわらず、あるいはそれ故にか、国民の将来に対する漠然とした不安は静まるどころか、むしろ増幅されてきた面が強い。誤った政策のもとで経済不況の克服は容易に進まず、公共部門の財政赤字だけが膨れ上がる。

いま問われているのは、戦後半世紀以上の期間にわたって追求されてきた集権型、集中型の行財政構造、経済構造、社会構造、地域構造、国土構造のあり方そのものである。経済循環論において、いま改めてコンドラチエフ長波に注目が集まるのも、半世紀にわたる社会経済構造のあり方に疑問が高まっているが故であろう。

財政赤字問題が暗示しているのは、21世紀の経済社会システムをどのように構想するのかという選択である。そこでは「サステナビリティ」がキーワードになることは疑いない。このことは、1980年代以来、国際社会の共通認識となりつつあるといってよい。各国は「福祉・環境保

全型」の経済社会、分権自治型・分散型の社会経済システムの方向へ漸進的に構造改革していくことが要請

されているのである。  
(鶴田 廣巳 所員 関西大学)

## ◆東京都の「銀行税」——その功罪

東京都の石原知事が、様々な面で注目を集めている。その最たるもののが、2月7日に発表された、いわゆる「銀行税」導入である。公的資金の導入を受け、つまり庶民が負担している税金で救済され、しかも庶民にはきわめて安い金利しか支払っておらず、資金繰りに困った中小企業からは情け容赦なく債権を取り立てた上に貸し済る。そんな銀行に対して、石原知事がいわば庶民の声を代弁するかのように新たな税負担を決めたことに、胸のすくような思いの人々が多かろう。逆に銀行側は、銀行だけをねらい打ちした課税は、課税の公平性から問題があるなどとして、全国銀行協会が3月30日付けて、東京都を相手に訴訟を起こすとともに検討しているとのコメントを発表した。

東京都の「銀行税」についていうならば、銀行のいう課税の公平性という観点のみならず、税制のあり方として問題がないとはいえない。しかも、国民が予期していなかった事態もが引き起こされようとしているのである。

### 外形標準課税とは

東京都の新税とは、正確にいうならば、地方税の一種である(法人)事業税の改正である。通常ならば事業税は、各事業年度の「所得」に税率をかけて計算する。そこを、所得で

はなく他の基準、例えば資本額や売上金額、家屋の床面積、従業員数などのような、外形的基準で課税することを外形標準課税とい。これを銀行についてだけ用いて、「業務粗利益」に税率をかけるという方法で、これまでよりも多額の事業税を負担させよう、というのが「銀行税」である。

通常の事業税の計算方法では、売上金額から、売上原価、人件費などの諸経費を差し引いて得られる所得金額に税率をかけて課税する。この場合、赤字法人には課税できない。たとえ所得があったとしても、経費の額が多いれば、税収もあまり期待できない。そこで東京都は、銀行については諸経費を差し引いた所得の代わりに利息・手数料・為替売買損益などの収支を合計した業務粗利益に税率をかけるようにして、より多額の税収を得ようというのである。

### 全国的な導入への審議

事業税に外形標準課税を導入すべきだ、という議論は、戦後から浮かんでは消え、消えては浮かび、を繰り返してきた。特に近時、具体的に審議された1999年度の政府税制調査会からは、早期導入を目指した「地方法人課税小委員会報告」が7月9日に出されている。これによれば、付加価値、給与総額、事業面積等と給与総額との組み合わせ、資本

等、の4つの外形標準が提案されている。

導入が議論されている理由の一つは、安定的な地方税源の確保である。地方の行政サービスは、安定的に供給されることが必要である。そのためには、自主財源の根幹をなす地方税の財源は、できるだけ変動の少ないものであることが望まれる。景気の変動によって左右される所得を税額の算定根拠としていては、安定した財源の確保は望めない。

二つ目は、応益課税としての性格の明確化である。負担能力に応じた応能課税が原則である国税とは異なり、地方税では受益に応じた応益課税が原則とされている。その中で事業税は、事業活動に対する地方の行政サービスの受益に着目して課される税として位置づけられている。このことから、その税額計算のもとになるのは、事業活動上、地方から受けている行政サービスの規模を表すものが望ましい、というものである。一般的に、行政サービスの受益の割合は、所得の多寡よりも事業活動の規模との関係の方が適切に反映されるとされている。

三つ目は、税負担の公平性がある。平成9年度のデータでいうと、日本の法人のうち、約63%に当たる153万社が赤字なのである。ということは、半数以上の法人が事業税を払っていないことになる。赤字であろうがなかろうが、各法人がその活動規模に応じて税を負担することが、地方税の負担を薄く広く、かつより公平に分担する、というもので

ある。

これらの理由がありながら、全国的な導入は見送られたところであった。その主な理由は、中小企業に対する配慮の必要性である。この不景気の中、赤字では払いたくても払えない、という切実な事情がある。特に中小企業は、その多くが借金を抱え、明日をも知れぬ状態で事業活動を継続しているのである。事業税を納める前に、企業がつぶれてしまつては元も子もない。その他にも、景気や雇用への影響も、反対の理由とされている。ところが、東京都の「銀行税」導入をきっかけとして、再度、全国的な外形標準課税の導入が検討され始めたのである。

### 自治体の自主課税権

事業税の外形標準課税は、現在でも一部で実施されている。現行の地方税法では、電気・ガス供給業、生命保険業・損害保険業については、所得ではなく収入金額を基準とされている。というのも、これらの事業は、事業形態の特殊性から、所得を基準とすると事業規模に比べて極めて少ない税負担で済んでしまうからである。

実は、自治体が独自に資本金額等の基準で事業税を課税することは、現行法上認められている（地方税法72条の19）。今回、東京都はこの規定を根拠に改正しようとしているわけである。ということは、東京都だけではなく、他の自治体も独自の基準で課税することが可能なのである。しかし、これまで全国の自治体は、独自にこの権限を行使せずに全国一律に外形標準課税を導入するよ

うに求めていた。というのも、一つの自治体だけが実施したなら、その自治体で事業を行っていると比較的損になるため、そこから企業が逃げていく、等々の問題があったからである。厳しい課税をしても企業が逃げていけない東京だからこそ、独自に思い切った課税ができた、といえよう。

ところが、財政難に苦しむ全国の各自治体は、東京都の「銀行税」発案をきっかけとして、独自の課税を検討し始めている。4月1日から地方分権一括法が施行されたことも、その動きに勢いをつけた。これまで、地方分権がうまく推進されてこなかった背景には、生活保護や新しいところでは介護保険などのように、国の法令で義務づけられている歳出が自治体の歳出の半分を占め、他方で、住民が納める税金のうち6割は国に入ってしまっているという地方税・財政の根本的な問題がある。地方自治体が、新税の導入により独自の財源を確保し、国に拘束されることなく行政を推進していくことは、地方分権を考える上では望ましいことといえる。東京都の「銀行税」は、全国の自治体に独自の課税を、との機運を高めたという効果をあげたという側面がある。

### 「銀行税」の功罪

外形標準課税には、赤字企業への課税という問題があるものの、東京都が自治体として独自の課税権限を行使したことは、地方自治の観点からは望ましい。しかも、公的資金の投入を受けて、庶民の恨みを買っている銀行を課税の対象としたこと

は、有権者的心をつかむという点で、石原知事の政治家としての才覚を見せつけたともいえよう。

しかしながら、赤字企業までもが税負担を強いられることとなる外形標準課税の全国的な導入論に、再度火をつけてしまったことも事実である。実は、外形標準課税というのは、隠れた消費税ともなりうるものなのである。政府税制調査会は3月6日、全国一律すべての業種を対象に導入を検討している外形標準課税について、企業の利潤や給与総額などから成る「事業活動によって生み出された価値」を税額算定の基準とする方針を決めている。これは、付加価値税の類型としては加算法と呼ばれている方式である。他にも控除法、仕入税額控除法と呼ばれる付加価値税もあり、消費税は仕入税額控除法に分類される付加価値税なのである。どの方式であれ、導かれる税額は同じ、つまり、実質的に消費税がもう一つ創設されることになってしまうのだ。

地方分権を強化するには、自治体の自主課税権の強化が必要不可欠である。そのためには、本来ならば先に指摘したような、国が主導の地方税・財政という根本的な問題にメスを入れなければならない。東京都の「銀行税」は、地方税の問題に一石を投じたものの、他方で、隠れた消費税の導入への引き金をも引いてしまったのである。もしこれが、石原知事の計算の中に入っていたとしたら、彼の政治家としての「手腕」は、恐るべきものであろう。

（佐々木 潤子 所員 香川大学）



## ◆有珠山噴火と防災研究

### 温泉と噴火

日本は世界最大の公共事業国家といわれる。この長きにわたってハード偏重という体質は災害研究にもあらわれており、従来は建築物の耐震構造やダム・堤防などのいわゆるハード面の研究がメインであった。

だが、5年前の阪神・淡路大震災以降、このようなハード重視の防災では自然のパワーに対して限界があることが広く認識され、ソフト面でいかに被害を最小化させるかについての研究が脚光をあびている。

具体的には、システム工学のアプローチや、社会学（コミュニティ）・心理学（心のケア）・法律学（法制度）そして経済学（リスク管理・産業復興）などの手法がこころみられている。

さて、周知のとおり、2000年3月末、北海道の有珠山がにわかに活発化した。そのふもとの虻田町は、正

面に洞爺湖、背後に有珠山と内海湾をひかえ、温泉と観光がその主な収入源となっている。

総人口は約1万人、就業人口は6000人弱であり、そのうちもっとも大きな割合（4割弱）をサービス業が占め、卸売・小売業、飲食店業が続いている。ここは北海道屈指の温泉郷・洞爺湖温泉を有し、野生のエゾシカが群れる中島への遊覧船などもあるリゾート地である。

その虻田町の一部は、現在も立ち入り禁止区域に指定されている。人口の2割に相当する約2000人が自宅を離れ、避難所や仮設住宅、道内の公営住宅そして親戚の家に避難している。

### 災害のダメージ

「災害は忘れたころにやってくる」とは寺田寅彦の言である。しかし近年、有珠山だけでなく雲仙普賢岳の噴火災害、北海道南西沖地震そして

阪神・淡路大震災などの避難者数が数千人～数十万人規模の災害が頻発しているように、「災害は忘れるまもなくやってくる」のが特徴となっている。

世界に目をむけると、アジアをはじめとして各地で災害多発地帯にある都市への人口の流入が加速しているため、21世紀における自然災害の被害は全体としてさらに増大するだろう。

また、土木先進国である日本と違ってこのような国々でのハード面での防災対策は技術的に未熟であり予算もそう多くかけられないため、ソフト面でいかに被害を軽減させるかが重要である。だが、物理的な被害がわかりやすいのに比べ、精神的被害や経済的被害をとらえることは難しい。

仮設住宅の建設が、被災地では進んでいる。しかし避難所と違い食事の配給がなく、経済的負担はむしろ苦しい。さらに、入居しても荷ほどきがためらわれる。次に何が起こるかわからないためである。

また、営業の再開が見込めないことから、すでに800人近い労働者が解雇されており、避難所運営すら雇用対策の一つとなっている。万一大噴火がおきた場合、農業被害も莫大なものになることが予想されている。

そして、被害は被災地のみならず、周辺の観光地にも打撃を与え、また流通の不通や観光客の減少を原因として関係する他の産業にまで広がってしまう。

このような被害の波及効果を正確にとらえることは、難しい。しかし、広い意味の被害を小さくするために、従来の状況の変化に追従していくような対応（コストも大きい）で



国土地理院作成。図中の火口（黒い点）は建設省記入、地名は筆者記入。

はなく、先手を打っていく「戦略」が模索されなければならない。

### 根本的な対応を

虹田町では現在、集団移転が検討されている。もはや住むことができなくなった土地を捨て、別の場所に新しい町を作る、という方法であ

る。また、緊急雇用の取り組みとして雇用調整助成金制度が適用されている。

しかし、集団移転には住民の抵抗が強く、また住むところが決まっても生活の糧をどうやって得ていくのかという問題が残る。5年～10年の短期間でも雇用を創出することが必要である。また、助成金についても、

必要な多数の書類が準備できず申請件数は少數にとどまっている。災害時に合わせた法制度の変更がのぞまれる。総じて、表面的な対処療法ではなく、根本的な対応が求められる。

(植田 達郎 京都大学防災研究所)

## ◆沖縄とサミット

沖縄でサミットが2000年7月21日から23日に開催されると決まってから、ここ沖縄ではサミットに関する話題が日毎に増え、今ではサミット一色となっている。街の中心地では、空に向かってサミット参加国の国旗がはためいている。「九州・沖縄サミットを成功させよう」「世界の目を沖縄へ、沖縄の心を世界へ」「サミットを世界平和のかけはしに」などのスローガンの横断幕やポスターもいっぱいだ。

サミット関連のイベントも目白押しだ。サミットの意義や役割、沖縄から発信すべき情報は何かを語り合う公開討論会「サミットフォーラム」、サミット参加国の物産や文化を紹介する「G8サミット・文化フェスタ」などが開催された。

市民から募った通訳ボランティアの研修も行われている。市民ボランティアによる街のクリーンアップも続けられている。各ホテルでは従業員のサービストレーニングに余念がない。鉄道がない沖縄で、最近あちこちでやたら道路工事が多くて、普段の渋滞がよりひどくなっているのは、サミットのインフラ整備のためなのだろう。

### サミットで何を訴える？

沖縄県民はサミットで何を期待しているのだろうか。沖縄国際大学の宮森研究室によるアンケートで、「沖縄の何を見てもらいたいか」という質問には、1位が米軍基地、2位が海・サンゴ、3位が平和の礎。また琉球銀行によるアンケートで、「マスコミに沖縄の何を発信してもらいたいか」では、1位が基地問題・平和の希求、2位が歴史・文化、3位が自然。さらにNHKによるアンケートで、「サミットでアピールしたい内容とは」では、1位が米軍基地の現状、2位が沖縄戦や平和を求める心、3位が伝統芸能・文化と、どのアンケートも似た結果となっている。

地元紙はサミット開催によるメリットに力を入れて報道している。サミットは沖縄の夢と希望を実現する最大のチャンスだと。特に経済効果。ちなみに沖縄銀行調査広報室の試算によると、この2年間でざっと110億円の生産波及効果があるらしい。また就業の面では、2年間で約1200人の雇用が見込まれるそうだ。

またサミットで国内外の関心が沖縄に向かうことにより、今後沖縄への投資が増え、観光リゾート産業が発展し、将来的にもその効果はあるだろうと予想されている。

このように経済界を中心に沖縄中が浮かれているように私は感じる。とっても楽観的。しかしサミット終了後も世界のどのぐらいの人が沖縄を忘れずにいてくれ、投資したりリゾート観光に来てくれるのか、私は疑問だ。

### サミットと普天間基地 移設問題

それよりも、1999年4月に今年のサミットの開催地が沖縄に決定した後の6月に、クリントン米大統領が「基地問題が未解決な状態で沖縄サミットに行きたくない。」と発言したことの重みを私は考えたい。クリントン発言以来、あれよあれよといふ間に、宙に浮いていた米軍普天間基地の移設問題が急転換してきた。この一連の流れを振返ってみよう。

1999年8月21日に普天間基地のある宜野湾市議会が移設早期決定決議を可決。10月15日に沖縄県議会も県内移設促進決議を可決。11月22日に糸嶺県知事が移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市

辺野古沿岸域」と発表。12月23日に名護市議会が移設整備促進決議を可決。そして27日に岸本名護市長が基地受入れを発表。

日本の国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に全国の米軍専用施設の75%が集中。名護市は人口約53,600人。所得格差は全国平均の48.6%。3,232市町村中、市では下から4番目の貧しさ。その名護市のなかでも、さらに貧しく高齢化率の高いのが辺野古だ。米政府の圧力により、日本の中の沖縄県、沖縄県の中の名護市、名護市の中の辺野古へと、弱い所へ弱い所へ矛盾を押しつけているのが見える。その辺野古は、1996年にも普天間基地の移設先候補地となり、1997年12月の住民投票で移設反対と民意をはっきりさせたといふのに、なんということだろう。日本政府は否定しているが、沖縄でサミットを開催する理由は、普天間基地の県内移設を沖縄に受け入れさせるためだろうというのが沖縄での見方である。

さらに私が心配なのは、クリントン大統領の2000年2月18日河野外相との会談での、「沖縄は戦略的に

重要だ」という言葉。この言葉が象徴するように、沖縄の米軍基地の必要性を参加国で確認しあうサミットとなりはしないだろうかということ。また沖縄県民が訴えたい平和を求める心も、名護に米軍基地を移設すると議会や首長が了承してしまった今となっては、どこまで説得力をもつただろうか。

しかし、県民やNGOがどれだけ力を発揮してサミット参加国首脳に影響を与えるかによって流れが変わるかもしれない。いや変えたい。そこで主なNGOの動きを紹介しよう。

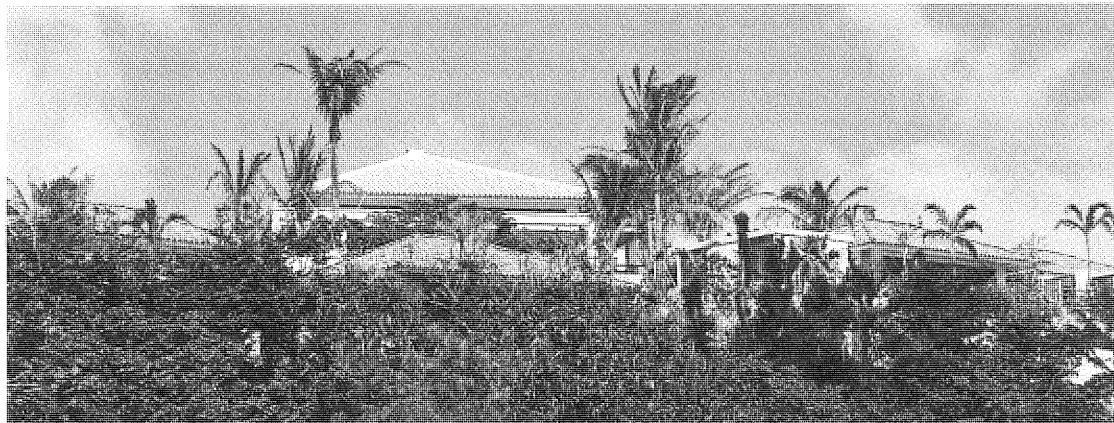
## NGOの活発な動き

軍隊による女性への暴力の問題を中心に活動しているNGO「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」は、6月24日～25日に「国際女性サミット」を計画している。同会は、アメリカ、フィリピン、韓国などの女性たちと一緒に、ジェンダーの視点から安全をとらえ直す活動を1997年から進めている。3回目となる今回の会議のテーマは、「安全保障の再定義にむけて—女性、子どもの視

点から安全保障を問い合わせる」。これは沖縄の女性、子どもだけの問題ではなく、軍事優先の安全保障が、現在世界各地で起こっているさまざまな紛争、貧困、その後の難民の問題につながっているということを訴えることをねらいとしている。

「沖縄環境ネットワーク」は、7月13日から17日まで、アジア太平洋地域約10カ国の環境保護団体のNGOを集めた会議「国際環境NGOフォーラム」を計画している。このフォーラムでは、世界各地で起きている環境問題を議題に話し合うが、特に軍事基地がもたらす環境問題を重要な議題に位置付けている。全体会議の基調講演では、「沖縄の自然環境と歴史的変遷」、基調報告や議論の場では「世界市場化、軍事活動と環境問題」「内発的発展の取り組みと課題」について話し合う予定だ。期間中には、普天間基地と嘉手納基地を視察するほか、普天間基地移設先の辺野古の現場でも議論を深める。そして最終日には共同声明と宣言文をまとめ、サミット期間中に各担当者への要請活動を行うという。

また、「沖縄サミット・平和アピー



九州・沖縄サミット首脳会合の主会場となる万国津梁館（ばんこくしんりょうかん）「万国津梁」とは世界の掛け橋という意味。海外交易で繁栄していた琉球王国時代に首里城正殿に掲げられた鐘の銘文にある言葉。（名護市部瀬名岬にて 5月9日筆者撮影）

ル大行動実行委員会」は7月20日に、東京ドーム430個分にあたる面積の嘉手納基地を「人間の鎖」で囲む壮大な計画を立てている。軍事による平和ではなく、非暴力の平和の実現を訴え、基地の島オキナワの現実を発信し、軍事拠点から平

和発信の拠点への脱皮を願う県民の思いをアピールすることをねらいとしている。包囲には、約2万5千人（ちなみに沖縄県人口は約130万人）の参加者を見込んでいる。

米国を中心としたサミット参加国、日本政府、沖縄県、名護市、そ

して県民やNGOの思惑と期待を集め、サミットがどう展開され何が起こるのか、私はこの目でしかと見届けたい。

（小出由美 経理学校生）

## ◆オーストリア情勢

### 音楽の国的新政権

ワルツ「美しき青きドナウ」、ウィーン・フィルのニューイヤーコンサート、ウィーン少年合唱団、ミュージカル「エリザベート」…、音楽の国オーストリアは日本人にとってなじみ深い国である。事実、多くの日本人観光客がオーストリア、特に首都ウィーンを訪れている。オーストリアは、日本の新聞の文化欄をにぎわせているが、今年に入ると、国際面で政治問題として登場するようになった。

2月初旬の国民党と自由党の連立政権樹立は、EU（欧洲連合）各國やアメリカ、イスラエルなどから非難を受けた。EU各國は外交関係の必要最低限の接触しか行わないなどの制裁措置にでた。各國が非難した理由は他でもない。ナチスを礼賛するなどの過激な発言が目立つイェルク・ハイマー（オーストリア南部の州知事）を党首とする自由党が政権入りしたからである。連立政権への非難は国内でも起り、2月中旬にはウィーンで15万人規模のデモが行われた。これに対し2月下旬、ハイマー党首は知事の責務を全うすることを理由に党首辞任を発表した（5

月1日の党大会で正式に辞任）。後継党首には、連立政権で副首相のポストにあるリース・パッサー女史が就任した。辞任発表の日、自由党の幹部たちは、記者に対し「たとえハイマー氏が辞めても、自由党は依然としてハイマー自由党である」と口をそろえた。

事の発端は、1999年10月に行われたオーストリア国民議会（下院に相当）の選挙である。1986年にハイマーが党首に就任して以来、自由党は「ハイマー自由党」として認知され、彼を頂点とする一枚岩的政党として発展していく（もちろん、内部からの反乱者もでたが）。ハイマーの党首就任後、下院選挙のたびに議席を増やしていく「ハイマー自由党」は、今回の選挙で52議席を獲得（26.91%の得票率）し、ついに第二党になったのである。

### 誰が、なぜ自由党に投票したのか？

オーストリアは人口約800万人の小さな国である。今回の選挙での有権者数は約583万人、うち有効投票数は約462万票、自由党に投票した人は約124万人である。「ハイマー自由党」に投票した有権者にはいくつ

かの特徴がある。あるアメリカ人研究者は、これを「3つのギャップ」と呼んでいる。つまり、性的ギャップ、世代間ギャップ、社会階層的ギャップである。自由党に投票する有権者は男性、若者、労働者が多く、今回の選挙でもこの傾向は確認できる。

今回の選挙で男性全体のうち32%が自由党に投票した。また、自由党投票者の男女比率は約6対4である（他党はせいぜい1対1の割合）。男性が自由党やハイマーに惹かれるのは、その男性的もしくは攻撃的発言による。若者（18～29歳）に関しては、彼らの政党及び政治離れが大きな原因として挙げられる。若者たちが聴衆ならば、ハイマーは若者向きの服装を着用し、彼らの関心事について訴えかける。若者の失業率は、EU諸国内では低いランクに入るものの、オーストリアの平均よりは若干高い。若者たちが物心をついたときにはすでに社民党と国民党の二大政党が長期に渡り政権を担当していた。既成政党に対して距離を置く若者たちが、ハイマーをアンチ・エスタブリッシュメントの共鳴板と見なしたのである。

今回の選挙で大きなポイントだったのは、労働者（ブルーワーカー）の47%が自由党に投票したことであった。オーストリアでは従来、労働者の主たる支持政党は社民党であった（これに対して、自営業者や農民は

国民党を支持していた)。その社民党には35%の労働者しか投票しなかった。数字の上では、自由党は「労働者の政党」になった。

また、出口調査によると、有権者が自由党に投票した理由は次のようにある(複数回答)。

- 1位「スキャンダルを暴露してくれたから」(65%)
- 2位「政治に新風を吹き込んでくれたから」(63%)
- 3位「自分の利益を代表しているから」(48%)
- 4位「外国人移民に反対しているから」(47%)
- 5位「ハイダーのパーソナリティ」(30%)

日本では、「ハイダー自由党」のナチス的発言や外国人排斥問題などがしばしば報道されていたが、それよりも既成政党に嫌気がさしたことが同党躍進の理由である点に注目すべきである。

「スキャンダルの暴露」とは、戦後のオーストリア政治がいかに制度的に疲労していたかを示す。1955年に独立したオーストリアでは、ある時期を除いて、社会党(現在の社民党)と国民党の二大政党が連立政権を組み政治を運営してきた。この二大政党は、政治の世界だけでなく国民生

活の隅々にまで影響を与えてきた。全国的な各団体(例えば商工会議所、農業会議所、全国規模の労働組合など)や国営放送、各種銀行などの幹部クラスはほとんどが二大政党の党員で占められてきた。重要なポストを両党で独占し続けた結果、その恩恵を享受できない人々が特権批判を展開してきた。その代表がハイダーである。以前、彼はテレビで誇張した数字を提示し、いかに両党が特権を享受してきたかを視聴者に訴えたことがある。このような特権享受者批判が「スキャンダルの暴露」である。

## 今後のオーストリア政治

この選挙後、「半年後に選挙をすれば、自由党が第一党になるのではないか」との見方が大半であった。しかし、3月と4月に行われた地方選挙では自由党は予想に反して議席を伸ばすことができなかった。原因のひとつとしては、連立政権に対する外国からの予想外に大きな非難が考えられる。

ハイダーが近い将来連邦首相になれるかどうかは、今後の連立政権の政策次第である。現政権は、年金改革問題、健康保険の負担をめぐる問

題、国有企業の民営化問題など前政権から引き継いだ様々な問題を抱えている。これらを国民の納得のいくように解決できれば、ハイダー連邦首相誕生も夢ではない。しかし、自由党に投票した人のほとんどが非党員であり、熱心な自由党支持者でもない。自由党の将来は、国民が連立政権の政策にどのような評価を下すかに左右される。これからもオーストリア情勢から目が離せない。

## 参考文献

- [1]Fritz Plasser, Peter A.Ulram, Franz Sommer, Analyse der Nationalratswahl 1999, (今回の出口調査に関するレポート。<http://www.zap.or.at>よりダウンロード。2000年に出版予定)
- [2]Günter Bischof & Anton Pelinka (eds.), The Kreisky Era in Austria, Transaction Publishers, 1994.
- [3]Christa Zöchling, Haider: Licht und Schatten einer Karriere, Molden Verlag, 1999.
- [4]Wolfgang Mantl (Hrsg.), Politik in Österreich, Böhlau Verlag, 1992.
- [5]Günter Bischof, Anton Pelinka, Ferdinand Karlhofer (eds.),

## 1999年選挙の結果

( )は1995年(前回)選挙のもの

	得票数	得票率	議席数
社民党	1,532,448	33.15%(38.1%)	65(71)
自由党	1,244,087	26.91%(21.9%)	52(41)
国民党	1,243,672	26.91%(28.3%)	52(52)
緑の党	342,260	7.40%(4.8%)	14(9)
リベラル・フォーラム	168,612	3.65%(5.5%)	—(10)
その他	91,275	1.99%	

The Vranizky Era in Austria,  
Transaction Publishers, 1999.

オーストリア政治をより深く知るために  
[1]高橋進「大連合体制とデモクラ

シー」、篠原一編『連合政治II』岩波書店、1984年所収

[2]村松恵二「オーストリアの新右翼」、山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書、1998年所収  
[3]フォルクマール・ラウバー編集、

須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』信山社、1997年

[4]大西健夫・酒井晨史編『オーストリア』早稲田大学出版部、1996年  
(馬場 優 大阪市立大学大学院)

## ◆援助という仕事 ——東ティモールから

厳寒のコソボから、熱帯の東ティモールに赴任して約5ヶ月。ひどく暑くて閉口したがなんとか仕事と生活を楽しめるようになってきた。今回はNGOとの契約である。赴任した当初、ほぼ目に付くすべての街道沿いの家々は焼かれていた。ある国連職員が言った「まるで『ムンクの叫び』をそのまま現実にしたような」雰囲気といえばその時の印象が伝わるだろうか。反面、海の上に浮かぶ真っ白な国連職員専用の船上ホテルは、まるで別世界のようで、なんとも異様であった。

ここで私は二つの混乱、方向性を出せない地域「政治」の混乱と「援助」のあり方における国際社会の混乱との中で仕事をしている。

### 復興のパラドクス

前回の緊急援助とは異なり、今回東ティモールでは市場（マーケット）再建という長期的な開発援助を担当している。ここでは今、緊急援助、つまり食糧配給や保健衛生といった仕事は一応、区切を見せ、社会それ自体をいかに再建築するかといった開発援助の段階に入ってきている。

混乱後徐々に復興する経済は、ディリ中心部に位置するメルカド・ラマ（中央マーケット）への商人の集中、それに伴う交通の集中、公害を作り出し、無秩序なネットワークを作り出した。また復興景気を見込んだアジア各国の業者の参入はティモールの水準とはかけ離れたパラレルなマーケット構造を作り出す。これは地元経済の急速なインフレ要因となり、一般の人々の生活には貢献しない「復興」といったパラドクスを生む。

不健全なネットワークは非効率な経済を生み出し、物価高騰、富の集中、その富に群がる犯罪を生む。

いかにこのネットワークに秩序を持たせることができるか、これが今回の仕事の最終的な目的である。

我々のプロジェクトは、現段階では人口の集中著しい中央マーケットからいかに商人をサテライト市場であるコモロ、ベコラに移動させ秩序を回復できるかを目標としている。実際には両サテライト市場の建物を改修するといったハード面と共に、協同組合の組織化、運営の協力といったソフト面での援助を進めている。

### 地域の混乱

生きていくため、生活のために、人間はネットワークを必要とする。衣食住すべての部分において、すべての「要素」はネットワークを回り、生活を動かし、そしてネットワークそれ自体を成長させていく。これは経済であり、また文化でもある。このネットワークを導くのが政治であり、そのネットワークを助けるのが援助である。

コソボでも感じたことだが、システムが破壊された社会の復興は、まるでアメーバーの増殖のようである。断片断片に分断された個人、あるいは家族が、地縁、血縁そして利益をベースにつながりを作り出していく。そしてそのつながり同士がネットワークを作り出し、社会の基盤を作っていく。

しかし必ずしもその出来つつあるネットワークが、一般の人々の利益や必要に基づくモノではないところが問題であり、援助の仕事、政治の仕事をややこしくしている。ルール無きままに拡大するネットワークの有様は、まさしくアメーバーの弱肉強食のそれである。何が社会からのニーズであり、何が特定の利益集団のニーズなのか、これを見極めるのは至極困難である。

ちなみに前回のコソボの記事では

「崩れた積み木を積みなおす作業」と表現したが、ここティモールでは社会の分断の度合いが、より深刻な印象を受ける。そのため、よりミクロなレベルでの融合現象が先に生じたという意味で、「アーメバーのよう」などという表現を選んだ。一つはインドネシア時代の経済、社会システムは、上部のインドネシア人をコアとして形成されていたため、彼らがここを去った後、特に経済においてネットワークの破綻が著しい。また二点目に、彼らが自身を細分化させる要因として、コソボのセルビア人地域のような、従来までの敵が國內に勢力として存在しないことがあげられるだろう。

現在のティモールの政治は3つの勢力に分かれる。一つは1975年のインドネシア占領以降、オーストラリア、ポルトガルなど国外で独立運動を進めていたグループ。2つ目はファリンテルンなど反政府組織として武力闘争に携わっていたグループ。3つ目はインドネシア時代、他のインドネシアの民主化運動と連動して政治活動を進めてきた学生グループである。

民主主義とは各構成員が共通の土台に立つ事により、初めてそれが機能する。しかし現状では、政治とはこうした一部の階層のゲームに過ぎなく、出来つつあるネットワークを導きうるものには成長していない。またネットワークそれ自体もステートを支えうる程には成長していない。東ティモール人とは誰かというネイション概念の曖昧さ、ネットワークを導くには未熟なステートの弱さ、社会ネットワークの無秩序さ。ポルトガル植民地支配、日本の占領支配、インドネシアの強権政治のツケは、無責任にもティモールの

人々の上に残されたままだ。

## 援助の混乱

さて、こうした地域政治の中で国際社会の責任、援助のあり方は、ひとえに全ての東ティモール人が決定プロセスに参加しうる、民主主義の共通の土台を作り出すこと、それを通し、ネットワークを導きうる自主的な政治システムを作り出すことにある。

これは教育、法律、政治制度といったソフト面から、道路、通信などの物理的なインフラ整備、ハード面双方を含む。そしてUNTAET（国連東ティモール暫定行政機構）はこの方針に添って組織作りとプロジェクトを進めている。が、効率的には機能できていない、というのが現状である。

単純にこれは、国連がその官僚制と方法論をそのまま、東ティモールに移植したに過ぎず、現地のニーズからの企画立案が行われていないからである。また、過去20年間、ドナー国であるアメリカの視点から全て失敗と評される国連ミッションにおいて、今回のティモールでのミッションは、国連最後のチャンスと内部では尊されている。つまり、今後も国連がその官僚制を維持しうる資金を受けつづけるための「証拠」としてティモールで何らかの成果を出したいとの目論見がある。

つまり、ここに東ティモールのニーズは考慮されておらず、国連システムの維持のための道具として東ティモールが利用されているという現実がある。ある国連職員から聞いた言葉は皮肉だ。「国連という巨大な象は、餌としていつも巨額の金を必要としている。今この象は東ティ

モールという餌を食べている。」

また、これにアジアでの勢力拡大をもくろむアメリカ、オーストラリアの糸引きが絡む。地政学的に見て、ティモールはアジアへ打ち込まれた「くさび」である。アメリカにはフィリピンに代わる、アジア南部をカバーする基地として、オーストラリアには、アジア進出の北の足がかりとして、この地は彼らに魅力である。さらにアメリカにとっては、太平洋からインド洋への抜け道としての軍事的価値もある。

今、ティモール人の間では、ティモールにアメリカの空軍基地ができるという噂が流れている。もちろん、噂に過ぎないが、先日アメリカ軍が海峡と主要な港の深度検査、ある地域の空中写真を熱心にとっている事実を付け加えておきたい。

正直、東ティモールを巡る国際援助のあり方は、ティモール人の混乱の比ではない。ここに援助の視点はなく、大国のエゴのみが優先され、ティモールは「手段」に過ぎない。

## 援助という仕事

あまりに否定的なことばかりを書きすぎたかもしれない。しかし、こうした状況下においても日々の住民の生活があるのであり、この点において、援助の仕事の意義は存在すると最後に述べたい。援助の仕事とは、ニーズを見出し、分析し、プロジェクトを通して社会に還元していくプロセスである。我々自身の間でも、国連や国益を超えたところでの、新しい援助のネットワーク作りが必要となってきたいるのかもしれない。

（泉谷 晃 所友 ADRA 日本支部東ティモール事務所）

# 21世紀の環境問題と 社会経済システム

グローバリゼーションが進行する21世紀の環境問題は、地域での取り組みと国際協調が連携して初めて解決への展望も見えてくるだろう。持続可能な開発の実現に向けて、人々の地域固有財に関する意思を開発計画に反映させる地域からのシステム構築が望まれる。



UETA Kazuhiko  
植田 和弘

## I 20世紀の環境政策 —到達点と課題—

地球温暖化や環境ホルモン問題にみられるように、21世紀においても人々の生存条件を悪化させ生命を危機に陥れる大規模な環境破壊が生じる可能性は小さいとは言えない。

産業革命以降、自然を改造する能力を急速に高めた人類は、一面では、自然の制約から解放され人々の潜在能力を生かす技術的基盤をつくりだしつつあるが、他面では、そこで生み出された技術のアンバランスな発展によって、生存そのものを根底から脅かす危険性を大きくしている。20世紀は戦争と経済の世紀であった。同時に20世紀は、それが生み出した環境の危機が人類の生存基盤を破壊するものであり、生命の危機や文化の破壊につながることが認識され、環境保全への意識的な取り組みが本格的に始まった世紀でもある。その経験のなかから何を学び、何を手がかりにして21世紀の環境問題に立ち向かっていけばよいのだろうか。

20世紀の環境問題と環境政策を振り返ったと

き、そのすさまじい環境破壊に驚かざるをえないが、被害の救済、汚染の制御、自然の保護、アメニティの保全、さらに環境の復元と再生等、実際に多様な環境運動と環境政策が取り組まれたことも、特筆に値することである。曲がりなりにも、環境司法、環境立法、そして環境行政の枠組みが整えられてきたのである。その過程で生み出されてきた環境運動や環境政策における理念や原則、制度や技術には、21世紀に受け継がれ発展せられるべきものが少なくないが<sup>1)</sup>、ここでは環境権と持続可能な発展に着目しておきたい。

日本における環境権の議論は、公害裁判に実際に関わっていた弁護士からの問題提起に始まる<sup>2)</sup>。公害裁判において加害企業の法的責任はある程度明確にされ、損害賠償も認められたが、これらはあくまでも事後的なことであって、不可逆的な環境破壊を未然に防止するためには「良好な環境を享受する権利」すなわち環境権が市民的権利として確立される必要があると考えられたからである。地域で環境保護に取り組む人々はこの提起に刺激を受け、入浜権、浄水享受権、親水権、自然享有権、景観権などをかかげて裁判や運動を進めていることは周知のとおりである。さらに環境権という考え方は、良好な環境を自らつくる権利として発展し、または環境を改变する開発という行為に関する意思決定過程において情報を取得

し、学習し、決定にかかわる権利として具体化されつつある。環境権ルールの制度化と人々がその制度を活用する力量を持つことは、21世紀初頭の優先的課題であろう。

20世紀の末は、開発の理念が問い直された時代としても記憶されるだろう。所得のみを指標にして成果を図ろうとする経済成長一辺倒の開発論が見直されるとともに、それに代わる開発の目標やあり方として、人間開発(Human Development)や社会開発(Social Development)、そして持続可能性(Sustainability)が提示されてきている。さらに、開発の主体や進め方として内発的発展が提唱され、世界や日本の各地で具体的な実践が積み重ねられている。持続可能な開発・発展(Sustainable Development)は、国連の「環境と開発に関する世界委員会」(通称ブルントラント委員会)が1987年に発刊した報告書<sup>3)</sup>に盛り込まれた概念であり、その後開発における環境と経済のかかわりを考える場合に常に立ち返る指針になっている。その意味するところは、次の3つの課題を実現する発展パターンである。第1に環境や資源への配慮、第2に、南北間・世代間の社会的衡平、第3に、生活の質や豊かさへの貢献という次元を組み込むとともに将来世代をも含めた長い目で見た社会的効率である。

社会的衡平<sup>4)</sup>と社会的効率という目標は従来からの開発論においてもあった議論なので、新しく提起された持続可能な発展論の重要性は、環境や資源へ配慮することを発展が具備すべき条件として明確化したことであろう。つまり、今後のあるべき発展パターンは、社会的衡平と社会的効率の達成を目指しつつ、同時に人間と自然との交流を調整して環境や資源を社会発展の基盤として永続的に一定水準以上に維持するような人間と自然との間の物質代謝の関係が持続するものでなければならないというのである。持続可能な発展は、今日においても理念上の論争がつづいているが<sup>5)</sup>、地球的な規模やマクロなレベルだけでなく、サステイナブル・シティや持続可能な社会づくりにみられるように、現実の公共政策やまちづくりとしても取り組まれている。これもまた、21世紀の課題である。

## Ⅱ グローバリゼーションと 環境問題・環境政策

環境権ルールの制度化を進め持続可能な発展パターンを創り出すことは、21世紀へ向けて優先的に取り組まれるべき課題であろう。その際留意すべきことは、21世紀の環境問題は、経済や技術の21世紀における発展段階の下で、新しい質をもって現れるという点である。それを主導しているのは、資本の国際間移動による各国経済の統合すなわち世界経済のグローバリゼーションの進行であろう。1980年代後半以降、いくつかの類型を持つ地球的な規模の環境問題が出現した背景もここにある。それだけでなく、地域的規模で起ころうの環境問題においても、国際的な経済関係が原因や背景となって生じる問題が増加するという質的な変化が見られる。だとすれば、地域経済と世界経済の複雑な相互関係をふまえることなくしては、地球的な規模の環境問題も地域的な規模の環境問題もそれを生み出す経済メカニズムを正確に理解し、制御の方向性を明らかにすることはできないであろう。言い換えれば、地域環境政策に裏打ちされた持続可能な地域づくりなくして、世界全体での持続可能な発展はあり得ないし、逆に、グローバルなスケールでの環境権ルールを組み込んだ市場や国際経済関係の確立は持続可能な地域社会が成立するための条件であろう。このことは、地域経済レベルの環境運動と環境政策、国民経済レベルの環境運動と環境政策、および世界経済レベルの環境運動と環境政策の相互の間のネットワーク関係のあり方を問うことでもある。この全面的な解明は、この小論でなしうるところではない。以下、いくつかの論点に絞って、初步的検討を行っておきたい。

### (1) グローバリゼーションと環境問題

世界経済の統合化・グローバリゼーションが進み、産業や生産施設の再配置や再編成が大規模に

進行している。世界経済のグローバリゼーションは、環境問題にどのような影響を与えていたのだろうか。グローバリゼーションは世界大での企業間競争を激化させる。そのことは、一面でより効率的な生産をしなければ生き残れないで技術革新を促し、情報通信技術の急速な進歩とも相まって、産業構造の転換が進むだろう。それは、特に先進国においては、エネルギーや自然資源を多量に消費する汚染集約型産業構造から知識集約型産業構造への移行過程として現実に表れつつある。そして、そのことが、よりクリーンな生産技術の採用や普及を促進する側面もあるだろう。今日クリーナー・プロダクションやゼロ・エミッションと呼ばれる一種の生産技術改革の動きが環境保全と関わって起こっているのはその反映の現れと見ることができる。ただ、それが世界的広がりを持つものとはならず、むしろ世界全体としては途上国に汚染集約型産業が集中する傾向があるように思われる。さらに、いわゆるハイテク汚染にみられるように、知識集約型産業を支える高度技術は環境保全的であるとは限らず、新しい形態の環境問題を作り出すことにも留意しなければならない。

現実のグローバリゼーションは国境を越えたスケールで環境問題をひきおこしている。それはさしあたり、①国境を越える広域環境汚染、②海外直接投資・開発援助に伴う環境破壊、③国際分業関係・貿易構造に伴う環境破壊、④貧困と環境破壊の悪循環、⑤グローバル・コモンズの環境破壊、という5つのタイプに類型化することができる<sup>6)</sup>。このいずれの環境問題もその影響の具体的現れは究極的には各地域において生ずるが、その発生メカニズムを制御する上で、今日の国際経済関係から生ずる固有の困難があることが重要であろう。

## (2) 豊かさモデルの再検討<sup>7)</sup>

あらゆる開発は何らかの意味でその目的として実現すべき豊かさモデルを持っている。これまでの豊かさモデルが達成してきたものがどのようなものであったかを持続可能な発展の見地から検討しておこう。UNDP（国連開発計画）が公表した

1992年版の人間開発報告（Human Development Report）によると、1960年から89年の30年間に、最富裕層20%と最貧層20%の所得のシェアの比率は、30対1が59対1へとほぼ2倍に格差が広がっている。そのためもあって、先進国と途上国の人々1人当たりの資源消費量には大きな格差がある。例えば、先進国の人々1人当たりの消費量は途上国の人々1人当たりのそれに対して、牛乳で8.2倍、紙で13.5倍、アルミニウムで16倍である。先進国的一部において過剰消費に近い実態があるのに対して、最貧国においては今日や明日の食糧すら確保されていない。

しかも重要なことは、地球環境や地球資源の容量を考えると現在の先進国が享受している物的生活水準は、世界中の人々が享受可能なものとは思えないということである。例えば、対人口比率で現在の日本と同じだけの自動車が中国において普及すると約7億台ということになるが、この7億台が現在のガソリン自動車として普及するすれば、地球温暖化防止は不可能であろう。同時に、途上国の人々に発展の権利があり、それが当面先進国で発展した技術の導入や生活様式の普及という形で進んでいることも確かである。

このことの意味するところは、西欧式近代化の始まり以来、世界中が目標としてきた豊かさのモデルを見直さざるを得ないということである。量で測ってきた豊かさの内容を、生活の質や人間福祉の向上にどれだけ資するかという面から再検討する必要がある。さらに、この「豊かさモデルの見直し」が、先進国の人々と途上国の人々の共通の認識になる必要がある。地球環境や世界にある資源は世界中の全ての人々にとっての共通基盤として活用されるべきであるとするならば、豊かさや生活の質の具体的な内容とその実現のプログラムを、先進国と途上国の人々が共同して協議し考案するプロセスが不可欠であり、その第一歩としてそのためのコミュニケーションのチャネルがつくられなければならない。このことを通じて途上国において環境制御能力をつくり出すのである<sup>8)</sup>。それは事柄の性質上、政府間だけのチャネルだけではなく、NGO間や自治体間協力など多様なチャネルとして形成されるべきだろう。

### (3) 国際環境協力と適地技術

地球環境保全は国際的な協力体制を構築しなければ成し得ないことは自明である。経済力もあり公害による被害やその対策を進めた経験もある日本からの国際貢献が求められているのも当然であろう。特に、技術力を持つ日本に期待されているのは、環境技術の移転である。しかし、日本からの協力のあり方を、環境技術の新たな市場を確保するという観点から「高度な」技術を途上国にそのまま移転することを考えるとしたら、国際的な技術協力もうまくいかないし、環境保全の成果も得られない。なぜなら、これまでに発展してきた環境技術が途上国の現状に適しているとは限らないからである。高価すぎることやエンド・オブ・パイプ型技術に偏っていること、さらに地域の生態系や循環構造に適合しないことが指摘されてきた。したがって、環境技術協力は単なる技術の移転ではなく、その地域に適した環境技術を開発することであり、そうした技術を適地技術と呼ぶことができるだろう<sup>9)</sup>。それぞれの地域の実情に適した適地技術は、技術一般と同様ハード面だけではなくソフト面が重要であり、E.F. シューマッハーが中間技術の構想において明らかにしたように<sup>10)</sup>、エコロジーの法則に適合し、地域資源を活かし、地域に根をおろした地域技術の設計とそれを使いこなす人材に配慮したものである。そうした技術の開発には、地元の経験や知識と先進国とのそれが有機的に結合される必要がある。現在環境技術移転で論じられていることは、結局そのために必要となる知識や情報のコミュニケーションシステムと、それを活用する人的・財政金融的支援システムに関する国際的な協力体制の問題なのである。

### (4) 開発モデルの再検討

豊かさモデルの見直しは、その裏面にある開発モデルの見直しでもなければならない。

日本におけるこれまでの開発モデルは、画一性と集権制に特徴があった。典型的には、地域開発のモデルを中央の霞ヶ関で考えて、それに中央か

らの補助金、その他の行財政システムを結びつけ、その開発モデルに地方から立候補させ、中央や企業が選択していく開発方式であった。本当は地域に固有なやり方を行えばより望ましい開発ができたかもしれないが、中央政府の開発モデルに合わせるために地域の実状を無視した無理をしがちである。この開発モデルは、短期的には欧米にキャッチアップするという国家目標のために資源を動員するという点で効率的に見えたかもしれないが、同時に画一的で文化的多様性が失われたり、環境破壊が残ったりする、そういう開発モデルであった。その結果、日本の地域社会において地域のことを地域自身で考え、切り開くという意味での地域の活力が衰退し、中央や外部に依存する体質になったことが最大の問題点であった。

そういう日本の地域の開発モデルの反省をふまえ、世界やアジアの開発モデルのあり方を考える必要がある。その際、グローバリゼーションの下で多国籍企業の行動様式と各国の公共政策との関係が重要である。世界各地での開発の担い手が多国籍企業であることが増える下で進む世界大での開発競争が環境問題に及ぼす影響をみていく必要がある。グローバリゼーションの下での国際的な環境保全ルールはいかに形成されるべきかが問われることになるが、それは各地域の実状から出発し、豊かさモデルと開発モデルについての各地域での成功と失敗の経験と教訓をふまえて、世界大での国際協調を図っていくことになろう。

そのときに抽象的な言葉でしばしば言われている原則は、意識や思考はグローバルに交流しながら、足元から行動し、地域から取り組んでいく(Think Globally, Act Locally) ということである。その具体的な内容は何かを考えることが当面の課題である。この点で、環境自治体という言葉に典型的に表されているように、住民と自治体および地元の事業者がパートナーシップの原則で協力して環境改善に取り組み成功している事例がでてきていること、またその成果が国際的に交流されつつあることは、一つの方向性を示唆するものであろう。こうした地域からの取り組みと世界大での国際協調が連携してはじめて地域環境問題と地球環境問題を同時に解決する展望も見えてくるのではないかろうか。

### III 地域固有財を重視した開発

要するに、21世紀の環境問題への取り組みは地球的規模であろうと地域的規模であろうと、まず地域から、言わば環境保全型開発－すなわち持続可能な地域社会づくり－を具体化することから始まる。ここでは、地域固有財という概念に注目して、環境と開発のコンフリクトを解決する方向について考えてみたい。地域固有財とは、文字通り地域に固有の財という意味であり、環境は地域固有財でもある。この場合の財は、仮にモノを指す場合でも、モノそのものというよりも、そのモノに体現しているその地域に固有の歴史性や文化性・芸術性－アメニティと呼ばれる－として把握されるべきであろう。

環境破壊は、環境がもっていた機能が破壊されることを通じた地域の共同性や人間と環境との関係の破壊であった。環境破壊の具体的な現れ方は、環境汚染として生じるか、自然破壊として生じるか、さらには、アメニティ破壊として生じるものである。もちろん、これらの環境破壊が複合して生じることもある。この定式化に従えば、地域の環境を改善するという目標を具体化することはそれほど難しいことではない。すなわち、①環境汚染はできるだけゼロにすること、②自然是保護すること、保護すべき自然が残っていない場合には、都市に自然・エコロジーを回復すること、③アメニティを保全、再生、創造すること、の三つに集約される。これらの政策目標の中で最も総合的な内容をもつのは、アメニティである。ある空間において環境汚染が深刻であったり、自然破壊が進行している中で、アメニティが良好であることはあり得ない。

同時に、アメニティのみが人間の営みが作り出してきた歴史的な産物としての町並みや建造物、さらには文化財を含む概念であると同時に、そうした人工物がある空間の中でどのように自然と調和しているのかを評価しうる概念である。つまり、

時間軸上における歴史的アメニティと空間軸上における空間的アメニティを地域の個性や文化性として統一的に把握することができるのであり、この意味においてアメニティは地域固有財であるということができる。

持続可能な開発というと、往々にして水や大気が清浄であるかどうかといった自然的条件だけが議論されがちである。それも重要であるが、持続可能な開発とは、地域に固有の文化性を維持・発展させていくことであり、それは人々の地域固有財に対する認識が高まり、地域開発計画の主要な目標として位置づけられるようになることである。従って、持続可能な開発とは、地域固有財を重視した開発ができる。

地域固有財を重視した開発は、保全すべきものを破壊する開発とはなり得ない。当時に、住民にとっての利便性向上をもたらす近代化を全く否定するような硬直的な保全とも異なる。むしろ、開発の本来の意味におけるところの、地域における資源や人材の潜在的能力を引き出すことによって、アメニティの向上が図られることになる。1980年代後半以降の地域開発のヴィジョンをみると、一方で大規模な国土開発をもたらすビッグ・プロジェクトが進められているが、他方で地域の伝統文化を現代的に再生したり、村おこし運動に代表されるコミュニティ密着型の計画が数多く試みられている。こうした試みは、地域固有財を重視した開発の方向を示唆しているであろう。

アメニティの概念は、イギリスにおける法的定義によれば、“るべきものが、るべきところに、あること”であった。ある地域における“るべきもの”や“るべきところ”は、その地域の人々以外には決めようのないものである。従って、地域固有財を重視した開発とは、地域の人々の地域固有財に関する意思を開発計画に反映させることに他ならない。それには、どうすればよいのだろうか。

一つは、常に指摘されることであるが、開発計画における住民参加である。問題はその具体化の方法である。現在でも首長や議員を選出するという形で、開発計画に住民の意思は形式的には反映するはずだが、それが十分に機能していないことは、例えば近年における公共事業をめぐる問題で

明らかになったところである。

しばしば形骸化が指摘される間接民主主義を補完するものとして、かつその活性化を促すためにも、住民投票のような直接民主主義制度をもっと充実させるべきである。現行の直接請求制度は、住民投票に至る手続きが複雑な上に、最終的に議会の議決を経なければならないため、その有効性はきわめて限定されている。このことは、例えば、カリフォルニア州において、住民投票制を通じて都市や沿岸域の環境保全のためのルールが、住民の意思として具体的に形成されてきたことと比較するならば、あまりにも歴然としている<sup>11)</sup>。つまり、私たちは、カリフォルニア州民よりも、望ましい地域をつくるための手がかりが少ない分、地域の開発計画が遠いものになり、上意下達型の地域開発が通りやすくなる。

住民投票制度は、地域開発計画をボトムアップ型に転換して身近なものにしていくためにも不可欠の手続きであると同時に、より望ましいまちづくりを選ぶことができるという意味で、まちづくりに対する選択権を住民が獲得していく重要な手がかりとなるであろう。こうした手続きが議会の活性化とあわせて具体化されることが、地域固有財を重視した開発を可能にする条件である。

では、このような手続きが仮にできたとして、そこで選択された開発計画は客観的に見ても望ましいものとなるのだろうか。言い換えれば、客観的ということを仮に専門家の意見と置き換えるとした場合に、住民による投票の結果が専門家が望ましいと考える結果と一致するためには何が必要なのだろうか。

投票を行う住民が地域固有財に関する意思を形成するためには、地域固有財に関わる情報のデータベースが構築されなければならない。従来からある、郷土資料館や図書館などに集積してきた文書中心の資料を充実させるとともに、情報通信技術を用いて双方向型で資料や情報を豊富化させ体系的に整理することが必要である。データベース化は、単に漠然と情報を集めるというのではなく、総合的な開発計画を立案し、地域の変化に関する情報を考慮して絶えず再構成していくフィードバックシステムとすることが望まれる。

地域固有財の情報に関するこうした前提の下

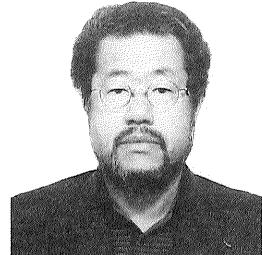
で、専門家と住民が交流し学習する機会をもつことは、地域固有財を生かした開発を進める第一の条件である。同時に、このことが、持続可能な発展のための地域間の協力や連携を行う基盤をつくりだすとともに、グローバルな公共性や環境権ルールを国際経済関係に組み込む動因となるだろう。

- 1) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 1989年, および植田和弘『環境経済学』岩波書店, 1996年, 参照。
- 2) 大阪弁護士会編『環境権』日本評論社, 1973年。
- 3) 環境と開発に関する世界委員会／環境庁訳, 大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店, 1987年。
- 4) 持続可能な発展が「将来世代から自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」(『地球の未来を守るために』)と定義されるように、世代間衡平の視点が新しく重視されている点は、注目しておかなければならない。
- 5) 例えば, Sachs,W., "Sustainable Development," in Redclift,M. and G.Woodgate eds., *The International Handbook of Environmental Sociology*, Edward Elgar, 1997, pp.71-82.
- 6) 植田和弘「グローバリゼーションと地球環境問題」基礎経済科学研究所編『地球社会の政治経済学』ナカニシヤ出版, 1998年, 160~172ページ, および, 寺西俊一『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社, 1992年, 参照。
- 7) 以下の文章は、拙著『環境経済学への招待』丸善ライブラリー, 1998年, の最終章の一部を加筆・補正したものである。
- 8) 植田和弘「持続可能な発展と世界経済システム」, 池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年, 263~274ページ。
- 9) 植田和弘「地球環境保全と環境技術移転」, 高橋裕・武内和彦編『地球システムを支える21世紀型科学技術』岩波書店, 1998年, 217~232ページ。
- 10) Schumacher,E.F., *Small is Beautiful*, Muller, Blond & White Ltd, 1973, 小島慶三・酒井懋訳『スマール イズ ビューティフル 人間中心の経済学』講談社学術文庫, 1986年。
- 11) 都市環境研究会編『都市とウォーターフロント』都市文化社, 1998年。

(うえた かずひろ 所員 京都大学)

# 長良川河口堰による 環境破壊と建設省の 責任

汽水域に造られた長良川河口堰は、ヘドロの堆積、酸素欠乏によるシジミの絶滅、ヨシ原の壊滅、天然アユ、サツキマスの激減、鵜飼いの凋落などを引き起こした。建設省は、こうした実態を予測しなかったばかりか、認めようとしない。



KASUYA Shirō  
柏谷 志郎

## I 河口堰計画の歴史

長良川河口堰は、1960年に構想が出され、多くの反対運動にもかかわらず、1988年に着工、1995年7月より運用と、35年もの歳月が費やされた。

河口堰の目的は、当初の構想では利水であった。高度経済成長時代の伊勢湾コンビナートなどへの淡水の供給である。やがて、石油危機などをきっかけに「高度成長経済」は終焉し、水需要は大幅な減少を示した。それにもかかわらず、過大な水需要予測がたてられてきた。

木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）では、73年プランの85年の予測は、実績の70トン/秒に対し、108トン/秒の新規需要を見込んだ。この予測は机上のプランとの批判を受けた。実際には、85年から95年にかけての実績は80トン/秒前後で推移した。次に出された、93年プランの2000年予測はさすがに下方修正されたもの

の、新規需要44トン/秒を見込んだ。河口堰の22.5トン/秒が新たな開発に含まれるように新規需要を設定したともとられる内容である。やはり、水需要はほとんど横這いで、新規需要は不要であることが証明された<sup>1)</sup>。長良川河口堰はもちろん、建設にかかり始めた、同じ水系の徳山ダムも不要ということになる。水需要を決定する経済・社会的背景が近い将来激変する可能性はない。無駄な公共事業が自然破壊を進行させる張本人であることを見逃せない。

## II 長良川の概要と歴史

長良川は、釧路川とならび、本流にダムのない、最後の「大河」と言われてきた。長良川は、日本の本州の中央部に位置する郡上郡高鷲村の大日岳（標高1,709m）を源流とし、幹線流路の延長は166km、流域面積約2,000km<sup>2</sup>で、伊勢湾にそそぐ一級河川である。深い渓谷は存在せず、民

家・耕地が絶えない地形的要因や、1200年の伝統を持つ天皇家の鵜飼いが行われているため、第二次大戦が終わるまでは「天皇の川」とされていたため、永年ダム建設は放棄されてきた。結果的に、都市部を貫く河川ではめずらしく自然環境が残してきた。今もって、岐阜市には全国でも珍しい環境庁が指定する川水浴場が、41万都市の真ん中に位置している。

魚種も豊富で、現在までに、河口を利用する海の魚も含めると126種が確認されており、四万十川の120種を凌いでいる。1985年に環境庁が行った川魚の全国調査では、信濃川と筑後川の63種に次いで、62種と第3位を占めている。河辺の植物相も豊富で、44科168種が記載され、レッドデータブックで「危急種」にランクされたミズアオイ（ミズアオイ科）、タコノアシ（ユキノシタ科）も確認されている。また、下流域は、湿地やヨシ原が多く、生息する鳥類も豊富である。現在までに、133種の鳥類が記録されている。その他、哺乳類も8科11種におよぶ。

### III 流域の市町村と人口

流域の市町村は、岐阜県と三重県の2県にまたがり、4市、10町、4村を数える。その総人口は、736,681人（1999年12月1日現在）である。流域の山間部にはスキー場、平地にはゴルフ場が多い。沿線ではアマゴなどの渓流釣りや、アユの友釣り、アユのヤナ場、鵜飼い等が行われている。また、奥長良、千本松原、せせらぎ渓谷の3県立公園が指定され、温泉地、渓谷、滝、湖、鍾乳洞、山、高原等の観光地が名高い。岐阜城、加納城、琴塚古墳、織田信長居館跡、宝暦治水工事碑など多くの史跡も残す。

### IV 河口堰計画

河口堰は淡水の確保を第一の目的とした。水利権を有する愛知県、名古屋市は早くからこの計画に賛成を表明したが、伊勢湾コンビナートへの水をほしがっていた三重県は、途中から財政的理由で反対の意志を表明した。最後に、愛知県と名古屋市が水利負担の一部を引き受ける約束が交わされ、1987年に三重県も合意した。

折しも、1976年、集中豪雨で長良川本流の堤防が決壊した「安八水害」に見舞われた。この時から、河口堰の治水目的が強く主張され始めた。安全に洪水を流すために浚渫をして河道を広げる必要があるが、河口から15km付近のマウンド（川底が高くなっている）を浚渫すると、塩水が潮上し農業塩害を引き起こす。これを阻止するために河口堰が必要、というのが、治水の論法である。これを受けて1978年、湛水域の大部分が所属する岐阜県の知事が着工に同意した。

ほとんどの漁業関係者は、当初、このプロジェクトに反対した。1973年、流域全漁協を中心とする原告団2万6千名の河口堰建設工事差止訴訟が提訴された。その後、補償問題が解決し、1978年、同訴訟が取り下げられ、最後まで反対した赤須賀漁協など3漁協も、1988年に河口堰着工に同意した。これを受け、1989年、総事業費1500億円で着工した。

関係自治体には、堤防強化、排水ポンプの強化に加え、生活基盤の拡充、農業基盤整備、さらには、漕艇場の建設、三川公園の整備、道の駅の建設などの娯楽施設の充実等が国の予算で行われた。漁協関係へは、人工アユの種苗センターが建築された。

## V 予想されたマイナス効果

1990年、生態系への影響を調査するためのNGO、長良川下流域生物相調査団（団長・山内克典岐阜大学教授）が結成された。同調査団は、生物相への影響を懸念し、建設省に質問状を提出した。それに対して、建設省・水資源開発公団は、「長良川河口堰の質問へのお答え」（以後。お答え）を公表し、全体として、堰運用による生態系への影響は軽微であるか全く心配ない、一部影響が心配される項目は、人工的対策を講ずることによって、結果的に「影響はない」と言い切った。

### (1) 堰上流の川底の夏期の低酸素

建設省は夏期の試験運用のデータの無いまま本運用に入った。そこで、「また、類似水域の温度躍層の形成状況から類推すると、平成6年夏期のような異常渇水時においても明瞭な温度躍層が形成される懸念は少なく、それに伴うDO（溶存酸素）の著しい低下の恐れは少ないと推測される。」との「結論」を出した<sup>2)</sup>。

### (2) 藻類の大発生とアオコ

「せき上流では、常に十分な水が流れている状態にあるため、アオコが発生するなどの水質悪化は考えられません。」

「既設類似堰では、流動速度が1cm/sec以上の場合には藻類の異常増殖による集積現象（アオコ）が発生したという事例がないことから、長良川河口堰において藻類の異常増殖による集積現象（アオコ）の発生の可能性は小さいと判断しています。」

### (3) 汽水域

「長良川の汽水域は現在約15kmまでです。河

口堰完成後は堰上流は淡水化し堰下流のみが汽水域となるため汽水域は5.4kmまでと狭くなりますが、汽水域がなくなることはありません。」

### (4) ヤマトシジミ

「堰下流から河口にかけては底層の塩分濃度が現状とほとんど変わらないということから、ヤマトシジミについては余り変化はないだろう。」「ヤマトシジミについては締切工事や浚渫等の影響はあります。」

### (5) アユ、サツキマス

アユおよびサツキマスについては、最新式魚道の効果があることが確認され、多くの稚魚が放流されていることから影響は小さいと判断。

### (6) テナガエビ

「テナガエビは、木曽川大堰、利根大堰、筑後大堰などの既設堰の遡上調査で漁道を利用して遡上していることが確認されており、河口堰の設置がテナガエビの棲息に大きな影響を与えることはないと判断されます。」（お答え）

### (7) モクズガニ

堰完成後も堰下流の汽水域や海域で底生生活に移行。

### (8) ウナギ

「長良川の現在までの生産を裏付けるに足りるシラスウナギのそ上量は確保されるであろう。」「シラスウナギは、•••0.4m/secの流速で、また体長15~30cmの大きさになれば、1.5m/secの流速があれば魚道から容易に遡上することが可能である。」

### (9) ハゼ科

カジカについては、影響軽減対策を追加的に講

じることにより生息に大きな影響はないと判断。ハゼ類は、吸盤によりカジカ類より強い迴上能力を持ち、生息に大きな影響はない。

#### (10) アサリ、ハマグリ

「海域や河口海域を主な棲息場所とするアサリ、ハマグリへの工事の影響は軽微なものと判断されます。」

#### (11) ベンケイガニ

堰上流に歩行移動する。

#### (12) ヨシ

堰上流では潮の干満を受けなくなることから、ヨシ等の一部について影響が予想され、植生の復元を行う。河口堰と関連の工事で約300haあったヨシ原が100haほどに減少。

#### (13) ユスリカ

「ユスリカの大量発生については、長良川河口堰の完成後、水質および底質が大きく変化することは考えられないことから、これらを原因とするユスリカの大発生はないものと判断されます。」

## VI 観測された環境へのマイナス効果

#### (1) 汽水域の破壊

汽水域は、淡水と海水が周期的に微妙に混合し、多様な環境をつくり、面積あたりの生物の種と量は地球上でも有数である。これが、河口堰により、単調な環境へ激変させられる。海水の溯上は完全に阻止され、周期性も微妙な混合も消失させられた。堰によって貯められた淡水は、堰下流の海水域へ放出される。軽い淡水は十分混合する

ことはなく上層を形成し、下層の海水と境を画すことになる。空気中の酸素が層を飛び越えて川底へ達することは困難である。堰の下流の川底では著しい溶存酸素の低下が確認された。ヤマトシジミなどの汽水性動物に、壊滅的打撃をあたえ、ヤマトシジミは浅瀬を除き、ほとんど死に絶えた。

さらに、底部で常時生ずる逆流は、有機物を含む土砂を堰に向かって運び、堆積させる。底生動物はほとんどが死にたえており、有機物の消費者も無く、堆積し、腐敗し、ヘドロとなる(写真1)。このヘドロをふるいにかけると、ゴミばかりで動物はほとんど生存できない。堰を閉じて間もない頃は、このヘドロの中に、多くのヤマトシジミの死骸が認めら(写真2)れた。隣接する揖斐川には河口堰が無いため、引き続いヤマトシジミの生息できる環境であるとの対照的である(写真3)。漁師の証言では、かつての長良川の川底の砂は、揖斐川よりサラサラし、ヤマトシジミの最大の漁場であった。

ヘドロの厚さは最大2mに達している。建設省は、この堆積物をヘドロと言わず、シルトとのみ記載する。シルトは土や砂の粒子の大きさによる分類である。単なる粒子の大きさのみでは本質が語れない。酸素が無く、有機物を多量に含んで、腐敗した「性状」もきちんと記載に加える必要がある。こうした性状をも定義し、私達はヘドロと表現している。

写真1 長良川河口堰下流の川底のヘドロ  
(1998年)



## (2) 湖沼化

長良川の総リンの濃度は、源流部では $0.01\text{mg/l}$ 程度と少ないが、河口部では $0.05\text{mg/l}$ を上回る。総窒素の濃度も、総リン濃度と良く相関している。これらの値は、琵琶湖をしのぎ、富栄養化の著しい諏訪湖に匹敵すると言われてきた。岐阜市とその周辺部の生活排水が、荒田川、境川へ集められ、これらが、35kmあたりまでに長良川へ注ぐため、35kmから30kmあたりは最も有機物負荷の高い地点となっている。

リン・窒素に加え、堰による流速の低下は、春から秋にかけて藻類の大発生を引き起こしている。クロロフィルa（葉緑体）は $80\mu\text{g/l}$ を越える日も出現した。流れがある頃の同値は数 $\mu\text{g/l}$ までがほとんどであった。今まで、長良川では見られなかつたアオコも初めて確認されたようになった。

夏期に温度躍層が形成され、酸素を含んだ水塊が川底まで沈みきらず、川底が無酸素状態になる現象は湖沼ではよく見られる。建設省の「予測」はみごとにはずれた。

やがて、堰の上流の川底にもヘドロが堆積し始め、メタンガスの発生も秋から春にかけて特に顕著になった。一方、多くの動物が生息し、天然の浄化装置でもあったヨシ原は壊滅的に失われ、現在も進行中である。その他、不快害虫で、アレル

ギー疾患の原因になるユスリカは、桁違いの増加を見せていることも見逃せない。

## (3) 回遊魚等の通過障害と漁業被害

本流にダムの無かった長良川は、天然のサツキマス（降海型アマゴ）が上る数少ない清流であった。プロの漁師が生計を立てられる豊かな川であった。河口堰が運用になって真っ先に認められたことが遡上の遅れである。2週間ほどの遅れは、さほど気に留めることでも無かつたかもしれないが、やがて漁獲が確実に、厳しく落ち込んでゆく前兆であったようだ。建設省が公表している38km地点のサツキマス漁獲尾数の推移では、毎年着実に減少している。95年（本格運用の年）までは、これより下流で7個所の漁場があり、専業の漁師が漁を行っていた。96年以後は、水流が無くなり、流し網漁そのものが不可能となり、ほとんどが廃業している。38km地点がかろうじて流し網漁ができる最下流となった。新村の聞き取り調査によれば、河口堰運用前の1994年には38kmから下流部全体の漁獲尾数は4650尾にのぼり、1999年の278尾は16分の1を下回る激減である。サツキマスが1匹も上らなくなるのはそれほど遠い将来ではない。

アユの総漁獲量は、過去、永きにわたり放流漁獲量をはるかに上回っており、両者の差は天然アユの漁獲量と推定されている。河口堰運用の

写真2 ヘドロの溜り始めはたくさんのヤマトシジミの死骸が見られた（1996年）。

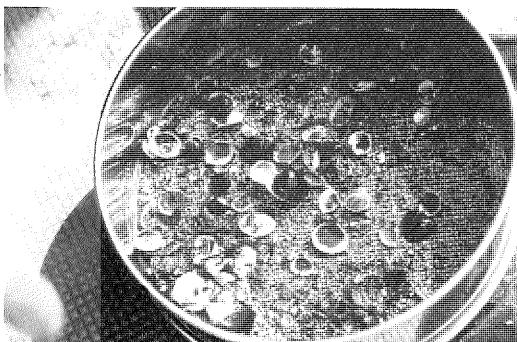
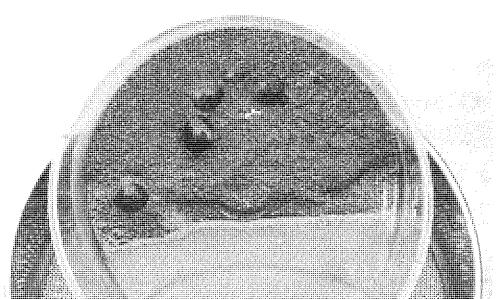


写真3 隣接の揖斐川の川底。河口堰がないから、昔ながらの砂地でヤマトシジミも多く生息（1997年）。



1995年以後は、両者のグラフは逆転し、天然アユの漁獲分が完全に失われてしまった。建設省が河口堰でカウントしている天然遡上アユは小さすぎて漁獲の対象とならないようである。また、長大な湛水域は仔アユの降下に著しい障壁となっている。河口堰までに、仔アユ密度は1/5となり、日齢も平均13.4日を数えた<sup>3)</sup>。

岐阜県の漁業統計によれば、モクズガニの漁獲高は1996年の1.5トン弱に対して、1998年には0.8トン強へと激減している。これに対し、揖斐川、木曽川での漁獲高はほぼ横這いである。

かつては、長良川河口部ではシラスウナギ漁が盛んであった。一晩に数十万円の稼ぎを出す漁師も珍しくはなかった。河口堰が運用になって、河口堰下流でシラスウナギが大量に漁獲できた年もあったが、現在は、ほぼシラスウナギ漁は壊滅した。ベンケイガニも大きな個体が散見される程度である。さらに、和田吉弘（建設省モニタリング委員会委員）が「魚道を上る」と言い切った（円卓会議）、川底を住みかとする回遊魚（カジカ、アユカケ）はほとんど姿を消すほどの激減である。代わって、ブラックバスやブルーギルが増えている。

以上のように、環境に関わる建設省の事前の“予測”はほとんど完全に外れている。いいかげんな“予測”をもとに国民を騙す行為は厳しく断罪されねばならない。

## Ⅶ シジミ漁、観光への影響は深刻

ヤマトシジミは淡水で生殖できないが、生活はできるため、赤須賀漁協の漁師達は、揖斐川で捕ってきたヤマトシジミを、長良川の河口堰上流に放流し、後に、これを漁獲していた。また、堰閉鎖前から残存するヤマトシジミの量も多く、シジミ漁は可能であった。それどころか、今までかなり上流でしか生息できなかった淡水性のマシジミも繁殖はじめ、長良川のシジミ漁は生き残ったかに見えた。しかし、徐々にヤマトシジミ

が減り、やがて、放流したヤマトシジミさえ獲れなくなり、淡水性のマシジミさえも激減してきた。すくい上げられるのはゴミばかりで、長良川の川底は、シジミの生息できる環境ではなくなつた。

堰下流の状況は前述したごとくである。ただし、河口より4kmあたりの左岸には、建設省による「諸プラン」なる場所があり、砂がまかれている。ここへ案内された見学者に、「下流はヘドロではなかった。砂地でシジミもいた。」と言わせるために税金が浪費された。いや、せいぜい1%にもおよばないであろう人工砂地によって、大部分のヘドロの海を隠す隠れ蓑を、税金を弄して造ったとしたのなら、税金を使って国民を欺く二重の罪を犯している。

建設省はさらに繰り返す、「木曽三川のシジミの漁獲量は変わっていない。」と。木曽三川とは両隣の木曽、揖斐も含めている。長良川へは、もはや出漁する漁師は誰一人いない。漁師達は、かつての数倍の時間を費やして、木曽川、揖斐川で漁をして、なんとか、漁獲を維持し、生活を守っているのである。漁師を愚弄し、国民を欺くのが「木曽三川のシジミ漁獲量」に他ならない。

宮内庁の鵜匠によって執り行われる、伝統の長良川鵜飼いの凋落はめざましい。岐阜市の長良河畔にあるホテル街は、次々に廃業に追い込まれている。数センチほどしかない天然アユでは、鵜がついばみ、呑み込む醍醐味は見られない。20cmを越す、時に30cmに達するような天然アユが篝火に照らされたのは昔の風情となってしまった。

## Ⅷ 水道水としての懸念

河口堰から導水される知多半島では、水道水が「臭い、刺すような味」と言われ、木曽川上流の水に戻すよう運動が進められている。河口部には下水・廃水、汚水がそそぎ込み、富栄養化した水には藻類が発生するなど、飲用とするには危険な要素が多くすぎる。アオコを形成する藻類の毒素

(ミクロシスチン) や、有機物の多い水を塩素消毒して発生するトリハロメタンには発癌性が指摘されている。トリハロメタンが死産に関係しているとする疫学データも無視できない。水道水の汚染で集団下痢症を引き起こすクリプトスパリジウム（原虫）は通常の塩素消毒では殺せない。治療薬がないのも現状であり、免疫力の弱い人への感染は死を意味する。

さらに、いわゆる環境ホルモンがほとんどの河川の下流部で検出されることは、今や常識となっている。これが、ヒトの生殖機能に破壊的影響を与える懸念が指摘されている。私達の調査では、長良川の水から明瞭な女性ホルモン様作用物質が検出されている。こうした、危険性が不可避な河口部に貯めた水を飲用に用いることは、人道的にも許されることではない。

## IX 長良川河口堰は治水施設ではない

浚渫しなくとも洪水の危険は無いとの試算があったマウンドであるが、建設省は、河口堰の本格運用を待ち、いち早くこの浚渫を完了した。この段階で、方便としての河口堰の治水目的も完全に消滅した。現在、河口堰の唯一の機能は潮止めである。1999年の9.15台風で、長良川上流の決壊に対して、建設省は、「河口堰の効果」は上流までは及ばないとの弁明をしている。洪水を安全に流すために、浚渫の効果はあるかもしれないが、河口堰にそんな機能はあり得ない。それどころか洪水流下の妨げになることは必至であるし、高潮が跳ね返り、破堤の危険性を高めている。河口堰が治水施設であるかのような混同を、あえて持ち込もうとする建設省は情報操作を行おうとしていると取られてもしかたあるまい。

塩止め・塩害防止にこれほど高価で、有害な施設を必要とするのか。この点こそが、科学的に議論されるべき時期に来ている。河口堰の全開によって、地下水に塩水が浸透する可能性はあるが、粘土層を下から越えて田畠に塩水が入る可能性は無い（奥田節夫建設省モニタリング委員会委員私信）。さらに、田畠に上流から淡水を流したり、堤防に沿って水路を造るなど、安価で多様な塩害対策は可能である。

## X 建設省を包囲しなければならない

建設省の「事実」が、私達の科学的調査と異なった「事実」であるのは奇々怪々である。1月24日のニュースステーションで中山建設大臣は、久米の「長良川ではマスが上らない。シジミが獲れない。」の発言に、「全くそんなことはない。」と真っ赤なウソをついている。すでに朝日新聞は、1999年暮れに「建設省のウソ」という論説で建設省を断罪している。これ以上、税金を浪費してウソをつかせ、有害無益な公共事業で将来に負の遺産を増やさせてはいけない。建設省には、国民的包囲で答えなければならない。

- 1) 富樫幸一「木曽川水系フルプラン 1993 年の形成と問題点」『岐阜大学地域科学部研究報告』第 6 号, 133 ~ 158 ページ, 2000 年
- 2) 建設省・水資源開発公團『長良川河口堰調査報告書』第 2 卷, 4 ~ 265 ページ, 1995 年
- 3) 古屋康則, 足立孝, 山内克典「長良川におけるアユ仔魚の流下状況」財団法人日本自然保護協会『長良川河口堰が自然環境に与えた影響』109 ~ 116 ページ, 1999 年  
(かすや しろう 岐阜大学地域科学部)

# 徳島・吉野川第十堰問題 その後

—住民投票からポスト住民投票へ—

K・U

(徳島市民)

本誌90号において吉野川第十堰問題について報告させて頂いた。ここでは、第十堰問題の経緯の概略及び有権者の50%近くの署名を集めた徳島市民による直接請求が市議会により否決されたことまでを述べた。本稿では、住民投票の実現から住民投票後の第十堰問題の展望について素描してみたい。

住民投票が実施されることになったが、この条件が徳島市における住民投票の在り方を全く変えてしまった。

通常、住民投票ということになれば、ある特定の問題の賛否が争われることになるが、この条件がついたために第十堰可動堰化計画の賛否ではなく、住民投票が成立するかどうかの問題にすり替わってしまった。可動堰計画推進派は組織的に住民投票ボイコット運動を展開した。計画に反対する市民グループの運動も計画案に対する反対よりも住民投票を成功させることに運動の重点が置かれた。こうして、わが国における公共事業の是非を初めて問う住民投票は、政治によって大きく歪められてしまったのである。しかし、可動堰計画推進勢力によって設定されたハードルを、市民は越えることができた。2000年1月23日に行われた住民投票が、建設省の可動堰計画案に対する全投票者の90%もの圧倒的な反対の意思が明確に示したことはすでに周知のことであろう。

ここで示された徳島市における住民投票の結果はどのような意味を持つのであろうか。徳島市の住民投票の結果には法的拘束力はない。執行機関としての市長はその結果を「尊重する」というあくまでも政治的効果を有するに過ぎない。しかし、建設省によるダム審議委員会による事業計画の検討、徳島市をはじめとする地方議会の計画推進を求める決議が地域の意見を代表するものではなく、むしろ民意は逆であることが公的な手続を

## 住民投票の結果とその意味

直接請求署名が徳島市議会により否決された後、市民団体から第十堰問題を争点とする市議会選挙を経て議員提案による住民投票条例制定が実現した。しかし、この時点では、計画賛成派勢力の思惑から住民投票実施時期を明記しない内容の住民投票条例となった。その後、住民投票問題を政治的争点からそらすという意図の下に住民投票の時期を定める条例を制定することになったが、ここで、第十堰改築計画推進派議員が付けた条件が住民投票の結果に大きな影響を及ぼすことになる。それは住民投票の投票率が50%を越えなければ、住民投票が不成立となるのはもとより開票そのものをしないという前代未聞のものである。住民投票実現派は泣く泣くこの条件を受け入れて

経て明確に示された点を第一に挙げることが可能である。ダム審のメンバーはほとんどが計画推進派であり、ほぼはじめから結論が見えていたものであった。真の市民の代表者がその場には参加できていない。市民から出された意見もほとんど顧みられず計画に関する情報も住民に対して十分に公開されなかった。議会における推進決議も計画推進派議員により計画内容に対する十分な検討もなく行われたものだ。住民投票の結果は、このように民意を顧みないあるいは民意があるように装いながら真の民意を反映しない事業遂行の方法に対する公的な手続にしたがった批判が下されたという意味を有するであろう。

さらに、建設省が進めている可動堰改築計画の内容に対する市民からの疑念が明確にされたことが挙げられる。これは、なぜ、可動堰改築が必要なのかという市民の疑問に対して納得できる回答ができず、可動堰計画案が否決されたことを意味する。前稿で述べたように、確かに、建設省は、可動堰改築が必要な原因として、①現在の堰が老朽化しており、堰が壊れた場合、旧吉野川への分水ができなくなり、多大な経済的被害が発生する

こと、②現在の堰が斜め堰のため、直下流に異常な深掘れをおこしていること、③洪水時に堰上げをおこし危険であることを理由として現堰を機械制御の可動堰に改築することが必要であるとして市民にもダム審議委員会にも説明してきた。

しかし、市民側からは、①現在の堰は健全であり、部分的に補修すれば、対応できること、②異常深掘れの原因は砂利の採取であり、砂利採取が行われていない現在、ブロックなどで護岸対策を行えば、問題ないこと、③堰上げについては、僅かに計画高水位を越える部分を堤防補強すれば問題がなく、これまで第十堰があるために堤防が決壊したことではないこと、むしろ、④現在の堰より1.5キロメートル下流に可動堰を建設する建設省の計画は、巨大なダム湖を作ることになり水質を悪化させること、⑤1030億円を建設費（うち170億円が地元負担）と毎年7億円の維持費は国および自治体の財政を圧迫すること、を理由として現在の堰を壊し、可動堰を改築する必要性に重大な疑問を提起してきている。このような市民側からの問題提起に対してこれまで建設省は、政府としてのアカウンタビリティー（説明責任）を十分に



写真提供：第十堰・住民投票の会

果たさず、かえって市民が建設省に対して不信感を持ったことが明らかにされたのであった。

## 建設省の対応

建設省は、住民投票の直接請求署名が有権者の50パーセント近く集まったときから、従来通りの改築事業の進め方に懸念をもったようだ。そこで、住民投票を横で睨みながら「話し合い」路線をすすめてきた。これは、かつて荒川河川敷の利用をめぐって市民間で対立があったとき市民の話し合いをまとめた当時の荒川工事事務所長を徳島工事事務所長に迎え、市民の合意形成による第十堰問題の解決を図るものであった。この動きは、1.23住民投票後、鮮明となり、「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」(以下、「あり方懇」と略す)を2月12日からスタートさせている。堰建設に反対、疑問の市民グループを含めて幅広い呼びかけを行ったが、これまでの建設省の事業遂行に対する不信感から主だった市民グループの参加が得られず、一般公募による懇談会となっている。建設省からの「対話」の要請に対して市民グループは、建設省が眞の対話をすることを本当に保証するため、可動堰計画の棚上げを求めていたが、建設省はこれには応じなかつた。

建設省の「あり方懇」による「話し合い」路線にはつぎのような問題点がある。すなわち、建設省の認識では、第十堰事業に賛成の市民とそれに反対の市民との間の対立(建設省はさらに第十堰があることで洪水の危険にさらされる上流の市民と第十堰に思い入れのある下流の市民との間の対立であると説明する)を事業者である建設省が中立的な立場から、これを解消するための場を設定するとしている。しかし、問題の本質は、事業を推進することで利益を受けるゼネコンなどの建設業者とここから一定の利益供与を受けていたり、これまで市民からさまざまな反対の声が出ていたにもかかわらず、はじめから結論の見えたダム審議

会により「民意」をでっち上げ、強引に事業を推進してきた建設省が今さら中立公正な立場を主張できないことはだれもが認めるところであろう。

## 今後の展望

このような建設省の「話し合い」路線に対して、市民の側では、現在の堰を残すための市民案を作るための新しい組織「第十堰みんなの会」を4月16日発足させた。これは、「第十堰住民投票の会」の主要メンバーが現堰を残すための方法について広く市民から意見を聴くほか、現堰を残すための市民案をつくるために必要な調査を行うための基金も募っていくことを目指している。

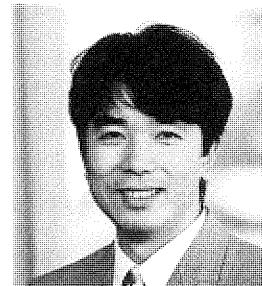
徳島・吉野川第十堰問題は、1.23住民投票で改築計画に対する市民の意思が明確に示されたことによって、ようやく市民と建設省が同じ土俵に立ってそれぞれの主張の正しさを闘わすことができる段階になったということができるであろう。

第十堰問題のそもそもの出発点は、高知県内の吉野川上流に早明浦ダムを建設し、香川県に吉野川の水を分水することに対して吉野川下流の徳島県が同意するために交換条件として出されたものであったと言われており、これはまさしく事業の必要性を抜きにした政治決着によりその方向性が決定されたものである。そこには地元住民の意向を無視した、建設業者、政治家の利害により国土が蝕まれ行くわが国に典型的な政治手法のみが存在している。建設省が「あり方懇」による「話し合い」路線を示したからといって、このような政治力学はなくなったわけではないし、かかる政治力学の中での「話し合い」路線に対して住民が基本的に不信感をもって警戒しているのも当然のことといえる。眞の対話が成立するためには、これまでの可動堰計画を白紙に戻してゼロから出発しなければ、これまでの建設省に対する市民の不信感を払拭することはできないであろう。

(K・U 徳島市民)

# 公害被害者とともに進め る環境再生のまちづくり

公害問題の一因には、人びとが自然のかかわりの中で蓄積してきたものを軽視する経済効率優先型の地域開発もある。今、各地で公害被害者のイニシアティブにより、環境再生に向けた新しい論理によるまちづくりが進みつつある。



KASAGI Hiroo  
傴木 宏夫

## はじめに

(財) 公害地域再生センター、愛称「あおぞら財団」は、大阪・西淀川地域での大気汚染公害訴訟における被告企業(9社)との和解金の一部を基本財産に設立された(1996年9月許可、環境庁所管)。

母体である西淀川公害患者と家族の会は、21年間に及んだ裁判の過程で、たたかいの成果を公害で疲弊した地域環境の再生に還元したいと考え、大阪都市環境会議(大阪をあんじょうする会)の有志らの協力を得ながら「西淀川再生プラン」(Part 1～Part 6)を作成し、世に問うてきた。このような取り組みを背景に、和解条項に「地域再生への協力」が盛り込まれ、そのための基金が企業側より拠出された。国(環境庁)もこの動きを歓迎し、財団設立を許可した<sup>1)</sup>。

本稿では、西淀川地域における財団の約4年間の取り組みを紹介しつつ、環境再生における被害者運動とNPOの果たす役割について論じ、本特集に参加するものである。

## I 活動のスタンス

20世紀は、爆発的かつ大規模な工業化・都市化、または戦争行為など、未曾有の環境破壊や環境汚染を経験した。21世紀は、これらの真摯な反省を踏まえて、人びとの英知によって環境は再生(リハビリテート)できるということを実践の中で明らかにして、人びとの確信にしていく必要がある。公害地域再生の事業はその先陣を担うべきであろう。

現在、あおぞら財団は、以下の4つの柱からなる事業を展開している。

- ① 公害地域における環境再生に資する調査研究と実践活動への支援
  - ② 日本の公害被害の経験や教訓、環境再生活動の国内外への情報発信・交流活動
  - ③ 公害経験を伝え、環境再生活動の担い手を育てる環境学習活動
  - ④ 環境改善等の活動を通じて公害病患者の健康回復等を進める環境保健活動
- これらの活動は、各分野の専門家や活動家、地

域住民の参加を求める、そこから出される意見を吸収しながら、ローリング方式で共通理解を深め、総合化していくといったプロセスを重視している。公害問題は、人びとが地域の自然と歴史の交わりの中で蓄積してきたものをかえりみず、経済効率を優先させた地域開発に一因があった。そこで、公害地域における環境再生の市民活動は、潜在的な資質・能力を掘り起こすという開発（デベロップメント）の本來的なあり方に立ちかえって、進めていく必要があると考えている。

## II この間の主な取り組み

### （1）原風景・原体験のほりおこし活動

これは財団立ち上げ期の重点活動である。明治時代からの地図を分析し、西淀川地域における土地利用の変化が著しかった時代は昭和10年代と昭和30年代であるとの仮説をたて、各年代において小学校高学年であった70歳代および50歳代の住民に、当時の地図と一緒に見ながら、どのような遊びをしたか、記憶に残っている景色や自然、地域の変化や公害をいつ頃、どのようなことで認識するようになったか等を聞き取り、地図カルテや年表カルテとして整理した。区内の約120名の公害患者らが調査に協力した。

このようにして、再生すべき環境について市民の潜在的な意識にたずね、掘り起こしたことは、再生活動への参加手法の開発としても有意義であった。あわせて、「まちづくりたんけん隊」と銘打った「現」風景の調査や指標生物（セミ・タンポポ類等）の悉皆調査を、住民や学生らの参加を得ながら実施し、これらも地図情報として整理している<sup>2)</sup>。

### （2）パートナーシップによる工場街の緑化をめざして

財団では、公害地域再生のシンボル的事業とし

て、工業者および行政機関とのパートナーシップによる緑地づくりの実践を一貫として追求してきた。

財団発足当初、工業団地協会との合意の下、工業団地内の都市公園予定地の一部を活用した住民参加による緑地づくりを計画した<sup>3)</sup>。しかし、そのような「場」を都市公園として位置づけられないとする自治体側の立場により、実現させることができなかった。私たちの側も、どのように持続・発展させていくかの説得力ある見取り図を示せなかつた。パートナーシップの成立には、民間の発意を柔軟に受けとめ活用できる行政システムと、それを具体化しうる民間側の力量とが問われるということが教訓として示された。

そこで、仕切りなおしとして、西淀川区内の工場経営者を対象にアンケート調査を実施した。アンケートの回収率68.1%（対全事業所数27.4%）という数字に示されたように、経営が厳しいなかでも都市型工業として地域社会との協調を図ろうとする経営者の積極的な意向を読み取ることができた。調査結果は、中小企業と地域社会の連携で進める緑化事業などを提案したパンフレットの作成に活用し、普及している。

### （3）市街地土壤汚染問題への取り組み

わが国の市街地土壤汚染対策は未確立で、欧米諸国に大きく遅れている。どのような環境を後世に手渡すか、土壤汚染のような蓄積型の公害問題への対応は試金石である。

財団では、住工混在地におけるグラウンドワーク活動を展望し、そこでの安全性を重視する観点から、工場跡地を再開発した都市公園に着目した土壤環境調査を行った。その際、原風景聞き取り調査で得られた情報は、環境履歴情報としても有益であった。この調査により、工場跡地を買収ないし都市公園等に再整備する際に土壤汚染調査がなされていないことが明らかになり、工場跡地の都市公園は他の公園等に比べて汚染しており、一部環境基準を上回る重金属汚染も検出された。

これらの結果を受けて、対策のあり方について自治体と懇談するとともに、住民参加による環境履歴調査、井戸水や指標生物を使った環境学習型

の土壤環境調査の採用等を提言している。長期的には、住工混在地における土地利用の流動性を前向きにとらえて、パートナーシップによる計画的な土地利用を図っていくことが課題である。

#### (4) 道路公害対策の提言

西淀川地域で最も深刻な地域課題は道路交通公害問題である。行政による住民意識調査によっても歴然としている。阪神工業地帯を結ぶ幹線道路が縦横に地域を分断し、住工混在地域であるため生活の場まで大型貨物自動車が入り込むからである。

西淀川公害訴訟は1995年に公害裁判史上初めて道路交通公害による健康被害を判決で認定させ、1999年7月には和解が成立。原告患者側は損害賠償金を放棄し、建設省・阪神高速道路公団との連絡会を設置して、対策協議や調査研究を進めていくことを確認した。マスコミはこうした「前向きな和解」の原動力として財団の調査・提言活動を指摘した<sup>4)</sup>。

財団では、1997年度より専門家等による研究会を設置し、国・自治体・公団関係者にも講師等の形で協力してもらうなどして提言をまとめた<sup>5)</sup>。また、事業所経営者や住民を対象にしたアンケート調査を実施し、沿道環境やTDM（交通需要管理）手法に関する意識調査を実施している。また、区内には高速道路建設反対運動により実現した大野川緑道（全長3.5km）があるが、完成から30年近くを経て、多くの区民に親しまれる緑地に成長している。その経済的価値についてCVM（仮想市場法）を活用した調査も試みている。

さらに、工場へのマイカー通勤を自転車に転換するモデル事業にも取り組んだ。これは元被告企業との初の共同事業でもある。

#### (5) 公害患者のリハビリテーション

公害患者は元来高齢者が多い上に、新規認定打ち切りもあって高齢化は顕著である。今後、患者が発作の不安を和らげ、少しでも生きる喜びを享受できるような保健福祉対策の構築が課題となっている。

財団では、花や木を育て、緑地をつくるといった地域づくりの活動が、公害病患者や喘息の子どもたちのリハビリテーションにつながるようにと考え、プログラムの開発を進めている。この間、大阪府立羽曳野病院や園芸療法研修会の協力を得て、その実証実験となる小児患者や成人患者を対象にした園芸療法プログラムを実施してきた。

その結果、公害病患者やぜん息患児のQOLを高めるものとして、患者と家族、医療関係者の評価は高く、有効性が実証された。そこで、今年の春からは、西淀川区内で最も激甚な公害健康被害を経験した福地区の児童遊園を町内会の協力により使わせてもらい、公害病患者を対象としたプログラムを開始した。この「ふくの庭」事業には、地元開業医をはじめ様々なボランティアが参画しており、園芸療法の研修事業も併せて実施している。

#### (6) 公害経験を活かしたフィールドミュージアム活動

財団では、公害被害者・住民の立場からの公害経験を、それに係わる資料を保存・整理・記録化しながら、環境学習等によって次世代に伝承するとともに、途上国等に情報発信し、交流する活動を進めている。

特に、公害の被害と対策の現場で、当事者らと交流し、現在の変化をじかに体験してもらうことを重視し、「フィールドミュージアム活動」として位置付けている。参加型の各種調査活動もその一環であるが、区内小中学校における環境教育授業への出張、海外のNGOや行政機関等からの視察なども積極的に受け入れ、その手引書や高校生向け学習補助教材、外国人向け冊子等を刊行している。これら活動の拠点となる「西淀川地域資料室」を開設し、これまでに「西淀川の震災展」を皮切りに、「原風景展」「生き物展」「産業展」「子ども環境マップコンクール」などを開催してきた。

また、これから地域再生活動の担い手としてシニアや主婦層に着目して、1998年春より「西淀自然文化大学」を開校。まちなかの自然の観察指導等を実践的に学び、22名の卒業生らが中心

となって「西淀自然文化協会」を設立し、1999年度の大学運営や大野川緑道の樹木調査・名札かけ等に取り組み、2000年度も元気良く活動を進めている。

### III 西淀川地域の環境再生にむけた地域社会への提案

2000年3月、西淀川地域の環境再生に向けた提案（第1次）『手渡そう川と島とみどりのまち』をまとめた。なかでも、私たちなりの課題意識と「西淀川らしさ」を考えながら、5つのテーマ（①新世代の交通、②健康の庭、③緑でつなぐまち、④海と川の交わる島、⑤フィールドミュージアム）で設定した行動計画は、環境やまちづくりの活動に関心を持つ地域関係者とともに進める活動の提案書となっている。

環境再生の地域計画において最も重視すべきは担い手づくりである。そこで提言は、①様々な切り口からの参加型調査・学習と実践の活動を展開し、これへの幅広い市民の参画を求める事、②まちづくりや環境問題で主体的に活動する各種市民グループとの連携を進めること、③地域社会を

構成する団体・個人、行政機関、専門家などとの様々な課題での関係づくり（パートナーシップ）を構築することを重視している。

参加型調査・学習で得られたアイディアを市民提言としてまとめ、行政計画や企業活動への反映に努めつつ、実践を試み、その成果・教訓を市民提言や行政計画などに還元・反映し、より良い知恵の集積を図る。このようにして、市民の自発的な公益活動が進展し、行政施策や企業活動と連動することによって、地域社会に根ざした環境再生の公共事業としての力を發揮すると考えている。

### IV NPOマネージメント の試行錯誤

これらの事業を進めていく上で、事務所と専従職員の確保は欠かせないが、9人の専従者を抱えて、資金確保の苦労は大きい。財團の基本財産は3億1千万円、運用基金は2億9千万円でスタートしたが、折からの超低金利では事務所賃貸料にもならない。財團では、行政機関や公害患者会からの委託・請負、助成機関からの助成、賛助会費・募金等によって財源を調達している。会費・募金



「ふくの庭」での公害病患者による園芸活動

は機関紙の発行や会員管理で相殺されている。調査研究の資金源は、行政機関からの委託・請負が約4割、公害患者会の委託が約4割、助成金が1割、運用財産の取り崩しが1割弱である。公害患者らの命の代償である貴重な基金を無作為に使つてはならない。発足当初は年間に2~4千万円のぼる赤字（運用財産からの取り崩しで補填）を余儀なくされたが、現在では7百万円にまで削減するなど、赤字解消に努力している。

この3年間の活動で得た最大の財産は協力者の広がりである。イベント参加者や単発のボランティア、交通費+α支給の有償ボランティア、卒論や修論で連携している学生、各種調査に参画している専門家などである。1998年度からは（財）京都大学コンソーシアムの依頼を受けて、インターンシップの学生も受け入れている。インターン生には事務局会議にも出席させて、NPO運営の実際を肌に感じてもらっている。こうした多数の協力者が、あおぞら財團の存在を対外的に広めてくれている。

財政運営、人的資源の活用、パートナーシップの構築、そのいずれもがまだ試行錯誤だが、経験を積み上げて、本格的な環境共生のNPOとしての資質を獲得していきたい。

## V 環境再生の公共政策へ、 NPOの視点からの提案

### (1) 基本的な考え方

私は、市民による公益的な環境再生の活動が、公共事業や企業活動と連動することによって、大きな力を發揮するものと確信している。そのためには、次のような課題への対応が求められるものと考えている。

- ① 各種の環境政策や地域政策は、公害問題の現われ方の変化を踏まえて、「公害防止」「環境改善」の対策を今日的に見直し、一層強化すること。
- ② すでに環境面で疲弊している地域において

は、「環境の復元・創造」に係る対策を集中的に導入すること。

- ③ 各種の環境政策や地域政策は、市民に情報を公開し、政策・計画の立案段階から市民意見のほりおこしと反映につとめること。
- ④ 市民や企業の環境保全・創造に向けた自発的な取組みを励まし、支援しあうような社会環境をつくること。

### (2) 各機関への提案

前出の提案『手渡そう川と島とみどりのまち』では、関係機関に以下のような具体的対応を提示している。内容は割愛するが、実践を通じて具体化を図っていく所存である。

<国に対して>

- ① 公害地域再生の国家プロジェクトの創出
- ② 戦略的環境アセスメント制度の導入
- ③ 公害防止計画の改善

<自治体に対して>

- ① 環境再生まちづくりモデル計画の策定
- ② 市民公益活動（NPO）への支援強化

<産業団体>

- ① 市民参加型の環境保全活動評価システムの構築
- ② 地域再投資システムの導入

1) 設立経緯については、拙稿「公害地域の再生」（『環境と公害』第25巻第2号、1995年夏）参照。

2) これらの取組みは、あおぞら財團他『都市に自然をとりもどす～市民参加ですめる環境再生のまちづくり』（2000年4月、学芸出版社刊）にまとめて紹介している。

3) 工業団地と連携した緑地づくりの試みは、平成8年版『環境白書』（環境庁）に紹介された。

4) 産経新聞（朝刊）1998年7月30日付など

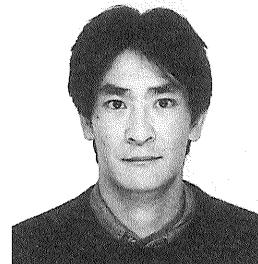
5) 『地域から考えるこれからの日本の道路～西淀川道路環境再生プラン』（1998年7月）。これをPart 1にして、これまでにPart 3（2000年3月）までを発表している。

（かさぎ ひろお あおぞら財團）

# 環境評価の方法

## —航空機騒音を対象に—

環境保全に対する関心の高まりとともに、環境の持つ価値を貨幣評価しようとする試みがさかんになされている。本稿では、福岡空港周辺の航空機騒音を事例に、環境の貨幣評価手法をわかりやすく解説する。



TOMONO Akihiko  
友野 哲彦

### I 環境評価の意義

私たちは、生命や健康を維持するために常に財を消費している。しかし、市場で取引される財のほかにも、人間の健康や生命維持に必要不可欠な財がある。その一つが環境財である。

市場で取引されない(したがって価格のつかない)環境財は、過度の消費、あるいは汚染や破壊の対象ともなってきた。典型七公害に始まり、近年では廃棄物、化学物質汚染、放射能汚染、電磁波公害などの「あたらしい公害」も発生し、それらが自然環境や人間の健康に悪影響をおよぼすことも知られるようになってきた。そのほか、自然生態系、野生生物種、自然遺産、景観など、乱開発によって希少となりつつある自然そのものも、重要な保全対象となってきた。さらに地球規模的に見れば、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、熱帯林の破壊、エネルギー多消費など、人類の生存そのものを根底から脅かす事態も進行している。近年、これらの環境の持つ価値を、貨幣単位で評価しようとする試みがなされている。

本稿は、環境の貨幣評価の代表的手法を概観し、その一例として福岡空港周辺の航空機騒音を事例に、具体的な評価手順をわかりやすく解説することを目的としている。

### II 環境評価の諸手法

#### (1) 代替法

代替法とは、評価したい環境サービスと代替関係にある財を市場に見つけ、その価格をもって環境の価値とする方法である。たとえば、森林や水田の価値をそれらが持つダム機能に着目し、同量の保水力を持つダムの建設維持費をもって、その貨幣価値とする手法である。問題点は、市場に代替関係にある財がない場合は評価不可能な点である。また、理論的に過大推計の可能性も指摘されている<sup>1)</sup>。

## (2) トラベルコスト法

トラベルコスト法とは、公園などの環境財へのアクセス費用（トラベルコスト）から需要曲線を導き出し、それに訪問回数を乗じることによって、家計の消費者余剰を推計する方法である。問題点には、複数目的の旅行者の分類、長期滞在者の取り扱い、時間の機会費用の推定などの困難性があげられる。

## (3) ヘドニック法

ヘドニック法には、賃金法と不動産価格法がある。賃金法は、たとえば健康へのリスクの高い職種がそうでない職種に比べて賃金が高くなることに着目し、その賃金格差で危険な労働環境を評価する手法である。一方、不動産価格法は、環境質の悪い場所がそうでない場所に比べて土地や住宅の価格が低くなることに着目し、居住環境の質を評価する手法である。問題点としては、理論的な

諸仮定を置く必要性や、関数型の恣意性などがある。

## (4) CVM

CVM(仮想状況評価法: Contingent Valuation Method)とは、家計へのアンケート調査を通して、環境保全に対する支払意思額や、環境悪化を受忍する場合の受け入補償額を明らかにする方法である。評価できる環境の対象は他の手法よりも広い。問題点には、調査票の設計、回答者が自らの支払意思額や受け入補償額を正しく表明できるかなどがある。

図表1は、これらの手法をまとめたものである。

図表1 主な環境評価手法

手法	代替法	トラベルコスト法	ヘドニック法	CVM
区分	市場分析	行動分析	市場分析	意識分析
内容	評価対象に相当する私的財に置き換えるための費用をもとに評価	対象地までの旅行費用をもとに環境価値を評価	環境資源の存在が地代や賃金に与える影響をもとに環境価値を評価	環境資源の変化に対する支払意志額や受け入補償額をたずねることで環境価値を評価
財の種類	準公共財	地域公共財	地域公共財	地域公共財および準公共財
適用範囲	水質改善、土砂流出防止などに限定	レクリエーション、景観などに限定	地域アメニティ、水質汚染、騒音などに限定	レクリエーション、景観、野生生物、種の多様性、生態系など非常に幅広い
計測対象	置換費用	通常の需要曲線	ヘドニック価格関数、付値関数	支払意志額または受け入補償額
利点	直感的にわかりやすい	必要な情報が少ない。旅行費用と訪問率などのみ	情報入手コストが少ない。地代、賃金などの市場データから得られる	適用範囲が広い。存在価値や遺産価値などの非利用価値も評価可能
問題点	評価対象に相当する私的財が存在しないと評価できない。理論的に過大推計の可能性あり	適用範囲がレクリエーションに関係するものに限定される	適用範囲が地域的なものに限定される。一般に、都市部の環境財が高く評価される傾向がある	アンケートを実施するので情報入手コストが大きい。様々なバイアスが存在する

出所) 栗山浩一『公共事業と環境の価値－CVMガイドブック－』築地書館（1997）12頁。一部加筆。

### III 評価事例

#### (1) 騒音被害の推計対象

ここでは、福岡空港周辺の航空機騒音を貨幣評価した事例<sup>2)</sup>を取り上げ、ヘドニック不動産価格法を用いた環境の貨幣評価の推計手順を簡単に紹介する。

騒音は難聴、睡眠不足、ストレスなど人間の健康に直接的な影響を及ぼす。しかし、ヘドニック不動産価格法はこれらを直接評価するものではない。静かさという環境質が騒音によって破壊されており、この環境質の悪さが土地価格に反映しているという点に着目する<sup>3)</sup>。一般に経済活動にともなって生じる環境の悪化は外部不経済効果と呼ばれるが、本稿ではこの騒音による外部不経済効果を土地価格の低下額に求め、その地価低下額を騒音被害と呼ぶことにする。

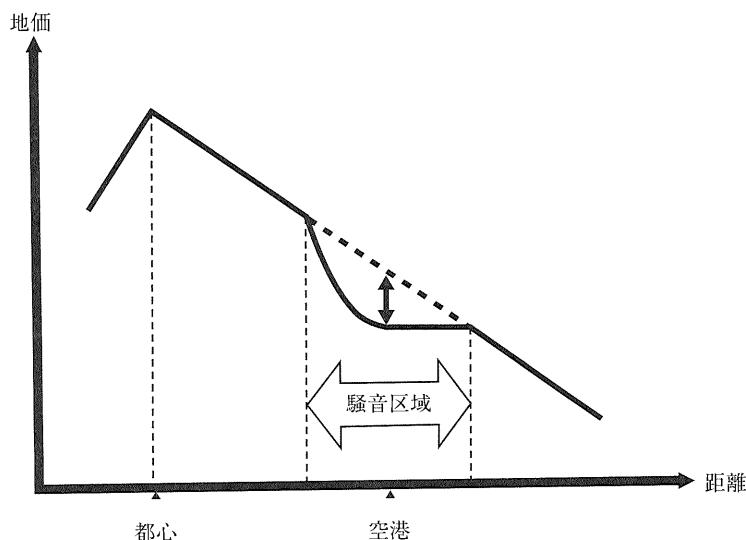
まず、ヘドニック不動産価格法のイメージを示しておこう。地価はさまざまな要因によって形成されるが、その大きな要因の一つに生活利便性が

ある。なかでも、どれだけ都心部に近く生活利便性が保障されているかは重要な要因である。一般に、他の条件を一定とすれば、都心までの距離が短くなれば短くなるほど、その地点の地価は高くなる。ところが、空港などの騒音発生源周辺では、その生活環境の悪さから局地的に地価が下がっていると考えられる。図表2はその模式図である。図中の太い実線と太い点線とで囲まれた領域の面積が騒音被害が発生していることを表している。ヘドニック不動産価格法は、地価を決定するさまざまな要因から回帰分析によって、この太い実線で表される地価関数を推定することから始まる。

#### (2) 被説明変数

被説明変数に利用するデータは地価データである。地価データにはさまざまなものがあるが、ヘドニック法において必要な条件は、①データが入手可能であり、②実勢価格に近く、③個々の地点における情報が大量にあること、の3点である。これらの諸条件に照らすと、地価データとしては国土庁土地鑑定委員会編集『地価公示』が有用である。なお、調査時点にすればあるが、各都道府県が同じ調査方法で調査・収集する「基準地地価」も利用可能であろう<sup>4)</sup>。

図表2 模式図



### (3) 説明変数

地価を決定する要因にはさまざまなものがあり、騒音データもその一つである。騒音データを含む地価決定要因のデータを可能な限り多く収集することが、推定式の精度を高め、より正確な騒音被害額を算定することにつながる。

騒音データは、航空機騒音対策研究会編『航空機騒音防止関連法令集』(ぎょうせい, 1995) の別冊付録図表から入手できる。ただし、これは民家に対する騒音補償のために作成された等音線地図（以下、騒音センターという）であり、必ずしも実際の騒音レベルを示すものではない。また、個々の地点における測定値は、各都道府県の担当官か運輸省の担当官に直接問い合わせなければ入手できないが、一般に公開されない資料であり入手は困難であると考えたほうが良い<sup>5)</sup>。騒音センターと地価公示を重ね合わせて得られる情報は、その地点が騒音区域内にあるか否かである。したがって、騒音データは、騒音区域内 = 1、騒音区域外 = 0 のダミー変数として入力される。

その他、地価を決定する要因として、『地価公示』掲載の同地点における地積、土地の向き、用途地域指定、水道・ガス・下水など生活インフラの有無、前面道路幅などのデータを利用する。また、『地価公示』にはない社会的要因として、都心までの距離、近隣公園までの距離、公共交通サービス施設までの距離などは、その他の資料をもとにデータを作成する。

### (4) 関数推定

次に、作成されたデータセットをもとに地価関数を推定する。地価関数の推定には本稿では Xcampus<sup>6)</sup> を利用したが、特別の統計ソフトが必要とは限らない。表計算ソフト（例えばExcel）などでも十分に推定可能である。

推定に際しては、係数の符号（その変数が地価に与える影響を考えて+ - の符号妥当性を判断する）、t 値、決定係数を見ながら、最適な説明変数を選択していく。

このとき、いくつかの注意点がある。一般に回

帰分析においては、説明変数が多くなるほど多重共線性が発生しやすい。多重共線性が発生してパラメータが不安定となる場合には、変数間の相関係数の高い 2 変数のうちの一方を除外していく作業が必要となる。また、推計対象の地理的範囲を変えることによっても推定式の精度は変化する。より当てはまりの良い推定式は、試行錯誤しながら探し出すほかない。面倒でも、変数や地理的空間の「組合せ」表を事前に作成しておく、それを順番に試行していくことが精度の良い推定式を得る近道であろう。なお、関数型の違いによつても推計式の精度に大きな違いが見られるため、関数は複数の型で推定することが奨励される。

友野（2000）では、1998 年を対象に、用途地域（住宅地、商業地、工業地）別に関数の推定を行っている。うち、商業地では騒音区域内の標準値地点数が極めて少なかったため推定できなかつた。ただし、騒音区域内における工業地と商業地の 1 m<sup>2</sup>あたり地価低下額は同一であると仮定して、その後の集計作業を進めている。住宅地および工業地の関数型は、説明変数を対数とした片対数型である。入力データは 41 系列であり、推定結果は図表 3 のとおりである。土地 1 m<sup>2</sup>あたり、住宅地で約 3 万円、工業地で約 2 万 7 千円の地価低下が生じていると推定された。

## IV 集計方法

### (1) 騒音区域面積

単位面積あたりの地価低下額に騒音区域面積を乗じれば、騒音被害の総額が算定できる。

騒音区域面積は、都道府県の担当者へ直接問い合わせればわかるが、区域別面積までは分からぬ場合がある。その場合には、「騒音区域における住宅地と商工業地の比率は、当該空港が立地する市域のそれに等しい」と仮定して、騒音区域総面積を比例配分する方法が考えられる。

## (2) 騒音被害総額

地価関数の推定から得られた用途地域別の地価低下額に、用途地域別の面積を乗ずれば個々の騒音被害額が算出でき、それらを合計すれば、空港周辺の騒音区域の被害総額が算定できる。

友野(2000)で明らかになった福岡空港周辺の

航空機騒音被害は、図表4の通りである。住宅地で約4,500億円、商工業地で約1,500億円の地価低下額となっており、被害総額はそれらの合計約6,000億円と見積もられた。

## (3) 騒音防止費用と世帯被害

空港周辺の騒音対策事業費の主要費目は、移転

図表3 推定結果

記号	変 数	住宅地		工業地	
		係 数	t 値	係 数	t 値
	定数項	4125		391480	
X2	地積の対数項	30853	4.017**	- 29123	- 3.338**
X8	階数			11825	2.201*
X10	南	7484	0.665		
X12	東	10796	0.967		
X14	北	- 8137	- 0.657		
X16	西	- 19130	- 1.58		
X17	前面道路幅の対数項	29545	1.61	48696	4.932**
X18	道路の種類	109085	2.552*		
X19	インフラ	18492	1.722		
X20	最寄り駅までの距離の対数項	- 23143	- 4.443**	- 21678	- 2.012
X21	第一種低層住宅専用地域	- 30694	- 3.169**		
X38	福岡市外ダミー	- 31815	- 2.732**		
X39	博多区ダミー			48762	3.653**
X40	経済活動ダミー			52404	1.328
X41	騒音ダミー	- 30419	- 2.591*	- 27014	- 2.184*
	サンプル数	130		30	
	決定係数	0.717		0.88	
	自由度調整済決定係数	0.514		0.775	

注) \*\* 1 %水準, \* 5 %水準

図表4 空港騒音の外部不経済効果(1998年)

用途地域	面積比 (%)	「騒音」区域面積 (ha)	1 m <sup>2</sup> 当たり地価低下額 (円)	外部不経済効果 (億円)
住宅地	73%	1,495	30,419	4,548
商工業地	27%	553	27,014	1,494
合 計	100%	2,048	/	6,042

費用、緑地造成費用、民家防音工事費用（以下、民防費と呼ぶ）からなる。うち、民防費は、ガラス窓の二重化、クーラー設置、換気扇設置の費用項目からなる。福岡空港でいえば、1998年における騒音対策事業費は80億1,100万円であり、民防費は5億5,600万円となっている<sup>7)</sup>。民防費5億5,600万円（1998）年を投入してもなお、住宅地のうける騒音被害は4,548億円にものぼっていることになる。

最後に、騒音区域内における地点Aの年あたり被害額を試算してみよう。土地というストックの被害額を年あたりに換算する場合は、土地市場における割引率が分かっていかなければならない。ところが、この割引率は一般に不明であるため「想定して計算する」のが一般的である。ここでは、将来の年々の騒音被害が同一であると仮定し、かつ土地市場における社会的割引率を仮に10%と想定して、福岡空港騒音区域内の地点A（地価140,000円／m<sup>2</sup>、地積140 m<sup>2</sup>）の年間被害額を試算しよう。

他の条件を一定として、この地点が騒音区域外に存在すれば、1 m<sup>2</sup>あたりの年間被害額は約3,000円／m<sup>2</sup>となる。これに世帯Aの所有する地積140 m<sup>2</sup>を乗じた約42万円が、この世帯の騒音被害である。この世帯の所得はもちろん不明であるが、年間42万円の潜在的被害は決して小さくないと思われる。

## おわりに

環境の持つ価値を貨幣で評価する研究事例は、近年ますます増えてきている。しかし、これは研究者だけの専売特許ではない。今では、一般市民でも利用可能な安価な統計ソフトや、推計のための市民向けのガイドブックも出始めている。環境に関心をいだく広範な人々が積極的に足元の環境評価を行い、地域政策の計画策定段階<sup>8)</sup>から住民参加が可能となるような社会システムを構築することが大切である。また、環境の情報（特に環境

悪化のデータ）には一般に公表されないものが多いため、これについても情報公開が強く望まれる。

- 1) 嘉田良平・浅野耕太・新保輝幸著『農林業の外部経済効果と環境農業政策』多賀出版（1995）を参照のこと。
- 2) 友野哲彦「社会資本の環境評価」『IV 現代の労働・生活と統計』北海道大学図書刊行会（2000）を参照のこと。
- 3) 環境質が地価に影響を与える仮説を、キャピタリゼーション仮説という。その現実妥当性の検証は、肥田野登『環境と社会資本の経済評価』勁草書房（1997）を参照のこと。
- 4) 地価公示の標準値地価や、都道府県地価調査の基準値地価のデータは、国土庁のホームページからも閲覧可能である。（<http://www.tochi.nla.go.jp/>）
- 5) この点、行政の情報公開が強く望まれる。
- 6) Xcampusとは、斎藤清（神戸商科大学）の開発による「探索的経済・経営データ処理大学用システム」である。
- 7) 福岡空港周辺整備機構（運輸省認可法人）への聞き取り調査による。なお、これらの累計費用については、その長期積算が困難であるとのことで明らかにされなかった。
- 8) 空港整備計画の問題点は、友野哲彦「空港整備計画とその問題」『行財政研究』行財政総合研究所No.48（2000）を参照のこと。

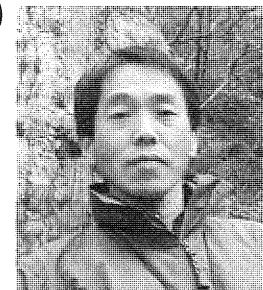
## 参考文献

- [1]嘉田良平・浅野耕太・新保輝幸著『農林業の外部経済効果と環境農業政策』多賀出版（1995）
- [2]栗山浩一『公共事業と環境の価値 — CVM ガイドブック —』築地書館（1997）
- [3]友野哲彦「空港整備計画とその問題」『行財政研究』No.48 行財政総合研究所（2000）
- [4]友野哲彦「社会資本の環境評価」『IV 現代の労働・生活と統計』北海道大学図書刊行会（2000）
- [5]友野哲彦「環境」『統計ガイドブック 第2版』大月書店（1998）
- [6]肥田野登『環境と社会資本の経済評価』勁草書房（1997）

（ともの あきひこ 所員 高知大学）

# グリーン調達の進展と ISO14001認証取得の 「ドミノ倒し現象」

1996年に発効したISO14001環境マネジメントシステムは、世界に先駆けて我が国で急速に進展し、輸出関連業種だけでなく、広範な産業に広がりを見せており、そろそろ自動車・電機産業でのグリーン調達、さらに地方自治体での公共事業の入札条件化により中小企業に認証取得が強要されるようになってきた。



SAKOI Ichirō  
佐古井 一朗

## はじめに

近年、環境意識の高まりに呼応して、企業は環境問題に対する様々な取り組みを開始している。一方で環境負荷を低減させる技術開発、例えば自動車産業におけるハイブリッドカーや燃料電池利用の車などが21世紀における企業の生き残りを賭けた競争として進められている。他方で、企業などの事業所が環境負荷をマネジメントする仕組みとして1996年9月に発効したISO14001環境マネジメントシステムが急速に進展している。我が国では2000年2月末現在すでに3318事業所で認証取得が終了し(ISOworldホームページ <http://www.ecology.or.jp/isoworld/iso14000/>)、今後もさらに取得件数が増える勢いにある。現在の認証取得している企業は、電気機械など輸出を中心とする大企業であるが、他の業種並びに中小企業にも急速な広がりを示してい

る。

なお、このISO14001環境マネジメントシステムの広がりに大きな影響を及ぼしうる最大の要因は、グリーン調達であると考えられる。本稿では、グリーン購入・調達の現状を概観し、特にグリーン調達が中小企業に及ぼす影響を分析する。

## I グリーン購入・調達の広がり

グリーン購入・調達とひとまとめにして、この言葉は使用されることが多いが、私見ではグリーン購入とグリーン調達とは別の概念として捉えるべきと考える。すなわち、グリーン購入は、購入主体が自らが定めた環境上の基準をもとにして市場を通じてなされる製品・サービスの購買行動である。これに対し、グリーン調達は、取引相手が定めた環境上の基準をもとにして、市場を介さず直接製品・サービスを取り引かれる行為である。事業所が実施する取引をグリーン調達と理解

する考えがあるが、そうではなく市場を通じてなされるか、直接取り引きされるかを基準にして概念を分けるべきだと考える。

ただし、以下紹介する日経BP社の調査（日経BP社環境経営調査1999年2月、株式公開企業1133社、『日経エコロジー』1999年7月号より）では、こうした区別がなされていないため、「グリーン購入・調達」として現状を紹介したい。

この調査では、グリーン購入・調達を実施している企業が54.5%と過半数を占め、予定があるものを含めると80%以上の会社がグリーン購入・調達を実施ないし予定していることになる。業種別の進展では、多少のばらつきがあるにせよ全業種にわたり進展している。

ところが、グリーン購入・調達の具体的な内容を見ると、「文房具・用紙・備品」が主流を占め、特に用紙の利用にさいしてリサイクル品が利用されていることをもって、グリーン購入・調達とみなしていると考えられる。したがって、現時点では、グリーン購入・調達といつても、本業の周辺部分に関するものがその内容となっている。「生産設備」などの取引においてグリーン購入・調達がより進展すれば、さらに大きな影響を及ぼすと考えられる。

なお、現時点でも、製紙業界にたいしては、既にグリーン購入がきわめて重大な影響を及ぼしている。例えば、王子製紙では、ニュージーランドで持続可能な植林事業による紙の製造を行ったところ、グリーン購入の基準ではバージンパルプは認められていないため、グリーン購入を実施している事業者から購入拒絶されている。

グリーン購入で注目されるべき取り組みを行っているのは、1998年3月に環境庁も会員となり活動を支援しているグリーン購入ネットワーク（以下GPNと略す）である。GPNはグリーン購入の取り組みを促進するために1996年2月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワークであり、全国の多種多様な企業や団体が構成員として参加している。そして、その具体的な活動の一環として環境に配慮した商品の購入のためのガイドラインを設けている。例えば、パソコンでは、消費電力量などのガイドラインを設定していて（<http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/>

guide/f\_g.htmlより）、パソコンの購入にあたり、GPNは環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入するよう働きかけを行っている。その上で、GPNは各メーカーのパソコンの環境配慮のデータベースを作成し、インターネットで公開している。

このように、グリーン購入は、市場を通じて企業に環境を配慮した取り組みを実施することを促進し、あるいは企業が環境破壊的な行動を起こすことを規制する抑止力となってきた。井熊均が『環境倒産』（日刊工業新聞社、1999年10月）において環境への配慮が市場で差別化され、企業の競争力に大きく作用するという論点を提起しているように、環境問題に対する企業の対応が企業そのものの存続に関わる問題となってきた。

とりわけ、グリーン調達の広がりは、企業にとって直接的に大きな影響力を及ぼさざるを得ない。中小企業にとってグリーン調達の進展は、取引の継続を左右し、ひいては組織の存亡をかけた問題となってきた。

なお、以下グリーン調達に関する分析をISO14001認証取得を基準とする動きに焦点を絞って論じていく。

## II グリーン調達の進展の要因

グリーン調達が広がりを見せている要因として二つの点が考えられる。一つは、LCA（Life Cycle Assessment：製品の原料調達から製造、製品の使用、廃棄にいたる製品のライフサイクルで環境影響を評価する方法）の考え方の進展にある。多数の部品によって構成される自動車・電気製品は、LCA的に評価されると、最終組立行程だけが環境の配慮を行っていたとしても、それは製品の製造プロセス全体のごく一部にすぎないことになる。環境上の要求レベルの高いヨーロッパ市場に進出し、あるいは製品輸出を行っている自動車や電気産業では、LCA的な環境影響評価の厳しい目にさらされることになり、全製造工程すなわち

ち部品製造工程を担う関連会社や下請けメーカーに環境上の配慮を要求することになる。そこで環境上の基準を定めた取り引き、すなわちグリーン調達が実施されるようになってきた。

自動車や電機産業でグリーン調達によるISO14001認証取得が促進されている事情を「日経メカニカル on line」1999年6月号では、「グリーン調達が取得に拍車」と題する記事を掲載して解説している。

「ISO14001の取得ブームにはいくつか理由がある。一つは、大手企業が一斉にグリーン調達のガイドラインを発表したためだ。特に、この3月にトヨタ自動車と松下電器産業が系列部品メーカーや協力メーカー向けに、これまでの品質、価格、納期に加えて環境を取り引き条件とするガイドラインを発表した。これまでキャノンやリコーなどがグリーン調達ガイドラインを策定していたが、自動車と家電の最大手が発表したこと、環境配慮が商取引のスタンダードになる機運がいよいよ高まってきた。

トヨタ自動車は、3月23日に発表した『環境に関する調達ガイドライン』の中で、主要取引先450社に対して、2003年までにISO14001の取得を促す一方、環境負荷物質の使用状況についてデータの提供などを要請している。

松下電器が3月10日に公表した『グリーン調達基準書』の中でも、『ISO14001を認証取得するか環境マネジメントシステムを構築中の企業との取り引きを優先する』とある。

従来から欧州メーカーの中には、取引先の環境負荷を調査するために、わざわざ来日するのは大変なので、取引先にISO14001の取得を強く求める企業があった。日本メーカーが認証取得を求め始めたことで、認証取得の『ドミノ現象』がますます本格化する。」

実際、1999年10月26日に実施した環境コンサルタント業者へのヒアリング調査で、半導体関連の部品を製造する、ある下請け中小企業が親会社よりISO14001認証取得を要求され、その取得の準備を始めているという事例が紹介された(株式会社ISO登録支援社、大阪堺事務所長、星野徹史氏の解説)。自動車・電気産業で、部品・半製品の下請けを担う中小企業はISO14001認証取得

をグリーン調達の要件として強制されようとしている。

もう一つの傾向は、ISO14001認証を取得した企業・事業所の影響行使志向によるグリーン調達の実施である。こうした傾向は、ISO14001環境マネジメントシステムの内在する特徴であると考えられる。

すなわち、ISO14001環境マネジメントシステムでは、環境方針、環境目的・目標を策定する前提として、環境側面の洗い出しと、著しい環境側面の特定がなされなければならない。その具体的な手続きとして初期環境調査が実施される。

環境側面について「環境マネジメントシステム－使用及び利用の手引き JIS Q 14001 (ISO 14001)」(日本規格協会編『ISO14000環境マネジメント便覧(資料編)』日本規格協会、1999年9月)では、まず用語の解説として「環境と相互に影響しうる、組織の活動、製品又はサービスの要素」と定義した上で、要求事項として「組織は、著しい環境影響をもつか又はもちらうる環境側面を決定するために、組織が管理でき、かつ、影響が生じると思われる、活動、製品又はサービスの環境側面を特定する手順を確立し、維持しなければならない。組織は、環境目的を設定する際に、これらの著しい影響に関連する側面を確実にしなければならない」と明記されている。

環境マネジメントシステムの出発点としてこの環境側面、特に著しい環境側面の特定が極めて重要な位置を占めている。そして、組織が「管理でき、かつ、影響が生じると思われる」活動、製品又はサービスについて検討しなければならない。すなわち、組織が直接影響を及ぼす環境側面と、組織が間接影響を及ぼす環境側面とがある。製造業の場合には、広範な環境側面が抽出され、直接影響を及ぼしうる環境側面がその活動としても決定的に重要な意味がある。しかし、オフィスワークだけの事業所での直接影響を及ぼす環境側面はきわめて制限されたものとなる。それゆえ、直接影響だけでなく、間接影響に対しても取り組みの比重が大きくなるを得なくなる。加えて、ISO14001環境マネジメントシステム構築を支援するコンサルタント業者でもこうした事業所に対して間接影響に関わる取り組みを取り入れること

をアドバイスしている（2000年3月15日兵庫環境創造協会主催、「地方自治体のための環境マネジメントシステム講座」における監査法人トーマツ兵庫県環境マネジメントシステム構築コンサルタント担当者による解説）。

特に、オフィスに限定して認証取得している地方自治体では、自らの活動で環境への影響を低減させようとすれば、間接影響に関わる取り組みを重視する方向に向かう蓋然性が高い。間接影響を及ぼす取り組みとしてグリーン調達という外部の事業者に働きかけることを、自らの責任・役割と捉え行動する地方自治体を生んでいる。

現実に、滋賀県、沖縄県、徳島県では、公共事業の入札条件としてISO14001認証取得を基準に採用している。しかも、地方自治体でのISO14001認証取得数が急速に増加傾向を示しており、こうした地方自治体の増勢に伴い影響を受ける業者の範囲も同様に拡大することが予想される。

### III グリーン調達の事例

#### (1) 松下電器産業の事例

松下電器産業は、1999年3月10日に『グリーン調達基準書』を、松下グループ11社の主要取引先、共栄会社300社を含めた約3600社に提示し、グリーン調達の実施を開始した。これにより年間で2兆円を超える調達額の7～8割を占める取引に対して適応されることになる（『日経エコロジー』創刊準備号、1999年4月、14ページ）。グリーン調達を、1997年にキャノンが、1998年にリコーが方針を打ち出し、実施し始めてきている。だが、今回の松下グループのグリーン調達は取引規模が大きいこともあり、極めて重大な影響を取引先に及ぼすと考えられる。

松下グループのグリーン調達は、大きく分けて2つの要求からなっている。ひとつが購入先に対する要求内容であり、もうひとつが資材に対する

要求内容である（松下電器産業ホームページ <http://www.panasonic.co.jp/corp/index.html>）。

購入先の要求内容は、ISO14001の取得状況、環境に対する企業理念・方針、環境に取り組む組織・計画、環境影響評価、環境教育・情報公開、物流の合理化である。資材に対する要求内容は、法律・条例の遵守、指定した化学物質の使用禁止や使用量削減、省エネルギー・省資源・再生資源化などの取り組みである。

購入先に対する要求の意味は、取引先に環境の取り組みについて自己診断を求めていくというものであり、現時点で取引を制限するというものではない。これに対して、資材の要求は、「従来の資材と比較して評価点の高い資材を優先的に使用」する基準となっており、取引そのものを左右するものである。

購入先に対する要求事項の1項目としてISO14001認証取得が含まれている。しかし、それは取引の要件として利用されているわけではなく、要望的な色彩が強いのが現状といえよう。ただし、取引先である中小企業にとっては、不況下で生き残りをかけた競争を強いられているため、その要望的な基準であっても強いプレッシャーとして作用していくと考えられる。

自動車・電気など多数の部品を組み立てる産業では、最上部のアッセンブリー工程の扱い手が最大かつ最も主導力を有する企業であり、この企業がグリーン調達を開始すれば、下流に向かっての膨大な数の企業へ影響を及ぼさざるを得ない。

#### (2) 地方自治体の事例：滋賀県

次に、地方自治体でのISO14001認証取得状況とグリーン調達の取り組み状況を見てみよう。ISO14001認証取得をすでに終えている地方自治体は、千葉県白井町（取得年月1998年1月30日、人口49,300人）、新潟県上越市（1998年2月24日、人口132,000人）、滋賀県工業技術総合センター（1998年3月6日、県試験研究機関、職員25名）、南大阪湾岸南部流域下水道組合（1998年12月12日、3市1町流域下水道、職員12名）、大分県日田市（1998年12月21日、人口63,900人）など、地方自治体組織が68機関、国組織が

2機関となっている(ISOworldホームページ)。さらに、認証取得中ないし準備中の地方自治体組織は、兵庫県だけでみても、県公害研究所(1999年度内)、県庁舎(2000年度内)、県工業技術センター(2000年度内)、相生市(2000年度内)、明石市(庁舎、2000年度内)、尼崎市(検討中)、神戸市(検討中)、宝塚市(検討中)などとなっている。

今まさに、地方自治体のISO14001認証取得ブームといえる状況になっている。

では、具体的にグリーン調達の取り組みはどのようなものなのか検討してみたい。そこで、最初にグリーン調達を実施した滋賀県での取り組みについて、同担当部署に問い合わせた結果、以下のような回答がなされた(滋賀県土木部監理課審査契約係からのグリーン調達の取り組みに関する質問への回答)。

「滋賀県では、2000年度からの県内建設工事の入札参加資格審査におきまして、ISO9000sおよび14001の認証取得に一定の評価を行うことといたしました。

ISO9000sについては、施工者自らが品質システムの整備に、主体的に取り組むことにより、企業の品質に対する意識や技術力の向上、あるいは品質に関する透明性の確保などに資するものであるとの認識によるものです。

また、ISO14001ですが、ご承知のとおり琵琶湖を有する滋賀県としては、その環境問題に従来から積極的に取り組んでいますし、現在、滋賀県としてもISO14001の認証を取得中であります。公共工事の施工者としての主体的な環境保全行動を促進する観点から、ISO14001の認証取得をしている業者の評価をしようとするものです。

入札参加の評価項目には、大きく分けて全国共通の経営事項審査結果である『客観的事項』と、これ以外に県工事の工事成績や指名停止の状況などを『主観的事項』としていますが、この『主観的事項』にISOの認証取得の項目を加えることになります。

入札参加資格審査では、この『客観的事項』と『主観的事項』を総合的に数値化して、数ランク

の格付けを行っています。認証取得がないと入札参加できないとか、とりわけこの項目だけを見るというものではありません。このため、現在経過措置といったものは設けてありません。」

このように、現時点では、ISO14001並びにISO9000sの認証取得が入札への厳格な参加条件とされているわけではない。あくまでも「主観的事項」のひとつの項目であり、そういう意味でかなり緩やかな要求となっている。しかし、建設・土木業者の間では、認証取得に向け、一斉に取り組みが開始されているのが現状である。つまり、作った側の意図を越えて、グリーン調達という制度が社会的に一人歩きしているのが現状である。その背景には、不況という経済状況が業者に必要以上に過剰な反応を導き出すことになっていると考えられる。

グリーン調達の取り組みが他の地方自治体へ広がりを見せている現在、ますます土木・建設関連の業者は、ISO14001並びにISO9000sの認証取得に動いて行くであろう。

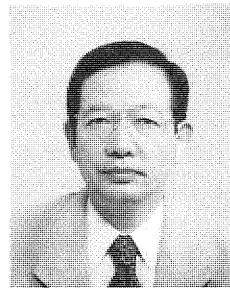
## まとめにかえて

自動車・電気産業そして地方自治体から始められつつあるISO14001を基準とするグリーン調達の流れは、全体として強制力がかなり働く制度として運用されているにも関わらず、受け止める事業者サイドでは、過剰な反応を生み出している。こうした状況が今まさにISO14001認証取得ラッシュの「ドミノ倒し現象」を引き起こそうとしている。すなわち、グリーン調達の相手先というよりも、「ドミノ倒し現象」による社会的状況からISO14001認証取得を強要されることになっている。ISO14001認証取得は、ある特定の企業によって設定された基準というよりも社会的な基準として、中小企業に要求されている。

(さこいいいちろう 所員 姫路工業大学環境人間学部)

# 遺伝子組み換え作物 と地球環境問題

遺伝子組み換え作物の普及は、安全性の問題とともに新たな環境問題を生み出そうとしている。これらの普及は生物の多様性の中心地である途上国の生態系に大きな影響を与える可能性が大きい。これらの作物の国際取引の規制は緊急の課題となっている。



EJIRI Akira

江尻 彰

## はじめに

1990年代後半、米国やカナダを中心に遺伝子組み換え作物の一般圃場での栽培が可能となり、急速に普及してきた<sup>1)</sup>。わが国でも1996年に厚生省が7品目の遺伝子組み換え食品の安全確認を行い、植物油、醤油、豆腐、コーンスナック菓子などの原料や家畜の飼料として輸入されている。遺伝子組み換え食品をめぐっては、これまでその安全性の問題が議論の中心になってきた。特に、これらの食品の表示義務化をめぐって、消費者団体と厚生省、農水省との間で論戦が戦わされてきた。昨年、ようやく消費者からの声に押されて農水省も思い腰を上げ、2001年から一応、表示義務化されることになった。しかし、これらの表示義務は極めて限定的なもので、消費者の要求に応えるものには、ほど遠い内容になっている<sup>2)</sup>。

ところで、この安全性の問題とは別に、遺伝子組み換え作物の一般圃場での栽培は、生態系の破壊など環境問題に新しい問題を生み出そうとして

いる。これらの新しい作物は、それが栽培されている地域や国だけでなく、地球上の生態系を大きく変える危険性を含んでいる。遺伝子組み換え作物は、これまで問題となった有害物質と違って、国境を超えて自己増殖するという特徴を持っている。そして、一度それらが地球上の生態系を変えてしまえば、これを修復することは極めて困難である。本稿では遺伝子組み換え作物の生態系に及ぼす問題点とその国際的な規制の問題に焦点を当てて論及することにする<sup>3)</sup>。

## I 遺伝子組み換え作物の開発と普及

本題に入るまえに、遺伝子組み換え作物には、現在どのようなものがあるか簡単に紹介しておこう。遺伝子組み換え作物が最初に商品化されたのは、1994年に米国のFDA（米国食品医薬品局）によって認可された遺伝子組み換えトマトであった。米国のバイオベンチャーのカルジーン社が開発したもので、遺伝子組み換えで日持ち性を向上させたトマトであった。その後、米国とカナダを

中心に遺伝子組み換え作物が相次いで認可され商品化されてきた。これらの認可された組み換え作物の中で圧倒的に多いのは除草剤耐性作物と害虫抵抗性作物である。なかでも除草剤耐性大豆と害虫抵抗性トウモロコシが現在のところ世界で最も普及している<sup>4)</sup>。

これらの作物について簡単に説明しておこう。まず除草剤耐性作物についてであるが、この代表的な作物は米国の農薬系メーカーであったモンサント社が開発した除草剤耐性大豆である。モンサント社は現在、遺伝子組み換え作物を開発する世界最大の農業バイオ会社である<sup>5)</sup>。同社が開発した除草剤耐性大豆は、土壤細菌のアグロバクテリウムという土壤細菌から、特定の非選択性除草剤の効力を失わせる酵素をつくる遺伝子を取り出し、大豆に組み込んだものである。非選択性除草剤とは、この除草剤を一度、散布すればほとんどの植物を枯らしてしまう強力な除草剤のことである。同社が販売する除草剤の「ラウンドアップ」が代表的なもののひとつである。大豆栽培農家は、この「ラウンドアップ」を一度散布すると耐性大豆以外の雑草をすべて枯らしてしまうので大変効率がよい。このため、この組み換え大豆は米国で急速に普及してきた。1999年現在、米国でのこの大豆の普及率は全栽培面積の50%程度と推定されている。

これ以外にもカナダ・アグレボ社が開発した除草剤耐性ナタネもある。ナタネ栽培は米国よりカナダで盛んなため、これは主にカナダで普及している。このナタネもドイツの農薬メーカーのアグレボ社が販売している非選択性除草剤に対してだけ耐性となるナタネである。除草剤耐性ナタネはモンサントなど他の会社も開発しており、カナダでの除草剤耐性ナタネの普及率は、1999年で全体の60%程度と推定されている。

除草剤耐性作物に次いで、商品化が進められているのは、害虫抵抗性作物である。これらの開発会社は、モンサントやチバガイギー（現ノバルティス）などである。この中で最も普及しているのは害虫抵抗性トウモロコシである。トウモロコシはアワノメイガという害虫が卵を産みつけ、その幼虫が葉や茎を食べ被害を与える。この組み換えトウモロコシは「バチルス・チューリングエンス

(Bt)」という土壤細菌から毒素を作る遺伝子を取り出し、これをトウモロコシに組み込み、アワノメイガの幼虫の被害を受けないように改造されたものである。Bt菌は毒素をつくるが、この毒素（Btトキシン）は哺乳類や他の昆虫が食べても害ではなく、特定のガや蝶の幼虫に対してだけ殺虫力があると言われている。それゆえBt菌は、これまでにも有機農業などで生物農薬として使用されてきた。組み換えトウモロコシは、害虫のアワノメイガの幼虫を自然に殺してくれるので、栽培農家は殺虫剤を散布する必要がなく効率がよい。米国でのこのトウモロコシの普及率は1999年で全体の30%程度とみられている。

害虫抵抗性作物は、トウモロコシ以外にもじゃがいもや綿などでも普及している。害虫抵抗性じゃがいもは、じゃがいもの害虫であるコロラドハムシという甲虫類に有効な毒素遺伝子を組み込んだものである。

遺伝子組み作物は、今後、塩害に強い耐塩性作物、乾燥地でも育つ耐干性作物、寒冷地でも育つ耐寒性作物などの開発が考えられているが、現段階ではまだ商品化されていない。ここでは、現段階での遺伝子組み作物の主力である除草剤耐性作物と害虫抵抗性作物が生態系に及ぼす危険性の問題を取り上げる。

## II 遺伝子組み換え作物が生態系に及ぼす影響

### (1) 遺伝子組み換え作物の環境に及ぼす危険性

遺伝子組み換え作物が、生態系に及ぼす危険性について警告した代表的な著書として、J. リスラー、M. メロン著『遺伝子組み換え作物と環境への危機』がある<sup>6)</sup>。著者の2人は「憂慮する科学者同盟（UCS）」の研究者で、UCSは、遺伝子組み換え作物に対し早くから批判的な立場をとってきた。著者らは、この本の序文の中で、遺伝子

組み換え作物の商品化には、次のような生態系に対する危険性が予測されるとして警告している。①遺伝子組み換え作物そのものが雑草となる危険性。②遺伝子組み換え作物に導入された新しい遺伝子が、自然交雑によって野生の植物に伝播する危険性。③ウィルスの断片を導入された遺伝子組み換え作物が新種のウィルスの誕生を促進する危険性。④農薬や除草剤のような毒性物質の働きをする遺伝子を組み入れた遺伝子組み換え作物が、その標的とする病害虫や雑草以外の他の生物に被害をもたらす危険性。⑤最初に引き起こされた攪乱が自然の生態系を通してあちこちに広がる連鎖的な影響、未知の思いがけない危険性。⑥遺伝子組み換え作物が、貴重な遺伝的多様性の中心地を破壊する危険性などである<sup>7)</sup>。

この著書は1996年に出版されたが、その後のさまざまな大学の実験などでその危険性が証明されてきている。ここでは女史らの意見を参考にしながら、その後のいくつかの危険性を証明する実験例も紹介しておこう<sup>8)</sup>。

## (2) 遺伝子組み換え作物が雑草化して、生態系を破壊する危険性

まず、遺伝子組み換え作物が雑草化する危険性の問題である。作物は、一般的には長年の育種の結果、人手を加えないとなかなか生育しないようになっている。例えば、現在、米国で栽培されているトウモロコシは、人間の手でかなり改造されており、野生状態で育つ可能性はほとんどない。そのため雑草化する危険性はほとんどないと思われる。しかし、すべての作物が雑草化する危険性がないかといえば、それは断言できない。作物でも野生種に近い遺伝子の構成をもったものも少なくないし、近縁種の雑草があるものも多い。実際、これまで作物、牧草、観賞用に導入された植物が後になって雑草化している。雑草は、一般的には人間にとって好ましくない野生の植物と考えられるが、作物と雑草との形質的区分は不明確で、それはあくまでも人間の側からの判断によるものである。1994年のイギリスのウイリアムソンの有害植物研究でも、特別な植物だけが雑草になったわけではなく、あらゆる植物が雑草化する

危険性があると指摘し、組み換え作物もあるものが長期的には雑草化する可能性を否定できないと述べている<sup>9)</sup>。

次に、遺伝子組み換え作物に導入された遺伝子が自然交雫で野生の植物に伝播する危険性の問題である。一般的には、作物と野生種との自然交雫は、起こりにくいし、例え起こったとしても、その雑種が自然環境下での長期に生存することは難しい。しかし、作物の近縁の野生種が花粉の飛び範囲近くに存在し、作物と交雫和合可能であり、捻性のある子孫ができる場合は、遺伝子が野生植物に伝播する可能性がある。実際、1996年にデンマークのリソ研究所のトマス・R・ミッケルセンらによる除草剤耐性ナタネを使った近縁種雑草のブラッシカ・キャンペストリスとの野外圃場での交雫実験で、除草剤耐性遺伝子が雑草のブラッシカ・キャンペストリスに伝播した、との研究をイギリスの科学雑誌『ネイチャー』に発表した<sup>10)</sup>。しかも、これは1代目だけでなく、2代目でも確認されている。

ところで、米国の遺伝子組み換え作物の主力作物である大豆やトウモロコシは米国内に近縁種の雑草が存在しない。それゆえ、これらの作物に組み込まれた新しい遺伝子が他の植物に伝播する可能性はほとんどないと思われる。しかし、これらの作物が海外に輸出された場合は別である。例えば、メキシコなど中米地域には、トウモロコシの近縁種のテオシントという野生植物があり、この野生植物とトウモロコシとの間で捻性のある雑種ができるし、遺伝子の交流も確認されている。米国では自然交雫による遺伝子の拡散の危険性はなくとも、メキシコなど中米では危険性が存在する。前述のM.メロンらは「遺伝子組み換えのトウモロコシや大豆が世界の他の地域、とりわけ、近縁の野生雑草植物が豊富な地域、たとえば作物の起源中心地で作られれば、近縁野生雑草植物への拡散は間違いなく起こるに違いない。」<sup>11)</sup>と警告している。

## (3) 害虫抵抗性作物の生態系に及ぼす危険性

次に組み入れられた新しい遺伝子が標的以外の

生物に被害を与え、生態系を攪乱させる危険性の問題である。例えば、害虫抵抗性トウモロコシに組み込まれたBt遺伝子はアワノメイガの幼虫を標的にしているが、非標的の有益な昆虫まで殺傷してしまわないかという問題である。

この問題で、その後の実験の中で、これらの不安は的中することになった。『ネイチャー』1999年5月号で、米国のコーネル大学のJ.ローシーらの研究グループが実験室で、美しい蝶のオオカバマダラの幼虫に害虫抵抗性とうもろこしの花粉の付着したトウワタを食べたさせたところ、4日後には44%が死亡し、残った幼虫も通常より成長率が遅かったという実験結果を発表した<sup>12)</sup>。従来、Bt菌が作り出す毒素は、害虫のアワノメイガの幼虫など標的生物にしか毒性は効かないと考えられてきたが、これを覆すことになった<sup>13)</sup>。

害虫抵抗性作物は、また別の危険性が言われている。それはスーパーインセクト（超害虫）の出現の可能性の問題である。昆虫は周りの環境に対応して進化する。これまでにも害虫の歴史は、殺虫剤とそれに耐性を獲得する害虫の戦いであり、Bt菌の遺伝子を組み込んだ作物が増加すれば、それに対抗して、Bt毒素に強い昆虫が現れる可能性が高い。実際、現在でも既にBt毒素に耐性のある害虫が存在している。このようなBt毒素耐性の害虫が増えれば、現在の害虫抵抗性作物は無意味になると同時に生物農薬としてのBt菌は意味を失うことになる<sup>14)</sup>。

### III 遺伝子組み換え作物の国際的規制への動き

遺伝子組み換え作物は国際的に取引きされており、米国の影響力の大きい南米のアルゼンチンなどでは一般圃場での組み換え作物の栽培が既に進んでいる。先にも述べたように米国やカナダで生態系への影響がほとんどない組み換え作物も生態系の異なる他国では影響がないとは言えない。M.メロンらの指摘しているように、遺伝子組み換え作物が、作物の多様性の中心地、すなわち在来

種の生育地域やその近縁種が集団的に繁殖する地域に持ち込まれたら、在来種を破壊し生物の多様性が急速に失われる危険性が大きい。しかも、植物の多様性の中心地の多くは途上国にある。地球上の生態系を守っていく上で、組み換え作物の国際取引規制は緊急の課題である<sup>15)</sup>。

1992年、ブラジルで開催された「地球サミット」で結ばれた「生物多様性条約」では、その前文で「生物多様性の著しい減退や消失の恐れのある場合には、科学的確実さが十分にないことを理由にして、その恐れを回避または最小にするための措置をとることをひきのばすことがあってはならない」と述べている。また、第8条(g)では「バイオテクノロジーにより改造された生物であって、環境上の悪影響、つまり生物多様性の保全と持続可能な利用に対し悪影響を及ぼす恐れのあるものの利用と環境放出にかかる危険については、……規制し管理し制御するための手段を確立、維持すること」、さらに同条(h)では「生態系、生息地もしくは既存種を脅かす外来種の導入を防止し、または、その外来種を制御し、撲滅すること」を締結国に求めている<sup>16)</sup>。

1995年、ジャカルタで開催された同条約の第2回締結国会議で遺伝子組み換え作物による環境への悪影響を防ぐため、議定書を作成することで合意した。この合意に基づいて1999年2月、中米のコロンビアのカルタヘナで臨時締結国会議が開催された。この会議には「第三世界ネットワーク」などNGOも多数、参加したが、遺伝子組み換え作物の国際取引の規制を強く主張するEU、途上国と反対する米国（オブザーバー参加）、カナダと対立し議定書は採択されなかった。特に輸送時の組み換え作物の表示義務化をめぐって、義務化を主張するEUとこれに反対する米国は厳しく対立した。結局、この「バイオ安全議定書」は、2000年1月末にカナダのモントリオールで開催された同条約特別締結国会議で採択された。

議定書の骨子は、①種子など直接環境に放出される遺伝子組み換え生物の最初の輸入に際しては、輸出国が当該遺伝子組み換え生物に関する情報を輸入国に提供し、合意を得た後に輸出入の手続きが開始される②食用、飼料用、加工用の農産物について、遺伝子組み換え生物の影響評価に

関する国内措置を有する場合はそれを適用することが可能である③遺伝子組み換え生物の輸出の際の表記は、種子など環境へ放出を目的としたものは遺伝子組み換え生物と明記、食用、飼料用、加工用の農産物については遺伝子組み換え作物が含まれる可能性があることを明記するなどであった。

すなわち、遺伝子組み換え作物の種子などの輸出に関しては輸出業者が生態系への影響や安全性情報を通知し、輸入国の同意を義務付け、輸出の際も明記する。大豆、トウモロコシ、加工用の組み換え農産物は、輸入国との合意の必要はなく、輸入国が影響評価基準を設けている場合はそれに従うこと、輸出の際の表記は「含まれる可能性がある」とあいまいな表記となった。これによって輸出国側は従来どおり分別して輸出する必要はなくなった。

この議定書は一步前進ではあったが、問題も多く残っている。まず、第1に最大の輸出国である米国がこの条約を批准していないため、拘束力の点で弱いこと。さらに第2に途上国側が現在の食糧事情からどれほど厳しい環境基準を設定できるかという問題である。これらの事情を考えるなら、英国政府が現在提案している遺伝子組み換え食品の安全性や環境への影響などを審査する国際的な監視機関の設置が当面、必要と思われる。

- 1) 米国の遺伝子組み換え作物に関する民間団体であるISAAAの調査によれば、世界の遺伝子組み換え作物の栽培面積は、1997年1100万ヘクタールから1998年には2780万ヘクタール、1999年には3990万ヘクタールに増加した。1999年の国別栽培面積割合では、米国が世界の72%で圧倒的にトップで、次いでアルゼンチン17%、カナダ10%の順になっている。
- 2) 日本が米国から輸入している遺伝子組み換え作物のほとんどは、トウモロコシと大豆で前者は家畜の飼料、コーン油、コーンスナック菓子、ビールなどに入っているコーンスターなどに、後者は大豆油、味噌、醤油、豆腐などに利用されている。植物油、醤油も加工度が高いので表示義務から除外された。また、大豆では原料として5%以下しか含まれていないものは、「非組み換え原料使用」と表示してもよいことになった。トウモロコシは、分別管理が

遅れているため許容混入率の設定が見送られた。ヨーロッパでは原料の1%以上混入している場合、表示義務化したとの対照的である。(『日本経済新聞』2000年2月8日より)

- 3) 遺伝子組み換え食品全般については、藤原邦達『遺伝子組み換えを考える辞典』農文協、1999年、I・ボーエンズ、関裕子訳『不自然な収穫』光文社、1999年、渡辺雄二『遺伝子組み換え食品最前線』家の光協会、1999年など参照
- 4) ISAAAによれば、1998年の世界の遺伝子組み換え栽培面積のうち除草剤耐性品種が71%，害虫抵抗性品種が28%となっており、両品種で99%となっている。また、組み換え作物の栽培割合では、除草剤耐性大豆52%，害虫抵抗性トウモロコシ24%，除草剤耐性ナタネ9%，などの順となっている。
- 5) 同社の設立は1901年で、最初の製品は「サッカリン」で、その後1920年代には「アスピリン」を製造、1970年代にはベトナム戦争で使用された枯葉剤「エイジェント・オレンジ」を政府に供給した。近年では人工甘味料の「ニュートラ・スイート」と除草剤の「ラウンドアップ」が主力製品であった。  
(I. ボーエンズ、前掲書、66ページ)
- 6) J. リスラー、M. メロン、阿部利徳他訳『遺伝子組み換え作物と環境への危機』合同出版、1999年
- 7) 同上書、11ページ
- 8) 近年の遺伝子組み換え作物の生態系への影響については、大竹昭郎「生態学からみた遺伝子組み換え作物」『日本の科学者』35巻4号、2000年4月、26～30ページ
- 9) J. リスラー他、前掲書、57～58ページ
- 10) Thomas R.Mikkelsen,Bente Andersen,Rikke Bagger Jørgensen,The risk of crop transgene spread, NATURE vol.380, 7 March 1996, p.31
- 11) 同上書、71ページ
- 12) John E Losey,Linda S.Rayor,Maureen E.Carter, Transgenic pollen harm monarch larvae, NATURE vol.399, 20 MAY 1999
- 13) この室内実験に対して、米国のバイオ産業団体などは、自然界では、実験のような大量のトウモロコシの粉は飛ぶことはないと反論し、野外観察などを実施し危険性を否定した。
- 14) I. ボーエンズ、前掲書、154～160ページ
- 15) 途上国の立場から遺伝子組み換え作物の規制を呼びかけたものに、第三世界ネットワーク、本庄重雄、芝田進午編訳『バイオテクノロジーの危機管理』技

術と人間、1998年がある。

16) 同条約は、世界170カ国以上の国が批准しているが、米国は条約には調印しているが議会の反対で未

批准である。締結国会議にはオブザーバーとして参加している。

(えじり あきら 所員 大阪電気通信大学非常勤講師)

基礎経済科学研究所編

# 地球社会の政治経済学

ナカニシヤ出版 本体2500円 [A5判上製]

地球市民が学ぶ教養！グローバルな社会の一員として、現代世界と日本・アジアのダイナミックな政治経済の動きや、その未来を読み解くための新しい経済学入門！

序章○世界地図を広げてみよう（大西広）

## 第Ⅰ部 地球をおおう資本主義

第1章○世界経済を支配する多国籍企業（板木雅彦） 第2章○ヨーロッパ統合のあゆみと行方（芦田亘）

第3章○アジアの成長と変貌（和田幸子） 第4章○市場経済化への新しい波（田中宏）

## 第Ⅱ部 世界とともに生きる日本

第5章○世界のなかの日本企業（十名直喜） 第6章○データで読む日米の景気循環（石上秀昭）

第7章○外国為替と国際通貨（奥田宏司） 第8章○世界の農業と食料（樋原正澄）

第9章○グローバリゼーションと地球環境問題（植田和弘）

## 第Ⅲ部 21世紀地球社会の市民生活

第10章○世界の労働時間の流れと日本（森岡孝二） 第11章○経済のグローバル化と女性労働（中川スミ）

第12章○世界の高齢者福祉（上掛利博） 第13章○21世紀地球社会とマルチメディア（野口宏）

ご注文は基礎経済科学研究所まで

TEL & FAX : 075-255-2450 e-mail : kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

## 読者の声

リニューアル後の貴誌は『エコノミスト』的で読みやすく、タイムリーな論文が多い反面、従来からの「理論概説」が、後退しており Marx 社会理論の今日的展開が強く求められている現代資本主義の動態的ビハイビア、長期構造不況下の「恐慌論」的、景気循環的、労働=生産過程論的アプローチ等々・・・。基礎理論把握と現実経済把握の両側面をしっかりとつかんで欲しい。

(佐竹征志 大学院科目別履修生)

# 環境の世紀における 将来社会構想

—脱物質化革命で雇用と仕事が変わる—

21世紀のそれほどおそくないうちに浪費型工業化の時代は終わり、物質消費を大幅に減らす脱物質化時代が始まる。労働者には今、維持可能な社会の実現を市民として自覚的、積極的に追求し、雇用や仕事を見直していく歴史的課題が提示されている。



SASAKI Ken  
佐々木 建

## I 脱物質化革命の到来 は避けられない

21世紀が環境の世紀になることは疑いがない<sup>1)</sup>。この世紀のそれほどおそくないうちに、資源浪費によって地球環境に負荷を与え続けた工業化の時代は終わりを迎え、物質消費を革命的に削減する生産様式の時代、脱物質化の時代に移るだろう。

地球環境危機を促進したのは、産業革命以来の経済活動である。人間はエコシステム（生態系）の一部なのに、その経済活動によって地球から無制約に資源を略取し、廃棄、排出を続けてきた。経済活動の規模が小さい時代には、エコロジー的制約を意識する必要はなかった。資源は無限であり、水も大気も土壤も無償で無制約に与えられ、地球の浄化・復元能力も無限にみえた。地球は人間活動に従順であるようにみえた。

ところが、今は違う。自然との「共生」を回復すべきだ、経済活動を地球の限界内にとどめようという主張が日増しに支持を広げている。資源消

費の少ない、廃棄・排出物の少ない経済・社会システムをできるだけ早く作り上げること、これが人類の緊急課題になった。

経済学は、経済システムの生成と発展を人間の意識の外にある客観的な過程と捉える傾向がある。特に主流の経済学は市場を通じて最も合理的な決定が下せるとし、自然科学に似せて市場経済法則を確定しようとする。ところが、現実を観察すると明らかのように、市場に任せたら人類滅亡は避けられない。市場メカニズムでは人類の将来を予知できない。明らかのように、地球と人類を延命させられる経済・社会システムは自動的に到来する筈がない。経済史からも明らかのように、市場には自身の力で地球を復元させる力はない。公害問題がそのよい例である。その上、人類に残された解決のための時間は限られている。だから、新しい地球環境保全型システムは、将来社会構想の提言による誘導と新しい運動主体の成長がなくては実現できない。

その実現は「市民」のイニシアチブにかかっている。企業経営者や政治家が主役ではない。地球環境問題解決の鍵は企業経営の変革にあることはいうまでもないし、エコ経営を目指す開明的経営者も急増してはいる。しかし、彼らにとっては利

潤をあげ、売上を伸ばすことが至上命令であって、環境取り組みが利益を生むことを納得することが大前提である。しかも、企業のタイムスケールは短く、株主に毎年支払う配当が一番の関心事である。投資活動や販売促進について中長期計画を持ってはいるが、人類的課題解決のタイムスケールとは一致しない。政治家の状況はもっと深刻で、彼らは基本的には任期を全うして再選されることしか考えず、有権者の投票行動を触発する限りでしか対応しない。

人類社会に対する地球的な責任を担うのは、明らかに市民であり、大衆である。彼らだけが世代的責任を自覚でき、国益を守るなどという狭い了見とは無縁であり、国境を越えて連帯的に責任を分有できる。労働者、あるいは労働者階級の歴史的使命はどこに消えたのか、彼らはその能力と資格を失ってしまったのかと問われるかもしれない。これまで労働者と捉えられてきた正規の就業労働や雇用は市民の持つ多面的な労働の中で最も重要な位置を占めているにしても、現代では労働者が市民として發揮できる労働の役割はますます重要になってきているのではないか。

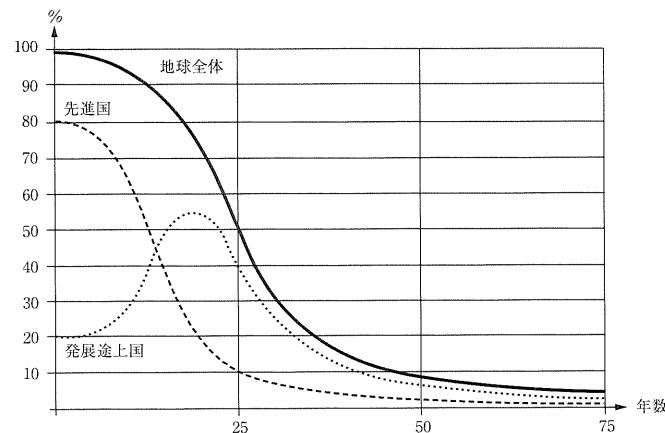
## II 「ファクター 10」と 将来社会構想

資源の利用効率を高めて地球環境危機に対処しようという主張や運動が主流になりはじめている。その中でも最も先進的な主張は、今後数十年のうちに先進国の大資源消費を 10 分の 1 にしようという「ファクター 10」運動である<sup>2)</sup>。

「ファクター 10」の主張は簡潔でわかりやすい。それは自然・資源浪費型経済の克服のための先進国責任を自覚した主張である。今後 20 ~ 30 年の間に先進国における物質消費を 10 分の 1 にすることによって、途上国と将来世代の豊かさに可能性を残し、全人類による環境負荷を大幅に削減しようと言う提言である（図表 1）。この主張を空想的と批判したり、単純すぎると一蹴することは簡単だが、今日の地球環境危機の深刻さとスピード、世界人口の爆発的増大、資源の枯渇、水や土壤の危機を考えれば、これは決して高すぎる目標ではない。むしろ最低限の要求である。

この人類的課題をどのような手法で実現するか、そのためにはどのような啓蒙活動が必要かは、それぞれの国、地域、組織、個人にゆだねられて

図表 1



先進国が 25 年以内に資源消費を 10 分の 1 にすれば、世界の資源消費は半分になる。ただし、ここでは世界人口の増加は考慮していない。

出所) F.Schmidt-Bleek,Das MIPS-Konzept,München 1998,p.93

いる。どのような視点から課題解決に接近するにせよ、技術革新だけで資源やエネルギー、水や土の利用を10分の1にするなど、実現できる筈がない。社会や経済のシステム、企業システムの産業革命にも比せられる大変革が求められる<sup>3)</sup>。

私の関心に引き寄せていえば、ファクター10運動は現代資本主義のグローバルな体系を作り替える壮大な革命的試みでもある。資本主義の発展が作り出したのは、植民地から発展途上国へと名前だけは変わったが、自然浪費の最大の犠牲者が依然としてこれらの国々であるという現実であった。途上国と先進国の経済的格差は縮まるどころか絶望的なまでに拡大し、今や世界人口の6分の1を占めるにすぎない北半球の先進国が世界の工業的富の8割を独占している。植民地独立の時代からすでに50年という歴史的時間が経過しているのに、開発によって格差を縮め、公正で平等な関係を地球的規模で実現できないでいる。先進国の資源消費を10分の1に減らすことは、公正を地球的規模で実現する過程の一つではないか(図表2)。明らかなように、「ファクター10」は、「持続可能な発展」概念と共に通の基盤の上に立っている。環境と開発に関する世界委員会(通称ブルントラント委員会)が1987年に『人類共通の未来』<sup>4)</sup>を発表して以来、「持続可能な発展」は現代社会の最も重要な概念の一つになった<sup>5)</sup>。

この概念をめぐってさまざまな論議が展開され

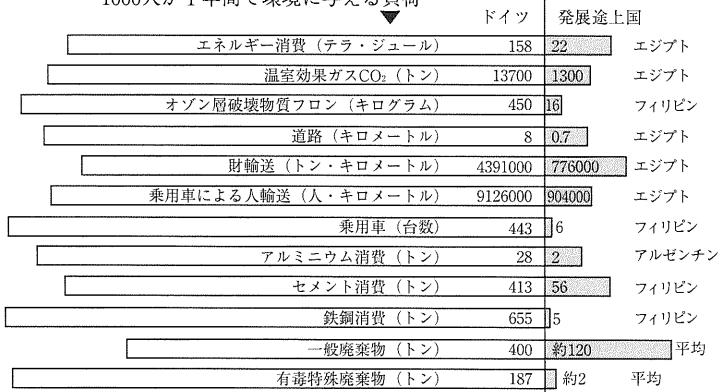
ているが、私はこの概念を、維持可能な将来社会への移行期あるいは過渡期を考える理念的枠組みとして、グローバルな視点からの南北間の公正と連帶の原則と、さらに現世代の責任を確定する枠組みとして理解している。ファクター10運動が今後20~30年間の実現を主張するのは、まさにこの現世代責任の表明にはかならない。50年後、あるいは極端な場合には100年後の実現を主張あるいは構想するのは、無責任というほかない。

脱物質化社会論は、E・U・フォン・ワイツゼッカー等の「ファクター4」の主張をはじめ、さまざまな分流を生み出している<sup>6)</sup>。また、エコ効率革命を目指す経営者たちとの交流も始まった。環境保全に自覚的な経営者たちは、リオ・サミットの準備過程で1992年に「エコ効率」(「環境効率」という新しい経営理念を生み出した。この理念も脱物質化を主張している<sup>7)</sup>。「ファクター4」の主張は、脱物質化を主張しながらも、そのねらいは私の論点と別のところにある。紹介されている物質生産性4倍化の実例をみると、そのほとんどはすでに実現されているか、取り組み姿勢を変えれば実現が容易なものばかりである。つまり、ファクター4構想のねらいは、全産業界がこのレベルを達成して経済システムの全面的変革の条件を整備することにあるように思われる<sup>8)</sup>。

私は脱物質化社会の実現を目指すためには、脱物質化によってどのような「生活の質」を実現す

図表2

1000人が1年間で環境に与える負荷



左右の棒グラフを合計すると100%になる。

ドイツ人は1,000人で、アルゼンチン人、フィリピン人、エジプト人のそれぞれ1,000人の約10倍も消費している。

出所) E・U・フォン・ワイツゼッカー他『ファクター4』, 321ページ

る社会を誕生させるのかを積極的に提示しなければならないと考えている。生活革命が表裏をなして展開されない限り、生産様式変革だけでは地球と人類の危機は克服できないからである。そのような意味での将来社会構想がすでに登場はじめている<sup>9)</sup>。それらの構想は、はるか将来に実現が期待されるようなユートピアを夢想することではない。今後20～30年間に具体化すべき経済政策や社会変革を語らねばならない。あるいは、すでに始まっている過程をまとめ、将来にむけて大胆に問題提起しなければならない。

持続可能な将来社会構想についての私の態度を、ここで詳細に紹介する余裕はない。構想の基本的枠組みとして次の点だけを指摘しておきたい。第1に、グローバルに考え、行動する態度である。国益優先の狭いナショナリズムを克服し、市民のグローバルな貢献を確定すること。第2に、先進国社会を物質消費の少ない構造に作り替える展望を示すこと。そのために従来のシステムを利用価値<sup>10)</sup>やサービス重視のシステムに抜本的に変革する道筋を示すこと。第3に、それに対応して雇用や就業がどのように変わるかを示すこと。第4に、市民社会的諸関係によって市場を包み込み、そのゆがみを克服する展望を示すこと。

### 第三章 仕事と労働が変わる

労働者が直面している最大の問題は失業問題の解決である。企業の環境取り組みが積極化すれば、雇用が増えることは確実である。リサイクル関連の起業が増え、環境認証や環境会計の普及によってコンサルタント関連の雇用が増えるし、エコファンド等の実績からも明らかのように、環境取り組みに積極的な企業のビジネスチャンスは広がる。しかし、これだけで今日の失業問題解決に目に見えた貢献をするとは考えにくい。

雇用を考えるには、もうすこし長期の視点に立たねばならない。今後20～30年の間に脱物質化が自覚的に追求されるとすれば、雇用と就業形態

にも大きな変化が起きる。資源浪費に直接関わる製造分野の労働や、その製造工程に固着された仕事や雇用も減る。だから、環境保全型将来社会構想では、就業や雇用に対する不安を払拭することにかなりの力を割いている<sup>11)</sup>。

脱物質化社会は新たな生活の質を求める市民の生活革命によって促進される。そのことがさらに産業構造と就業形態の急激な再編を促進するに違いない。その過程で、製造工程（さらには流通、銀行、保険等の古典的なサービス業）に固着させられた労働者こそが真の労働者である考えは急速に古び、社会のさまざまな分野で修理やメインテナンスに従事してさまざまな「サービス」機能を果たす労働者の比重が増大し、さらにパートタイマーやSOHOという形態での新たな分散的、自営的労働の役割も大きくなる。つまり、従来型の雇用や仕事は減っても、もっと人間的で環境に負荷を与えない新しい雇用や仕事増える。

この過程が進むにつれて、労働概念も変わるものではない。「生産的労働」や「価値を生む労働」とは評価されなくても、社会的に有用な労働形態、場合によってはそれ自身が経済的に有用な労働形態が大きな比重を占めるようになる。かつて家事労働は「シャドウ・ワーク」として女性差別の表現であり、同時にまた女性の地位向上のための象徴的概念でもあった<sup>12)</sup>。これからは最も有用な労働形態として評価されねばならないのではないか。家事労働は性差に関わりない、人間労働の最も基本的な形態である。例をあげると、この労働なしには、リサイクル、省資源の経済活動など考えられない。現代の生産過程は最終消費の後もリサイクル、再利用を通じて循環的に維持される。製品の有用性や「利用価値」は最終消費の後も維持される。その担い手は家事労働である。ボランティア労働についても同じことがいえる。市民社会内部でのこれらの労働の意義を経済的にも問いかける必要があるのではないか。

このように、環境の世紀の労働者は生産と古典的サービスの過程に固着して雇用されるだけではなく、多様な形態で労働する。同時に、市民として、家事労働の担い手として多様な労働形態の担い手にもなる。このようになると、古典的な労働組合観の限界は明らかになる。正規雇用の確保を

めざし、その労働条件の向上をめぐって組織された労働組合組織がこの多様化に対応できずにその役割は低下する。労働者を「市民」として積極的に捉え、その労働の多様性を評価してさまざまな市民的労働者組織が誕生する。自営的就業やパートタイマー、市民的、自発的労働を視野に入れた市民的労働者組織のネットワークが拡大する。

私を例にとって考えてみよう。一体私はどのような意味で労働者なのか。大学教授でもあり、非常勤講師としてパートタイマーでもある。年金生活者もある。自分のオフィスで執筆や翻訳の仕事をすればSOHOに属するし、ファクター10クラブのメンバーとして活動すればNGO活動である。地域社会でさまざまな活動に参加しているし、家事労働の担い手としての労働もある。私の労働はこれほどまでに多様であり、そのそれぞれが「豊かさ」の実現に貢献している。

変化はすでに始まっている。社会保障政策も雇用政策も、新しい時代に対応して多様な労働形態の意義を重視し、それを保障するものに作り替えられなければならない。

- 1) E・U・フォン・ワイツゼッカー著、宮本憲一・楠田貢典・佐々木建訳『地球環境政策』有斐閣、1994年、13ページ。
- 2) F・シュミット=ブレーク著、佐々木建訳『ファクター10 — エコ効率革命を実現する —』シュプリング・フェアラーク東京、1997年。佐々木建「ファクター10」、『環境マネジメント便覧』日本規格協会、1999年所収。
- 3) 小宮山宏は、2050年までにエネルギー効率を3倍にすれば、21世紀後半に持続可能な完全循環型社会の建設に向かえるとする。現在の最高の技術を持ってしても、そこまでしか実現できないのである。小宮山宏『地球持続の技術』岩波新書、1992年。
- 4) The World Commission on Environment and Development, Our Common Future, Oxford 1987.邦訳: 環境と開発に関する世界委員会、大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店、1987年。
- 5) この概念は17世紀中期のザクセン王国における森林經營論が起源とされる。U.Grober, Der Erfinder der Nachhaltigkeit, Die Zeit, 25. November 1999, Nr.48.
- 6) 例えば次のものがある。E・U・フォン・ワイツ

ゼッカー／E・B・ロビンス／L・H・ロビンス著、佐々木建訳『ファクター4 — 豊かさを2倍に、資源消費を半分に —』、財団法人・省エネルギーセンター、1998年。

- 7) S・シュミットハイニー／BCSD著、BCSD日本ワーキング・グループ訳『チェンジング・コース — 持続可能な開発への挑戦 —』、ダイヤモンド社、1992年。L・D・デンシモ／F・ボポフ／WBCSD『エコ・エフィシェンシーへの挑戦』日科技連出版社、1998年。ファクター10とエコ経営理念を結合して見せたビジネス書として次のものがある。C・フェスレ他著、山本良一監訳、佐々木建訳『成長の限界』を超えて』日科技連出版社、1999年。
- 8) ダウ・ヨーロッパ社幹部で、ファクター10クラブのメンバーでもあるC・フェスレは次のように呼びかける。「持続可能性が求めるパフォーマンスを最低限で『ファクター4』、理想的には『ファクター10』に改善することを考えよう」。C・フェスレ他、前掲書、360ページ。
- 9) 上述のワイスゼッカーの『地球環境政策』のほかにも、次のものがある。W.Sachs et al, Greening the North. A Post-industrial Blueprint for Economy and Equity, 1998.1996年にドイツ地球の友とカトリック系第三世界支援NGOのミゼレオールをスポンサーにヴァッパータール研究所が行った『将来可能なドイツ』の英語版で、近く日本語版がTBSブリタニカ社から刊行される予定。
- 10) この概念については次を参照。O.Giarini/W.R.Stahel, The Limits to Certainty.Facing Risks in the New Service Economy,2nd Revised Edition,1993 (邦訳: O・ジアリーニ／W・R・スタヘル著、佐々木建監訳、柴田清／中田俊彦訳『不確実性と人類の未来 — リスクに挑む新サービス経済 —』日科技連出版社、2000年)。
- 11) 前掲のワイスゼッカーの『地球環境政策』では、その分析の大半は「新しい豊かさのモデル」と「労働」のあり方に費やされている。最近の最も注目される問題提起の書物である次も雇用について言及している。P.Hawken/A.Lovins/L.H. Lovins, Natural Capitalism. Creating the Next Industrial Revolution, 1999.
- 12) I・イリイチ著、玉野井芳郎他訳『シャドウ・ワーク』岩波同時代ライブラリー10、岩波書店、1990年。  
(ささき けん 名城大学経済学部)

# エゴからエコへ

## —「自己」の拡張と人間の発達—

基礎研編『人間発達の政治経済学』(青木書店, 1994年)は、基礎研の人間発達論の一つの到達点であった。その出版の折りに、私は同書のよって立つ人間(発達)観のあいまいさを批判し、「近代個人主義の人間観を超えていく」ことが、こんごの共通の課題となると述べた<sup>1)</sup>。本稿では、その論点を発展させ、21世紀を「環境=いのちの世紀」にするためには、「人間(発達)観」はどう変わればよいのかを論じる。「自己の拡張」をとおして「エゴ」から「エコ」への転換をめざすことこそ、新世紀の人間発達の課題であり、そのために、マルクスとガンジーを重ねあわせていく必要を提唱する。



FUJIOKA Atsushi

藤岡 恒

ず読者の皆さんに2つの質問をさせてください。

### 雄波派、それとも雌波派？

『モリー先生の最終講義』という本があります。社会心理学者のモリー先生が、臨終の床で教え子に「いかに生きるべきか」を語った本ですが、その末尾で次のような「波の寓話」を紹介しています。

「小さな雄波が砂浜の沖の大洋で、飛び上がり、飛び下がりしながら楽しんでいました。突然に雄波は、自分がやがて砂浜に碎け散るだろうと悟りました。この広い大洋の中を、彼は今や砂浜めがけて進んでおり、間もなくそこでなくなるでしょう。『こりゃいかん。俺はどうなるんだ?』と雄波は渋い、暗い表情でつぶやきました。そこへ同じように、飛び上がり、飛び下がりしながら楽しんでいる雌波がやってきました。雌波が雄波に言いました。『なんでそんなにしょげてるの?』雄波は『わかっちゃいないんだな。君はあの砂浜で碎け散って、おしまいになるんだよ』と答えました。すると雌波が、『あなたこそわかっちゃないんだわ。あなたは波じゃないわ。大洋の一部

### I はじめに — 2つの質問 —

本稿の読者の皆さんには、環境問題の解決を火急の最重要課題だと、すでに本気で考えておられるものと前提します。したがって、環境問題の切実さの論証といったテーマはすべて省略します。ま

よ』と言ひ返しました。」

この寓話を引いてモリー先生は「わたしもそう信じています。わたしは一つの波ではなく、全人類の一部です」と述べ、自分は雌波派だと告白しています<sup>2)</sup>。さて、読者の皆さんには、雄波派ですか、それとも雌波派ですか。

### エゴ派、それともエコ派？

第2の質問に移りましょう。あなたの生命ないし能力は、あなたの私有財産ですか。それとも誰かからあなたに託された信託財産ですかという質問です。マハトマ・ガンディの孫のアルンさんから教えてもらった質問です<sup>3)</sup>。おそらく雄波派の人は私有財産と答え、雌波派の人は信託財産と答えるのではないかでしょうか。本稿では、前者（雄波－私有財産派）の立場の人を総称してエゴ派、後者（雌波－信託財産派）の立場の人をエコ派と名付けておきます<sup>4)</sup>。

ところで、このように聞かれたばあい、多くの読者は、当惑されるのではないでしょうか。なぜなら、大概の人は、実際のところ、エゴとエコの2つの魂をあわせ持っているからです。戦場や企業間競争の現場では、エゴ派として行動しないと生き残れません。その同じ人が、家庭や恋人のもとに戻ると、利他的なエコ派として行動するという風に。

## II 私って何？

### —「自然法」がとらえる 生物＝人間界の掟—

上記の2つの質問は、結局のところ、「人間って、私って、何なの？」という問いに帰着します。人間って、私って、何なのでしょうか。

#### いのちの尊厳、人間の尊厳

ここで、手をかざしてください。怪しげな宗教ではありませんから、ご安心を。手を光にむけてかざしてください。手の先、指のあたりがキラキ

ラときれいに輝いていますね。この手を生物の進化図にたとえますと、人間はどこに位置しているのでしょうか。

話は、140億年前のビッグバンの直後にとびます。当時は余りに熱いため、宇宙には、もっとも単純な元素－水素とヘリウムしか形成されませんでした。それが宇宙の冷え上がりとともに、星間塵ゾーンのそこかしこで、より複雑な元素－たとえば炭素や鉄などが生まれ、その土台のうえに複雑な分子の有機的結合体（有機物質）が生まれてきたのです。「君たちは、星のかけらだよ」<sup>5)</sup>と天文学者が説くのには、道理があるのです。

地球上の海のなかで、36億年近くまえに最初の生命体が生まれたといわれます。その後の26億年間は、細胞分裂という無性生殖が、生命の繁殖の唯一の方法でした。そこでは個体の死はありません。細胞分裂による永遠の生を謳歌していたのです。雄と雌とが互いのDNA（遺伝子コード）を交じり合わせ、子を生みだすという有性生殖がはじまって、個体の死が始まりました。生物は、セックスの歓びの代償として、死の恐怖を味わうようになったのです<sup>6)</sup>。

それはともかく、有性生殖の積み重ねのなかで、子供に引き継がれるDNAはいっそう高度で複雑なものになり、その精華として人類が誕生します。生物の進化の歩みを手で表したばあい、その最先端の指先のところに、「自然がついに自分自身の意識にまで到達している存在」を生み出したのです<sup>7)</sup>。一人の人間のなかに60兆の細胞がすばらしい協同の活動をして、人間活動を支えています。よく生物学者は、「人間とは36億年のDNAだ」と述べますが<sup>8)</sup>、一人のなかに含まれるDNAの総延長は、1080億km－地球と太陽を360回往復する長さになるといいます<sup>9)</sup>。ビッグバン直後の水素とヘリウムしかない状態から、宇宙の物質系は、ここまで進化をとげたのです。

いのちはなぜ尊いのでしょうか。わけても人間のいのちは、なぜ尊いのでしょうか。60兆の細胞が、1千億kmのDNAに導かれ、えもいわれぬ精妙な協同活動をしており、自らの力で、宇宙の最高の精華としての光を発しています。尊いのは当たり前なのではないでしょうか。

## オカルト・神秘主義にならないカギ

生きるとは生命の移しかえのことです。すべての生命は曼陀羅絵のように、つながっています。このような宇宙の物質系と生命系の自己発展・進化の姿を、最新の科学は見事に浮き上がらせてくれます。しかし事物を分断し、固定的にとらえる機械的な唯物論に立脚していれば、なぜこのようなダイナミックな変化が生じているのかを説明できません。そのために不可思議な「靈」の力に頼って変化を説明しようとする「エコロジスト」が生まれ、オカルトや神秘主義を流行らせているのです。

オカルトに走らないカギは、唯物弁証法の立場で自然界を把握しようとすることです。F.エンゲルスの遺稿の『自然弁証法』、宇宙の物質系に備わる自己組織化の本性から、生物進化を捉えようと試みている米国サンタ・フェ研究所の仕事<sup>10)</sup>などを研究されるといいと思います。

## 自然の掟に従うということ

地球村の高木善之さんが説いているように、36億年の進化の歴史のなかで、生物たちは、生存持続のための掟を育んできました。必要最小限という掟と調和・共生という掟が、それです。動物たちは互いに必要最小限の資源・獲物しかとらず、他の動物たちとの無用の争いを避けてきたのです。これが、いわば自然の掟（自然法）です。

ところが、人間（世界人口の2割を占める先進国、とくに大資本家）は、自らが自然的動物であることを忘れ、自らを自然の外部に置き、自然法に反する社会の掟を作るようになったのです。必要最大限という掟と競争という掟がそれです。まさに自然法とは正反対の内容です。

人間は慎みを忘れ、やり過ぎたのです。その結果、自滅する一歩手前まで来たのです。自然の掟に従う方向で、社会法と社会システムを作り直すことが、人類最大の課題となっていました。新世紀の人間発達は、このようなパースペクティブのもとで考察される必要があるように思います<sup>11)</sup>。

## III 人間の発達とは 「自己の拡張」のこと

基礎研の文献には、「自己実現」が人間発達とほとんど同義で使われています。このばあいの「自己」とは何なのでしょうか。人間発達とどのような関係があるのでしょうか。

### 自己の範囲

「自己利益」を追求するといいますが、そのばあいの「自己」とはビリヤードの玉のように固い孤立した実体ではありません。「自己」の範囲は、人間の発達段階が高まるにつれて、しだいに広がっていくものだと、米国の未来学者のヘーゼル・ヘンダーソンは力説します。彼女が作成した別掲の図表をご覧ください<sup>12)</sup>。

赤ん坊から幼児の時代には、自己利益にかかる「自己」の範囲は、文字通り本人一人だけのことです。要求を貢ぐために、あたりかまわず泣き叫ぶ赤ん坊の姿をイメージしてください。通常の人のばあい少年期になると、家族が「自己」利益の範囲に入ります。青年期になると、「自己」の範囲がコミュニティや企業団体まで広がってきます。成熟期に入ると、民族、国家まで「自己」の範囲に入り始めます。さらに視野が広い人のばあいは、動植物や死んだ人、未来世代、地球の運命までが「自己」のなかに入ってくるのです。地球市民、宇宙市民への成長の道筋を示唆する彼女の議論は、さすがにスケールが大きいですね。

それはともかく、自己の範囲を本人のところに限定する新古典派経済学は、幼年期の発達段階に照応した経済理論だと彼女は述べています。幼年期を超えて人間が「自己」を拡張し、発達をとげていく展望を閉ざしてしまう経済学になっているのです。

## 自己拡張の条件(1) —自己分析と自己受容—

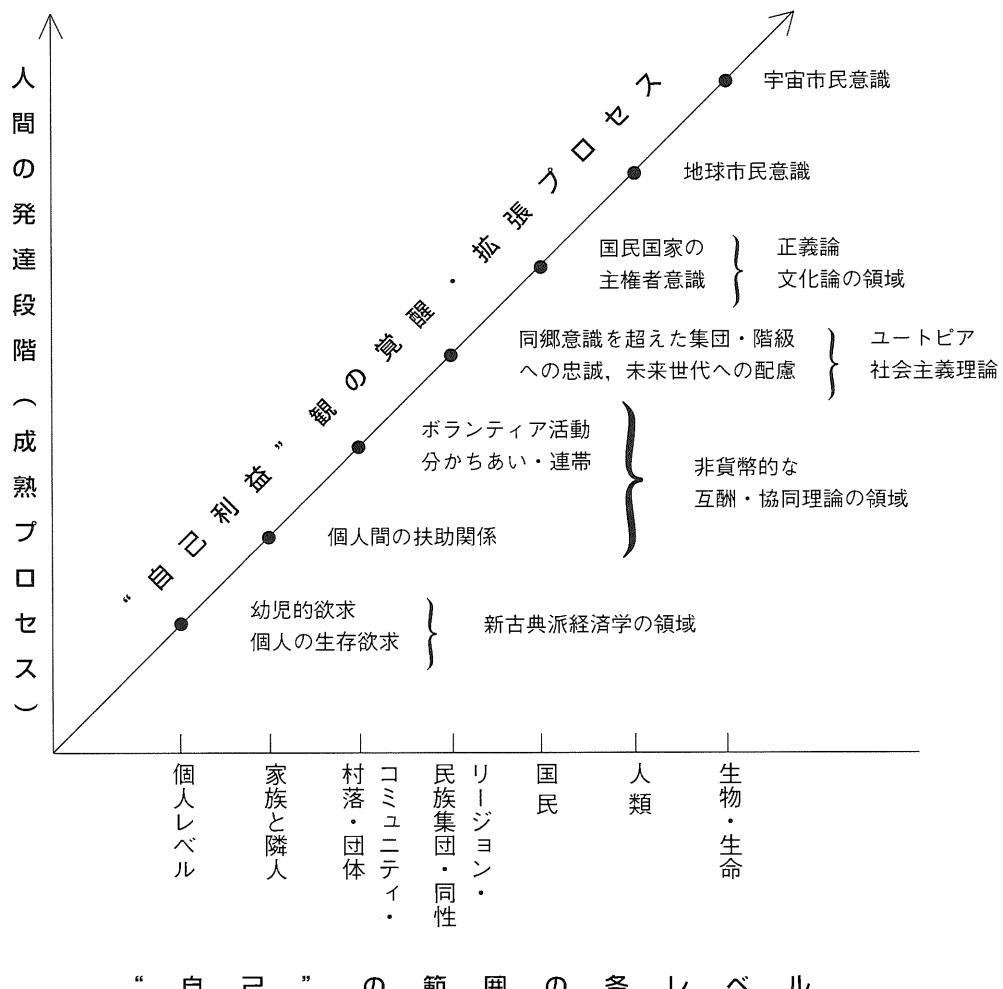
それでは、自己を外部世界に開き、拡張していくには、どうしたらよいのでしょうか。権威的なタテ型社会では、「自己のあるべき像」が上から押し付けられることが多いですね。このような「押し付けられ」をまず拒否することです。そのうえで一人になって、とことん狭義の「自己」に向かい、「あるがままの自己」を受け容れるのです。自分自身を受け容れた時はじめて、人は

いのちのパワーを強めることができ、自らを変えることができるのです。自然によって信託された自己の能力を使いきるように努力することができます。自己を拡張するための原点は、パン種としての狭義の「自己」を確立し、受容することなのです。この道理は、内発型発展の立場にたつ地域開発理論とそっくりですね<sup>13)</sup>。

## 自己拡張の条件(2) —外部の世界への本物の関心—

人は自分を好きになって初めて、他者も信頼で

図表 人間発達の視点からみた「自己利益」観の覚醒・拡張のプロセス



出所) Hazel Henderson, Building A Win-Win World, 1995, p.154を一部改作

きるようになります。そうすると関心が自然と外部世界に向かっていくのです。外部の世界に本物の関心（愛情）を寄せることが、狭いエゴを脱し、自己を拡張していくもう一つのカギとなります。

哲学者のパートランド・ラッセルは、『幸福論』の末尾で次のように書いています。「私たちが外部の人々や事物に本物の関心を寄せるようになると、自己とその他の世界との対立は、ことごとく消散する。そういう本物の関心を通して、人は、自分が生命の流れの一部であって、ビリヤードの球のような固い孤立した実体ではない」ということを実感するようになる。……そのような人は、自分は宇宙の市民だと感じ、宇宙が差し出すスペクタクルや宇宙が与える喜びを存分にエンジョイする。また、自分のあとにくる子孫と自分は本当に別個な存在だと感じないので、死を思って悩むこともない。このように、生命の流れと深く本能的に結合しているところに、最も大きな歓喜が見いだされる」と。ラッセルもまた、ヘンダーソンと同様に人間が「宇宙の市民」にまで成長していく展望を語っているのです<sup>14)</sup>。

### エゴ・シングル主義者が多いのはなぜ

日本では、エゴ・シングル主義者－「自己の拡張」が、幼年期のレベルで止まってしまった人たちが、なぜこれほど多いのでしょうか。成功（お金）に飛びつこうと、上だけを見て、跳ねる「ぴょんぴょんウサギ」に、されてしまったからだと思います。

手のひらで人間の位置を示す先のたとえ話に戻りますと、指先が、「ぴょんぴょんウサギ」にされてしまったのです。そうすると上しか見えなくなりますから、指どうしが、共通の根をもつていてこと、ともに共通した生命の流れの産物であることが見えなくなります。宇宙における自らの位置と価値とを見失うのです。自他分離の人間観が支配します。そして人は自らの意志では生まれることもできず、生命の流れを任意にコントロールできないにもかかわらず、自己の生命と能力とを己れの私有財産だと考えるようになります。観念論の考え方へ侵されるのです。

頭脳は、肉体を「所有」するべく、さまざまな指令を発しますが、生命の自然な流れのコントロールなど、できるわけはありません。生命の自然な流れの産物として、意識の方が発生してきたのですから。「心臓よ、止まれ」と頭で命令しても、心臓はということを聞きませんね。したがって観念は空回りし、精神病理が蔓延し、子供たちは引きこもったり、ストーカーになったりします。「ありのままの自然」の受容を説く唯物論的な森田療法に、効き目があるのも道理です<sup>15)</sup>。

しかし、エゴ・シングルへの道が、シングル化の唯一の道ではありません。シングル化のもう一つの道－伊田広行さんのいう「スピリチュアル・シングル」に成長する道もあるからです。「私の命は、全宇宙の命、生命体系・自然の摂理の一部であることに覚醒した状態」のシングル主義のことです<sup>16)</sup>。シングルとしての自己と徹底的に向きあい、対話するなかで、外部世界への本物の関心が育まれ、エゴからエコへと自己を拡張するなかで「スピリチュアル・シングル」への道は切り開かれます。そして、これこそ、新世紀の人間発達の姿だと思います。

## IV 環境=いのちの世紀に 経済学はどう変わるべきか

……変えることのできるものと、  
変えることのできないものを受け容れる心の  
優しさと、  
いずれであるかを見分けることのできる叡智  
を  
私に与えてください。  
(ラインホールド・ニーバー『平安の祈り』から<sup>17)</sup>)

21世紀は、「環境の世紀」になるといわれます。ただし環境の世紀と「いのちの世紀」とを等号で結ぶ必要があると私は考えています。なぜなら、環境は人間の作り出した経済システムの一部ではないからです。そうではなく環境というのには、40

億年近い地球のいのちの流れのことであり、そのような環境=いのちのシステムの内部の片隅に経済システムが生まれてきたからです。

さて、どうすれば、エゴ派をエコ派に変えることができるのでしょうか。そのために経済学はどのように変わる必要があるのか。最後にその点を考えてみます。

### 自然法にもとづく命の流れの内部に人間・経済を位置付ける

「身土不二」という言葉があります。「わが身とそれを支える大地とは一体だ」というほどの意味です。この「土の力」について、画家の宮迫千鶴さんは、次のように書いています。

「では土を忘れる時、私たちの心身はどうなるか。……土を忘れることによって、『いのち』が生から死へ、死から生へと循環しているものだという自然の原理を私たちが忘れてしまう。たとえば雑木林の落ち葉ははらはらと落ちて土になり、その土は腐葉土として新し植物を育てるように、私たちの死は新しい世代の生につながっていくのだが、その『いのちのつながり』が見えなくなると、……『自己の人生を満たされたものとして眺める』足場がわからなくなるだろう。私たち人間は、社会的動物であると同時に自然的動物であるが、この『自己の人生を満たされたものとして眺める』ためには、社会的であるだけでは充分ではなく、むしろどれほどおのれの中に自然性を見つめたかということが重要になると私は思う。その自然性を見つめるための貴重なメディアが土である。つまり土は『いのちの墓場』であり、同時に『いのちの養育場』なのであるが、そのことを魂の深層で納得している人と、そうでない人の精神の落ち着きには、きっと大きなへだたりがあることだろう。」<sup>18)</sup>

これまで基礎研では、「人間を社会的動物」として捉え、その角度から人間発達を論じてきたように思います。しかしそれだけでは今日では決定的に不十分です。「社会的動物」である前に、人は「自然的動物」です。それに自然界の掟（自然法）に反して社会の掟（社会法）が暴走し、矛盾が極限にまで来ているのが、現代の特徴だからで

す<sup>19)</sup>。

新世紀の経済学は、エコロジー的な視角を土台にすえ、まずは人間を「大地の子」、「動く木」として捉えることから始めることが必要です。そのうえで、自然法にそった経済システム再建を考えていいくのです。エコロジー的な視角を土台にすえるということは、人間社会を自然環境の内部に置き、その一部として研究することを意味します。「宇宙船地球号」内のシステムとして経済を位置づけることを意味するのです<sup>20)</sup>。これまで基礎研では、地域経済の内発型発展といったテーマを研究してきましたが、こんごは「バイオ・リージョナリズム」（生命系地域主義）という視角に立って研究することが求められるでしょう。

### 自然的動物としての人間の発達の重視

したがって自然的動物としての人間の発達のありかたにもっと注目する必要があります。その点で参考になるのが、龍村仁さんの映画『ガイア・シンフォニー』です。その第2部で、素潜りで深海100メートルを潜るというジャック・マイヨールが登場します。カリブの海でイルカと暮らしているあのマイヨールです。

魚は脈拍を格段に落とすことで、深海での生活に適応しているといいます。これにたいして、自然との闘争意識が強く自意識が過剰な人間は、潜るほどに緊張を高め、脈拍数を増やしてしまいがちです。そのためすぐに酸素不足に陥り、10メートルも潜ることができません。ところがマイヨールのばあい、「普段毎分60回である脈拍数は、水深100メートルのあたりでは、毎分30回に落ちている。圧縮されて働くなくなった肺にかわって肝臓や脾臓から直接に脳や心臓にむかって、不必要的場所に残っている赤血球を送りこむ血流が生まれている。活性化した細胞や組織が『私』の意識を通過せずに、自然に、生き続けるための最大限の力を發揮している」といいます。深く潜るコツは、過剰な自意識から自らを解放し、自然（魚）の摂理に同化することだというのです。動物的基盤に戻る（ないし高次復活する）ことによって、逆に人間的能力が十全に発揮されるという話は示唆的ではないでしょうか<sup>21)</sup>。

## 人間が作り出すものと 人間を作り出すものとの区別

人間が作り出すもの、再生産可能なものの、死んだモノは、人間が自らの意志のもとに置き、コントロールすることができます。このような財貨は、所有し、商品として売買しても大過ないでしょう。

しかし、人間を作り出すもの－人間を生み出し、死なず悠久の生命の流れ、人間の生命そのものの（臓器などを含む）、悠久の大地などは、再生産可能な財貨とは性格を異にしています<sup>22)</sup>。人は大地や自己の生命の流れを「所有」していると考えても、それはあくまで主観の思いこみにすぎません。逆に神戸の大震災や有珠山の噴火が教えているように、大地がそこに住む人間を所有しているのです<sup>23)</sup>。自らの意志にかかわりなく生まれ、死んでいかざるをえないように、自然の生命の流れの方が、人間を所有しているのです<sup>24)</sup>。これが唯物論の基本原理です。

したがって、金子勝さんの説くように<sup>25)</sup>、生産の本源的要素たる土地、労働、貨幣（ないし信用関係）については、商品化を規制するなど、再生産可能な他の財貨とは異なる扱いをする必要があります。何が変えることのできるもので、何が変えることのできないものかを見分けることができる「叡知の経済学」、ものづくりの経済原理より生命原理と人間発達原理を優先する「生命と人間中心の経済学」を創造していきたいものです。

## 自他分離を止揚する協同の場づくりの実践

観念のなかだけで自他分離のエゴ意識を克服することはできません。そのためには、ムーブメントが必要であり、運動を展開する場（空間）が必要です。生命学者の清水博さんと独立法人制で有名な前川製作所の社長さんの対談集『競争から共創へ－場所主義経済の設計』（1998年、岩波書店）は、この点で、実に示唆的な本です。

清水さんは、自他分離を実践的に止揚する空間のことを「場所」と名づけ、前川製作所やワーカーズ・コープの事例などを素材に、どのような

質の「場所」があれば、自他分離を実践的に止揚していくのかを検証しているのです。そして自他分離を止揚していくパワーを秘めた経済システムのことを「場所主義経済」と名付け、そのための新たな経済学の構築を呼びかけています。

「場所主義」とは、私には共産主義のことだと思われてしかたありません。自他分離を実践的に止揚する共同空間（家族、コミュニティ、非営利団体、民主的経営など）をどう組織していくか。この営みを保障し、支援するシステムとして共産主義を再定義すれば、どうでしょうか。そのための理論と実践を深めるなかで、共産主義の理論が蘇ってくるのではないかでしょうか。この点は問題提起に止めますが、ぜひ誰かに深めてほしいテーマです。

## 先住民族、死者・未来世代、生物 との支えあい

大量生産・大量廃棄の資本主義文明は、あまりに退廃し、袋小路に入りましたので、現存メンバーの力だけでは、文明を刷新できないかもしれません。歴史上、そのような自浄能力・自己革新能力を失った文明は、自滅の道を歩みました。

ただし、汚染されていない「未開の民族」との接触が、袋小路に陥った文明を救ったこともありました。エンゲルスによれば、古代ローマ帝国の奴隸制文明を救ったのは、ゲルマン（ドイツ）の未開民族でした。古代ローマ末期の「ヨーロッパを若返らせたのは、……ドイツ人の未開性、彼らの氏族慣習、彼らが生きていた母権制時代の遺産[であった]。……じっさい未開人だけが、瀕死の文明に苦しむ世界を若がえらせる能力をもっている」<sup>26)</sup>

日本列島や新大陸の先住民たちは、大地を私有財産とは考えず、「未来世代」からの信託財産と考えてきました。彼らとの交流は、エゴ派の心情を振り動かし、彼らをエコ派に転換させる触媒となる可能性があります<sup>27)</sup>。沖縄在住の小説家灰谷健次郎は、『太陽の子』のなかで、「生きている人だけの世の中じゃないよ。生きている人の中に死んだ人もいっしょに生きているから、人間はやさしい気持ちをもつことができるのよ」と語ら

せていますが、沖縄の基地闘争に参画しているのは、現存世代だけではありません。沖縄住民の1/3に及んだ死者たちの声、さらにはこれから生まれる子供たちへの社会的責任の感覚が、生きている者を動かしているのです。辺古野のジュゴンやオオタカといった生物たちもまた、生きている者の心を動かしはじめています。地球市民意識に根ざす人々が中心になる運動は、このような幅の広さが特徴です。このような社会運動に参画することによって、地球市民意識がいっそう覚醒され、エコ派が育っていくのでしょう。

### 賛成できないエコロジー思想の潮流

百花繚乱のようなエコロジー思想のなかには、単純に賛同できないものも見られます。オカルトと神秘主義に流れる観念論の潮流については、繰り返しません。

いま一つは、エコ・ファッショニズムともいうべき潮流です。他の生物とは異なる人間の特性、万物の靈長としての特質を無視ないし軽視するのです。生物界の利益を人類の利益に優先させ、第三世界民衆に人口減を強要したり、江戸時代の生類憐みの令の再版のような運動を展開しています。「アース・ファースト」(地球第一)の運動や一部のアニマルライツの運動に、この傾向を感じます。人間には、「万物の靈長」として「高貴な身分には義務が伴う」ことを自覚する能力と可能性があることを彼らは信じないです。

いま一つは、資本主義が潜在的に用意してきた人間発達のための諸条件の活用を軽視し、単純に「昔に帰れ」、「自然に戻れ」と主張する潮流です。この潮流には、人間を自然的動物の側面に一面化する傾向が伴っています。資本主義が用意してきた「適正な」生産力や技術の体系、人間が作り出す財の分野への商品経済の導入、人間がシングルになっても生きられる条件などを民主主義的に活用し、人間発達を促進していくという道が、この潮流のもとでは断ち切られてしまいかねません。

### マルクスとガンジーの重ねあわせを

英国の思想家のシューマッハーは、マハトマ・

ガンジーとマルクスの影響のもとで、エコロジーを基盤にした「人間中心の経済学」の構築を試みた人物です。彼は、ガンジー主義を経済学の分野に具体化した理論家だといえるでしょう。彼が提唱した適正技術論(あるいは中間技術論)は、地域住民の内発的な発達課題とかみあつた技術や生産力を導入しないことには、住民の発達に役立たないというものでした。じっさい、大学の数学の教科書を小学校の算数のクラスにもちこめば、どうなるかは明らかでしょう。しかし当時のソ連では、冷戦対抗という軍事的必要から、地域住民の発達課題とは無縁な生産力や軍事技術を導入することが、国家的至上命令となっていました。したがってシューマッハーの経済学は、当時のソ連マルクス主義によって峻拒されました。

幸いなことに、そのソ連も消滅しました。ソ連の影を脱することで、民衆の運動は、いま新しい息吹につづまれています。1999年12月のシアトルに次いで、2000年4月にワシントンで反グローバリズムの運動が未曾有の高揚を示しました。どこでもエコロジスト・環境運動家が、基軸の役割をはたしています。

この新たな民衆運動を支えている原理は、私の見るところ、(1)環境と生命の利益、家族と地域の利益を市場と資本の論理に優先する、(2)経済民主主義、(3)非暴力・市民的不服従です。経済グローバリゼーションに対抗するこの運動のもっとも卓越した理論家は、デービッド・コーンで、バンダナ・シヴァであり、ラルフ・ネーダーでしょう。そして彼らの理論的基盤は、マルクスとガンジー(そしてシューマッハー)なのです。

マルクスとガンジーとを創造的に重ねあわせることで、地球市民、宇宙市民への成長の道筋を指示示す経済学を創っていこうではありませんか<sup>28)</sup>。

- 1) 藤岡惇「近代個人主義の人間観をどう超えるか」  
『経済科学通信』第78号、1995年4月。
- 2) モリス・シュワルツ『モリー先生の最終講義』  
1998年、飛鳥新社、141～142ページ。
- 3) 関連して、諸富祥彦『どんな時も、人生にYESと言う』1999年、大和出版、124～125、130～132ページ。

- 4) ミヒエル・エンデの『モモ』という童話（岩波書店）は、現代世界の基本対抗を見事に描きだしている。エンデは、エゴ派の人間類型を「時間泥棒」の「灰色の紳士たち」に代表させる。エコ派は、モモを代表とする無邪気な子供たちである。『モモ』のメッセージをうまく経済学的に表現できれば、経済学は立派に生き返るであろう。
- 5) 佐治晴夫『宇宙の風に聴く — 君たちは、星のかけらだよ』1994年、かたつむり社、海部宣男『宇宙史の中の人間』1993年、岩波書店。
- 6) ウィリアム・クラーク『死はなぜ進化したか』1997年、三田出版会。
- 7) F.エンゲルス『自然弁証法』邦訳全集版20巻、352ページ。
- 8) 「36億年の歴史を持つDNAの発する強い力と、たかだか数万年の歴史しか持たない自我との間の葛藤に苦しんでいるのが人間です」(柳澤桂子『意識の進化とDNA』地涌社、1991年、6ページ)。
- 9) 村上和雄『サムシング・グレート — 大自然の見えざる力』1999年、サンマーク出版、136ページ。
- 10) スチュアート・カウフマン（米沢富美子監訳）『自己組織化と進化の論理』1999年、日本経済新聞社、16～17、24、35ページ。
- 11) 高木善之『地球大予測』1998年、サンマーク出版、140～141ページ。
- 12) Hazel Henderson, Building A Win-Win World, 1995, p.154  
また関連して H. Henderson, Paradigms in Progress, 1991[ヘイゼル・ヘンダーソン『地球市民の条件』1999年、新評論]も参照。
- 13) 岸見一郎『アドラー心理学入門』1999年、KKベストセラーズ、103～106ページ；諸富祥彦『カール・ロジャーズ入門』1999年、星雲社、144、162～163ページ；伊田広行編著『セックス・性・世界観』1997年、法律文化社、180～183ページ。
- 14) バートランド・ラッセル『幸福論』1991年、岩波文庫、273ページ。
- 15) 森田正馬『生の欲望』1999年、白揚社、49ページ。
- 16) 伊田広行「スピリチュアル・シングル — 生き方と社会運動の新しい原理を求めて(3)』『大阪経大論集』50－3、1999年、323ページ。
- 17) 鈴木有郷『ラインホールド・ニーバーとアメリカ』1998年、新教出版社、139ページ。
- 18) 宮迫千鶴「土の力」『読売新聞』1996年6月の記事より。
- 19) 高木善之『地球大予測』1998年、サンマーク出版、第4楽章。
- 20) 岩佐茂『環境の思想 — エコロジーとマルクス主義の接点』1994年、創風社、118～119ページ。
- 21) 龍村仁『ガイア・シンフォニー間奏曲』53ページ；ジャック・マイヨール『海の記憶を求めて』1998年、翔泳社、また藤岡惇「ガイア・シンフォニーと人間発達』『基礎研ニュース』23－4、1997年11月も参照。
- 22) 中村尚司『地域自立の経済学』1993年、日本評論社、13～15ページ。
- 23) 山口健治『土地は公のもの — 私権制限が繁栄の第一歩』2000年、大蔵財務協会、162ページ。
- 24) 渡辺和子『愛をこめて生きる』1989年、PHP文庫、46ページ。
- 25) たとえば金子勝『反経済学』1999年、新書館、142ページ。
- 26) エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』全集版21巻、156～157ページ。
- 27) この点にかかわって、沖縄の歌手の喜納昌吉は、こう書いている。「沖縄とネイティブには自由がないが、平和がある。アメリカと日本には自由があるが、平和はない。私たちはこの溝を埋めねばならない」(鎌田東二／喜納昌吉『靈性のネットワーク』2000年、青弓社、参照)。
- 28) たとえば、英国シーマッハーアソシエイツのジェームズ・ロバートソン（石見尚訳）『21世紀の経済システム展望』1999年、日本経済評論社のエコ税制提案などは、興味深い。基礎研関係者では、小沢修司『生活経済学 — 経済学の人間的再生へ向けて』2000年、文理閣が、シーマッハーやイリイチの所論を紹介し、評価を試みているが、十分とはいえない。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

## 丸山眞男と「自己内対話」

丸山眞男の没後に発見されたノートには、「自己内対話」をめぐる興味深い省察が残されていた。丸山が一貫して追求してやまなかつた「近代的主体」とは何だったのか? 「自己内対話」というキーワードが、その問題に新たな光を投げかけている。



TOMIDA Kōji

富田 宏治

国際交流よりも国内交流を、国内交流よりも、人格内交流を! 自己自身のなかで対話をもたぬ者がどうしてコミュニケーションによる進歩を信じられるのか。



俺はコーヒーがすきだという主張と俺は紅茶がすきだという主張との間にはコーヒーと紅茶の優劣についてのディスカッションの成立する余地はない。論争がしばしば無意味で不毛なのは、論争者がただもっともらしいレトリックで自己の嗜好を相互にぶつけ合っているからである。自己内対話は、自分のきらいなものを自分の精神のなかに位置づけ、あたかもそれがすきであるかのような自分を想定し、その立場に立って自然的自我と対話することである。他在において認識するとはそういうことだ。<sup>3)</sup>

丸山が「コミュニケーション」と「他者を他在において理解すること」をひときわ強く打ち出している点に注目する時、そこには、丸山の追求した「近代的主体」の意味を再確認し、再評価していくための重要な手掛かりが新たに提示されているのではないかと、筆者には思われる。本稿では、こうした再確認と再評価の作業の概略を提示することにしたい。

丸山眞男の没後、丸山の多岐にわたる読書、抄録、談話要約、発想、告白、体験、社会批判、感想、省察、その他などを含む覚書メモが収められた三冊のノートが発見された。これらのノートは、1998年2月に、『自己内対話』<sup>1)</sup>と題された一巻の書物として刊行された。これらのノートには、丸山が生前に執筆したものにはほとんど表現されていない多くの覚書や感想が収められており、丸山の思想と学問への内在的な理解と批判の一層の深化を志す者にとって、重要な導きの糸となるであろう。すでに、これらのノートに導かれるように間宮陽介は『丸山眞男——近代日本における公と私』<sup>2)</sup>を刊行している。

しかし、これまで丸山の政治思想の射程と今日的意義を問題としてきた筆者にとって、何よりもまず注目しなければならないのは、これらのノート集の書名にも冠された「自己内対話」という概念であり、また、その出典となった以下のような覚書である。

## Ⅱ 「自己内対話」と 「近代的主体」

筆者はこれまで丸山の追求してやまなかった「近代的意識」の意義と、それを実現しようとする丸山の「政治戦略」に関して、①丸山の追求した「近代的意識」とは、「主体的個人と民主国家との民主主義的自己同一性」(=民主主義原理)と「個人の個体的存在としての自立性・尊厳性」(=自由主義原理)という両極の追求と、その相互対立と緊張関係についての自覚(=アンチノミーの自覚)を内容とする意識だったのであり、②丸山の求める「近代」とは、こうした「内面的緊張」をともなう「近代的意識」によって支えられた「永久革命」としての民主主義のことにはかならなかつたという見解を示してきた<sup>4)</sup>。しかし、「自己内対話」をめぐる丸山の省察には、彼の追求した「近代的主体」が、「自己内対話」する主体として、「自己」と「他者」との関係というより原理的なレヴェルにおいて捉え直されるべきであることが示されているように思われる。

すなわち、「自己内対話」する主体として指定された丸山の「近代的主体」とは、「自由主義原理」と「民主主義原理」の「アンチノミーの自覚」による内面的な緊張関係を孕んだ主体として提示されているのみではなく、「他者」を不斷に「内面化」することによって、「自己」の内面の緊張関係を不斷に更新しつづけるような「開かれた主体」として提示されていたのである。丸山は、「自分がすでに開けていると思うことによって、実は閉じた精神に転化」している「開けた精神」と区別して、「開かれている精神」を「自らをも他をも開く作用をいとなむ」ものだと語っているが<sup>5)</sup>、こうした「開かれた精神」こそが、丸山の追求する「近代的主体」の不可欠な要素だったのである。

そして、このような「開かれた精神」をもった「自己内対話」する「近代的主体」によって担われてこそ、「近代」は永続する「民主化のプロセ

ス」として展開すると構想され得たのだといえよう。すなわち、「開かれた精神」による「他者」との不断のコミュニケーションと、その不断の「内面化」による「主体」内部での「緊張関係」の維持・更新と「自己内対話」の永続的な展開、これこそが「コミュニケーションによる進歩」を信ずる丸山の「永久革命」としての民主主義という「近代」の構想にはかならなかつたのである。

ここで注目すべき点は、「開かれた精神」による「自己内対話」する主体を「近代的主体」として指定する丸山の立場からすれば、ミシェル・フーコーらのポスト・モダニストによって批判されてきたような「西欧近代的主体」とその「啓蒙的理性」も、それが「自己の外部に聞くよりはむしろ自己を閉ざす殻とな」って、「理性や知性の專制主義」をもたらすものである限り、批判の対象へと転じざるを得ないということである。

それどころか、「啓蒙的理性」を厳しく批判するポスト・モダニズムのイズムさえも、それがもし「自己を閉ざす殻」となって「処置なしのロマン主義」へと変色したりするのであれば、これもまた、丸山にとっては批判の対象とされることもなろう。間宮陽介がいようとおり、「閉じた精神」を共有する限り、「ナショナリティーの脱構築を唱えるポスト・モダン派が、ある日、突然、ナショナリストに変貌しないと」は、誰も保証できないからである<sup>6)</sup>。

いずれにせよ、「近代的主体」と「近代」をめぐる丸山の思想は、ポスト・モダニズムによって「西欧近代合理主義」への根源的な批判が提起されて久しい今日においても、「近代主義」というステロタイプ的批判によって、単純に捨て去られるべきものなどではない。このことは、「開かれた精神」と「自己内対話」という論点においても、あらためて確認されるべきであろう。

## Ⅲ 「自己内対話」／「対話的理性」／「根源的かつ多元的な民主主義」

ポスト・モダニズムによる「近代合理性批判」

を経た今日の思想状況のもとで、先に述べたような丸山の「近代的主体」像と「近代」像には、いつたいいかなる思想的意義が認められるのであろうか。

丸山の「近代」像は、「自らをも他をも開く作用をいとなむ」ような「開かれた精神」をもった「近代的主体」による「コミュニケーション」と「自己内対話」によって展開する「永久革命」としての民主主義というものであった。こうした彼の「近代的主体」像と「近代」像が、たとえば、「生活世界の合理化」と「コミュニケーション的合理性」の増大を「近代」のポテンシャルとして救い出し、「主体中心的理性」に「対話的理性」を対置して、この「対話的理性」に依拠することによって、「システム」による「生活世界」の「植民地化」の解消を目指そうとするハーバーマスの「未完のプロジェクト」としての「近代」像との間に、なにがしかの共鳴関係を有していることは明らかであろう。

もちろん、哲学の「言語論的転換」を経て、「コミュニケーション的行為」の理論を展開するハーバーマスの理論的・思想的営為と、丸山のそれとを同一視することは毛頭できるものではない。しかし、ポスト・モダニズムによる「理性の全面批判」を正面から受け止めつつも、「理性」と「近代」のポテンシャルに依拠することで「未完のプロジェクト」としての「近代」を追求しつづけるハーバーマスと、永続する「民主化のプロセス」としての「近代」を追い求める丸山との接近は、決して偶然のものではあるまい。

またそれは、ルイ・アルチュセールやミシェル・フーコーの直接的な影響下で思想形成し、アントニオ・グラムシとノルベルト・ボッビオから多大なインスピレーションを得ながら、今日のアメリカにおけるリバタリアンとコミュニタリアンの論争に介入しつつ、あくまでも、「根源的かつ多元的な民主主義」と「自由主義的社会主义」の構想によって今日の「左翼」のプロジェクトを再構築しようとするシャンタル・ムフの構想とも深く共鳴するものもある。

「民主主義は、その実現の契機そのもののなかに、それ自身の崩壊の端緒をもつ」ものにほかならず、「民主主義とは、完全には実現できないも

丸山眞男

## 自己内対話

3冊のノートから

みすゞ書房

のである限りで、善きものとしてとどまる」<sup>7)</sup>と論ずるムフの「根源的かつ多元的な民主主義」というプロジェクトは、「近代の未完のプロジェクト」であると同時に、まさに「永久革命」としての民主主義にはかならない。「われわれの『個人としてのアイデンティティ』と『市民としてのアイデンティティ』の緊張関係や、あるいは自由の原理と平等の原理の緊張関係を解明してくれるのも、さらにはまた近代民主主義のプロジェクトを存続させ、そこに多元主義を定位させるための最善の保証を構成しているのも、まさに多元主義的民主主義に内在する、同質性／等価性の論理と差異の論理との緊張関係にはかならない」<sup>8)</sup>とするムフの「主体」像は、丸山と同様に「内面的緊張」を伴うものであるばかりではなく、「多種多様な主体位置の結節点において構築され、……複数の異なる主体位置の結合のされ方に即した仕方で、つねにある程度の開放性と曖昧性が存在する」<sup>9)</sup>ものだとされているのである。

もちろん、「近代」という「未完のプロジェクト」が、ポスト・モダニズムの挑戦によって新たな段階へと発展しつつある現代西欧の政治的・思想的状況に直面するハーバーマスやムフの思想的・理論的営為と、「永久革命」としての民主主義の端

緒にすら至っていないかに見える日本において「閉じた社会」と「古層＝執拗低音」に対する格闘を演じつけた丸山のそれとを、同日に論じることができないことは言うまでもない。しかし、それにも関わらず、丸山の追求した「近代」と「近代的主体」の射程は、明らかにハーバーマスやさらにはムフのそれに到達しうる可能性さえをも秘めていたのである。

## IV 「他者感覺」の欠如と 「第四の開国」のゆくえ

丸山自身が、そしてわれわれが直面している課題は、ハーバーマスが「近代」のポテンシャルとして救い出そうとしたもの、あるいは、ムフが「悲嘆すべき事柄ではなく、むしろ恩恵とすべき事象」とした「同一性の論理と差異の論理とのあいだに存在する緊張関係」が、日本においては、いまだにその形成すら果たされぬままにとどまっているということである。

『自己内対話』における丸山は、具体的・歴史的な近代日本社会において、「開かれている精神」によって「自己内対話」する主体としての「近代的主体」の形成が妨げられてきた要因を、「異質者としての他者」に対する「他者感覺」の欠如という視点から探りだそうとしている。すなわち、「社会が異質の他者と他者からなるという前提」が欠如している社会、つまりは「劃一的な平等社会——砂のように平坦で、他者とのけじめがつかない等質的な社会」というのが、丸山が戦後日本に見出したものであった<sup>10)</sup>。

敗戦・占領・民主改革という「第三の開国」は、丸山の「戦後民主主義革命」への期待と実践的なコミットにも関わらず、「開かれた精神」によって「自己内対話」する「近代的主体」の形成にはいたらず、日本における「永久革命」としての民主主義という「近代」のプロジェクトは、本格的な軌道に乗ることはなかった。

丸山が言うように、敗戦と「超国家主義」の崩壊という「未曾有の国民的経験」から出発してい

たにもかかわらず、「第三の開国」が、「他者を他在として理解」しない「等質的」な「閉じた社会」の再来に終わったのだとしたら、日本における「近代」というプロジェクトの可能性はもはや永遠に閉ざされたままとなるのであろうか。

基礎経済科学研究所の所員でもある神谷章生は、本誌第91号（1999.12）において、グローバリゼーションの「開国効果」を指摘するとともに、丸山が描き出した「古層＝執拗低音」という隘路を突き破る可能性もまた現在のグローバリゼーションとその中で進行している資本主義の高度化、商品化社会の深化の中で現れつつあるのではないかと論じ、次のように結論づけている。

グローバリゼーションの中で現れた日本社会の多民族化は、日本人の「執拗低音」を共有しない人々の日本社会への流入であり、彼らとの接触の中でいかなる「民主的関係」を生み出しうるかが課題となっていることは間違いない。もちろん、日本社会の行く末が楽観的で、夢想するような理想郷として「市民社会」を描くことは本意ではない。……私たちが描くのは「市民社会への必要条件」であり、加えれば「必要条件のための闘争」である<sup>11)</sup>。

しかし、残念ながら筆者は神谷ほど楽観的にはなれない。たしかに、不法就労外国人の増加や過疎化する農漁村における「外国人研修生」の増加、あるいは大都市における「タウン」の形成など日本社会の「多民族化」ないしは「多国籍化」の進行は否定できないし、失敗に帰した「第三の開国」が占領・改革といいわば「上から」の「開国」だったのに対して、日常生活の場での外国人との「文化接触」は、いわば「下から」あるいは「内から」の「開国」として、これまでとは違った形での「異質な他者」との遭遇の機会を増加させるであろう。

しかし、今日のようなきわめて厳しい「出入国管理」政策のもとでは、無権利な不法就労状態の外国人労働者や「偽装結婚」等による不法入国人が増加し定着したところで、また、「日系」外国人労働者の定住化がある程度進んでいったとしても、日本社会と日本人が彼らを「等質的」な日本

社会の「異質者」として差別し排除することなく、対等で「異質な他者」＝「他在」として理解し、「共生」とコミュニケーションの関係を結んでいくなどということが容易に行われ得るとは考えにくい。

ただ、「第四の開国」への可能性が残されないとすれば、それは、「少子・高齢化」が深刻な問題となりつつある日本社会の維持と存続のために、日本人と日本社会がこれまでの「血統主義」的な「日本人」観を完全に放棄して、「日本社会」の完全に対等で同権的な構成員として、数千万人という規模で「外国人」労働力を受け入れていくということであろう。しかし、それとても「開かれた社会」のための「必要条件」にすぎない。

問題は、やはりあくまでも丸山眞男という思想家をつうじて、日本人の意識の奥深くに流れる「古層＝執拗低音」の存在と役割、そしてその存続の「条件」とを「自覚」したわれわれの「自由な選択と行動の問題」なのであろう。

- 1) 丸山眞男『自己内対話』、みすゞ書房、1998年。
- 2) 間宮陽介『丸山眞男——近代日本における公と私』、筑摩書房、1999年。
- 3) 丸山、前掲書、252ページ。
- 4) 描稿『近代主義の射程——丸山眞男の政治思想』、田口富久治他編『現代の政治の理論と思想』、青木書店、1997年参照。
- 5) 丸山、前掲書、86ページ。
- 6) 間宮、前掲書、38ページ。
- 7) Ch・ムフ『政治的なるものの再興』、日本経済評論社、1998年、16ページ。
- 8) 同上、267ページ。
- 9) 同上、26ページ。
- 10) 丸山、前掲書、157ページ。
- 11) 神谷章生『サイド・エフェクトとしての市民社会——意図せざる革命としての市民社会への課題設定』、本誌第91号、27ページ。

(とみだ こうじ 関西学院大学)

## 基礎経済科学研究所編

# 新世紀市民社会論

## ——ポスト福祉国家政治への課題——

大月書店 本体価格 2600円 [46判]

### I 新世紀市民社会への日本の課題

- 第1章 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ◇ 21世紀市民社会の可能性 (神谷章生)  
第2章 ポスト福祉国家政治と市民的自立 (山口定)  
[コラム] 大蔵省・日銀接待の経済学的意味 (鶴田廣巳)

### II 企業活動の市民的監視

- 第3章 企業活動の市民的監視 ◇ 株主オンブズマンの経験から (森岡孝二)  
第4章 政治資金に対する市民的監視 (醍醐聰)  
第5章 従業員=市民による企業自治とその条件 ◇ ダールの経済民主主義論を題材として (上田道明)

### III 新世紀市民社会への世界的課題

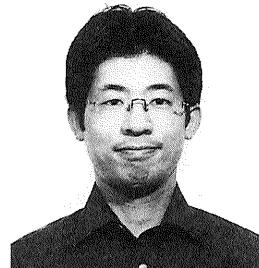
- 第6章 英国における政府の「責任説明」と特殊法人 (小堀真裕)  
第7章 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦 (新美治一)  
第8章 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ◇ 試行のつづく東南アジア諸国 (和田幸子)  
第9章 民族を超える「市民」の可能性 (大西広)

ご注文は基礎経済科学研究所まで

TEL & FAX : 075-255-2450 e-mail : kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

# 新たな社会システムへむけて ——愚か者の合理性——

日本型システムの動搖が指摘されている。これまで当然のように行われてきた社会的な協力関係が困難となってきたことがその原因の一つであろう。本稿では、この協力問題について数理モデルを使って、これまでどのような取り組みがなされてきたかを概観する。さらに、その中で、環境や主体の不完全さがこうした協力にとって重要であることを示す。



FUJIYAMA Hideki  
藤山 英樹

## はじめに

日本型システムの動搖が指摘されている。

政治的には、55年体制が崩壊後、新たな政治システムの展望が見えてこない。経済的にも不況が長引き、日本経済を主導してゆく産業および経済システムが見えない。社会的にも、いじめや大学生の学力の低下などに見られるように学校システムが機能不全におちいり、また、世間の常識とかけ離れた新興宗教団体が起こす事件が散見される。

以上の広範な諸問題に対して、個々の問題に対する対処的な解決策を提示するだけでは不十分であり、新たな社会システムにおける基本的な考え方を確立しなければならない、という主張がなされてきている。そして、現在のところ、そこにおける基本的な考え方は以下のようなものである。市民（個人）を中心とした社会の再構築であり、そこでは、人々は互いに自助努力と自己責任を基本として行動をおこなう。加えて特に、経済システムにおいては、競争が重視される。

それでは従来、日本システムにあった何が失われ、様々な問題が引き起こされるようになったのだろうか。一つの原因としては、社会における協力（協調）関係の形成が困難となりつつあることが指摘されよう。

具体例として、日本の経済システムを中心として見てゆく。例えば、製造業者と下請け業者といった経済主体どうしの暗黙の了解による協力（協調）行動が困難になってきているのである。つまり、そこでの関係とは、どこまでをなすべきでどこからはなさなくても良いと、全てを細かく規定するような契約関係ではなく、ある目標のもと、必要な知識を共有し、そのもとで互いが互いの行動を臨機応変に調整するものである。このような暗黙の了解における協力（協調）行動は、これまでの日本経済の強さを支えるものとして評価してきた。このような、協調関係は高度経済成長という経済的要因、さらには日本の文化的要因によって維持してきたといえる。

もう一度述べるが、現在において、このような協力（協調）関係が困難となってきている。理由のひとつには経済がキャッチアップ型から成熟型に変わったことが挙げられるであろう。既に開発された製品をより質の高いものにするときに職場での協力（協調）関係が力を発揮したが、現在ではそれも、アジア諸国との価格中心の競争では競

争力を持ちにくいのである。また、経済が発展し、企業内での将来的なポストが確約されているからこそ、会社内での競争的な関係が緩和され、自らが献身的な行動をとったとしても、「自分一人が馬鹿を見る。」という心配を気にせずに済んでいたのである。つまり、低成長の時代を迎えて、これら協力（協調）関係の成立のための条件が満たされなくなってきたのである。また、一度確立された協力（協調）関係が悪しき方向へ流れた時には、集団の自己保身のために、数々のスキャンダルが引き起こされたのである。

以上のような暗黙の協力（協調）による集団の効率性が、閉鎖的集団の非効率性へ転化してしまった現在、これに対する解決策として、「自助努力」、「自己責任」、「競争」などが基本原則として主張されることになったのである。

しかしながら、それだけで本当に十分なのであろうか。自由競争が、多くの場合社会的強者の一人勝ちをもたらしてしまうことは（収穫過増を仮定すれば）理論的にも、経験的にもほぼ明らかである。それでは、どのような社会的システムが望ましいのであろうか。それに対する回答のひとつとして、金子（1999）が挙げられる。そこではセーフティネットの構築の必要性が唱えられている。競争を支える安定した基盤の構築を主張し、単なる競争や契約でもたらされるものではない社会的な協力（協調）関係を問題としている。さらには岩井（2000）も挙げられよう。そこでは、これから社会では専門化が進んでゆくのであるから、必ずしも市民同士が対等の関係で契約を結べるとは限らず、その対等でない者同士での契約においては、相手を搾取しないという倫理性が必要であることが述べられている。そして、その倫理性の確保のためにも、時として自由競争は制限されなければならないと主張している。

以上まとめると、社会的な拘束力が希薄となった現代社会において、社会的活力を維持する方法として、「自助努力」、「自己責任」、「競争」が主張されてきた。しかしながら、それだけでは、かえって社会的な不安定性がもたらされることも、また、主張されているのである。そして、再び、社会全体としての協力（協調）関係をどのようにうまく育んでゆくかが、現在、問題となっている

のである。特に注意すべきは、この状況は、個人や企業がこれまでのように積極的に協力（協調）をおこなう状況ではないということである。といふのも、もしさうな、各主体が積極的に協力（協調）をするような状況であれば、そもそも問題は生じないのである。日本型システムが動搖しているということは、そこではもはや、かつての協力（協調）しようとする社会的な条件が消滅しつつあることを示している。そして、このような協力へのインセンティブがない状況において、どのようにして協力（協調）関係を形成してゆくかが、現在、問われているのである。

以上のような、協力（協調）問題がどのように数理モデルで扱われているのか？そして、なにが明らかとなっているのか？これを紹介することが本稿の目的である。

## I 数理モデルでの 信頼の捉え方

### 信頼

前節で述べたことは、研究をおこなう際の問題意識であり、それらの問題が直接的に研究対象となるほどには、いくつかの例外を除いては、数理モデル分析は発展していない。そこで、はじめに、先程述べた協力（協調）がどのように、定義されるかというところから議論を始めよう。ここにおいて、数理社会学における信頼の研究を考えると理解の助けとなる。

それでは、数理モデルでは、どのようにこの信頼がとらえられているのか？それはリスクをとらえる行動としてとらえられている。つまり、何らかの危険（自らが損をするという可能性）をともなうのに、なぜ人々は協力（協調）をするのかを明らかにするのである。

数理社会学で信頼を考えるときに、想定されるのは次のような状況である（Coleman [1990]）。

今、同じ職場に太郎さんと次郎さんがいる。太郎さんは会社に利益をもたらすあるアイデアを

持っているとする。しかし、そのアイデアを実現もしくは実行するだけの技術もしくは実力がない。そこで、その技術もしくは実力を持っている次郎さんと共同でアイデアを実行したいと考えている。しかし、太郎さんが持っているのはアイデアだけなので、ともすると、実際に具体化する次郎さんにその業績の全てを奪われる可能性があるものとする。必ずしも、次郎さんは共に業績を分け合うというような善人とは限らないので、太郎さんはこの意味でアイデアを次郎さんに告げることはリスクをともなうのである。

このような状況が図表1で示されている。図表1の読み方を説明する。はじめに太郎さんには2つの選択肢がある。「次郎さんを信頼しないでアイデアを告げない。」と「次郎さんを信頼してアイデアを告げる。」である。これが、図の上段の2つの枝分かれで示されている。

加えて、もし、太郎さんが「次郎さんを信頼してアイデアを告げ」た時には、次郎さんにも2つの選択肢がある。「信頼を裏切り全て自分の業績とする。」と「信頼に応えて業績を分けあう。」というものである。これが図の下段の2つの枝分かれで示されている。

2人の行為の組み合わせの結果としての効用の組み合わせがそれぞれの枝の最下段のカッコによって示されている。効用とはそれぞれが感じるうれしさや満足ということであり、これが数字で示されている。ここでは数字が大きいほど効用が高い。かっこ内の左側の要素が太郎さんの効用を右側の要素が次郎さんの効用を表している。

お互いの協力が得られるときは、(4, 4)としている。もともと、太郎さんが信頼しないときは、ここでは何も起こらないのでより低い効用の(1, 1)であるとしている。次郎さんが裏切った時には(0, 5)と、次郎さんは業績を独り占めできるので最も高い効用の5が得られ、太郎さんは裏切られたショックを含めて最も低い0の効用しか得られないとする。

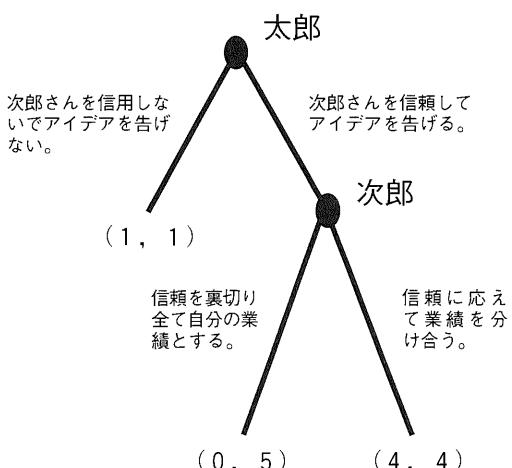
さて、以上のような状況において、社会の落ち着く先はどのような状況なのであろうか。太郎さん、次郎さんがそれぞれ合理的であるとすると、次のように考えるのがもっともらしいであろう<sup>1)</sup>。

もし、次郎さんが行動の選択を迫られるとき、

既に太郎さんの行動は終わっており、次郎さんがどのように選択しようとも、太郎さんが次郎さんに何かの影響を及ぼす手段はないことに注意する。すると、次郎さんの合理的な選択はより高い効用をもたらす「信頼を裏切り全て自分の業績とする。」となる。すると、太郎さんにとっては、次郎さんが裏切ることがわかっているので(合理的に予測できるので)、最悪の状況(つまり効用0)を避けて、「次郎さんを信頼しないでアイデアを告げない。」という選択がなされる。結果として、お互いが効用(1, 1)を得ることとなる。注意すべきことは、お互いを信頼することによって、より望ましい効用を得るチャンスがあるにもかかわらず、その効用を実現することはないのである。

このような状況において、どのような付加的な状況が加わると信頼関係が成立するかを考察することが以後の課題となる。この節を終えるにあたって、一点だけ補足をしておく。それは、このような捉え方は信頼の本質的な捉え方と異なるものではないということである。例えば、信頼を機械的に考察しているルーマンもこのような「リスクを取る行為をあえてする行為」を「信頼」と呼んでいるのである(Luhmann [1988])。

図表1 信頼関係の定式化



## Ⅱ 信頼の形成

Dusgupta (1988)・Sato (1999) では図表1で示された状況に時間(コミュニケーションの連鎖)および不確実性を積極的に導入することによって、信頼が形成されうることを明らかにした。分析の概略は以下の通りである。

今、次郎さんが、他に多くの人々と経済的もしくは社会的な関係を結んでいる。そして、その個々の関係において図表1の状況がもたらされる。例えば次郎さんが部長であり、太郎さんをはじめ多くの部下があり、そのそれぞれの部下が部長である次郎さんにアイデアを告げようか悩んでいる状況である。

先の議論と同様に、単純な(有限回の)繰り返しでは信頼は形成されない。一番最後の状況では次郎さんは既にそれ以前の結果にかかわらず、信頼に応えないという行為を選択する。それを受け、最後における太郎さんも信頼をすることはない。また、その結果を受けて、最後からひとつ前の図表1の状況でも同様の結論が得られ、このことが連鎖的に一番最初の図表1の状況まで続くのである。

しかしながら、次郎さんが実はこのような合理的な行動を行わない、つまり、それが非合理的な行動であれ、時として(ある小さな確率で)、信頼に応えるのならば、得られる結論は大きく異なってくるのである。このときには、お互いが信頼をするという状況があり得るのである。

直感的な理解は次の通りである。次郎部長もできればお互い信頼をしないという状況は避けたいのである。しかし太郎さん以下多くの部下に自分が確実に信頼に応えると言うことを示すことができないのが問題なのである。つまり、合理的に考えて(分析すれば)次郎さんは信頼に応えない行動を絶対にとると判断されるからである。しかしながら、次郎部長が時としてそんな合理的な計算をしない人であるとなると、太郎さんを含めた部

下もそのわずかな確率に賭けて信頼をする行動をとろうとする余地が生まれるのである。さらに、次郎部長の方でも自分が「合理的」な人(常に損得の計算をきっちりする人)であったとしても、常に信頼に応える人であるふりをすることが、部下からの協力を誘い、より高い効用をもたらす行動となるのである。結果として、太郎さんを含めた部下に対して信頼をとる行動をおこない、次郎部長はその信頼に応えることとなる。

これは、ある意味で、適度な非合理性とコミュニケーションが信頼の成立に必要であることが合理的な分析の枠組みで明らかにされたのである<sup>2)</sup>。

このことをふまえ、一つだけコメントすると、日本システムの動搖の要因として、経済がキャッチアップ型から成熟型へ転換したことの他に、実は、各経済主体がより計算高くなつたために自分たちのお互いの「信頼」の基盤を突き崩してしまったことも考えられるのである。

### 社会的協力

以上は、図表1をもとに分析をおこなったが、リスクをともなう行動それ自身に注目するのならば、そこで示されている、太郎さんと次郎さんの役割の違いは本質的ではない。そこで、このような役割の違いがない状況をここでは考えてみる。そこで、「囚人のジレンマ」という状況をとりあげよう。

囚人のジレンマとは次のような状況をいう。今、ある共犯の容疑で2人が捕らえられ、独房に入れられている。また、警察はどちらかの自白さえ得られれば、刑を問えるところまで証拠を押さえているとする。また、警察は自白をうながすために、もし、一方だけが自白するならば、自白した者の刑を軽減し、自白しなかった者の刑をより重くすることを表明している。

各囚人ともここでとりうる行動は「自白」および「黙秘」である。このとき、お互いが黙秘という協力的な行動をとると、2人の囚人全体にとっては一番望ましい結果となる。また、一方が「自白」をし、他方が「黙秘」をすると、「自白」した方は刑を減ぜられ個人的には最良の結果を得ることになり、他方、「黙秘」をした方は刑が重く

なり個人的には最悪の結果を得ることになる。いま、2人の囚人を「囚人A」、「囚人B」として、この状況を表の形でまとめたのが図表2である。いちばん左端に縦に並んでいるのが、「囚人A」の行動の選択肢であり、いちばん上段に横に並んでいるのが、「囚人B」の行動の選択肢である。それぞれの選択の組み合わせの結果としての効用(うれしさとか満足の度合い)がカッコの中で表されている。カッコ内の左側の要素が「囚人A」の効用であり、右側が「囚人B」の効用である。ここでも数字が大きいほど効用が大きくなっている。

以上のような状況においても、社会の落ち着く

図表2 囚人のジレンマ

		囚人B	
		黙秘 (協力的行動)	自白 (非協力的行動)
囚人A	黙秘 (協力的行動)	(7, 7)	(0, 8)
	自白 (非協力的行動)	(8, 0)	(1, 1)

先を考えてみる。今、囚人Aについて考えてみる。ここで、囚人Bが「自白」したとする。このとき、囚人Aにとって「自白」することが「合理的」な(効用を最大にする)行動である。次に、囚人Bが「黙秘」したとする。このときも、囚人Aにとって「自白」することが「合理的」な(効用を最大にする)行動である。つまり、囚人Bがどのような選択をしようとも、囚人Aにとって、「自白」することが合理的な行動である。同様の議論は囚人Bにとってもあてはまり、結果として共に「自白」するという状況が生まれる。

共に「黙秘」して協力することによって、より望ましい状況が実現可能でありながら、それが実現できないということが「囚人のジレンマ」といわれるゆえんである。

ここでも「黙秘」という協力的な行動が必ずしも「合理的」な推論によって支持されないという意味で、図表1の状況と同様に、協力的な行動を

するということはリスクをともなう行動である。また、図表1に示された、太郎さんが「信頼」してはじめて次郎さんの行動がとられるという行動の非対称性がここでは取り除かれている。詳細は省略するが、この状況においても、ある種の不確実性および時間(コミュニケーションの連鎖)というものが社会的協力(お互いが協力をするという均衡)の形成に積極的に関係していることが明らかにされている。

### III 搖らぎの重要性

#### (1) 進化モデル

これまでの議論で、信頼もしくは協力の形成には、一定程度の不確実性やコミュニケーションの連鎖が必要であるということが明らかにされた。

しかしながら、信頼もしくは協力の問題を、その形成過程まで踏み込んで考えるときに、いまだ不十分な点がある。それは、多少は時間的な要素があるとはいっても、議論が基本的に「静学的」なものであるという点である。つまり、社会がどのようなところに落ち着くかを考えるときに、各主体がそのような認識をし行動をとる限りにおいて、そうなるとしか述べていないからである。

もう少し解説を加えると、通常、この社会の落ち着く先のことを「均衡」と呼ぶ。より正確には「社会の落ち着き得る先」を「均衡」と呼ぶのである。つまり、どのようにしてその状況にたどりつくかはわからないが、もしその状況にたどりついたならば、その状況から他の状況へ変化することはないとする状況を「均衡」と呼ぶのである。前節の議論も、基本的にはこの「社会の落ち着き得る先」の議論だったのである。

さらに言うならば、議論が「静学的」であるとは、均衡の形成過程が示されないということである。つまり、人々の行動の調整過程が考えられていないということで、その均衡が一気に形成されるということを意味する。より正確には、行動の

調整過程が全て事前に頭の中で推論されているということである。事前に、それぞれの人々が損得を計算し、全ての人が、他の人の行動を与えられたものとして、最も得をする行動を選択した結果、実現したのが均衡なのである。

もちろん、この均衡を得るために必要な推論もそれほど容易とは言えない。この点においても、過度の「合理性」を課しすぎているという批判がなされている<sup>3)</sup>。

さらには均衡自身も多く存在してその中のどの均衡が選択されるかを示すことができない。つまり、どの均衡がどのような過程を経て実現されるかという視角が抜け落ちている。そこで、一度に主体がいろいろと考察するのではなく、徐々に行動を変化させてゆき、その結果として社会がどのような均衡へたどりつくか、という議論が必要となってくる。これをあつかうのが進化モデルである。

進化モデルにおいて、最も特徴的のは、実際に行動をとりながら、試行錯誤もしくは学習によって、自分のとった行動をよりよいものへと調整してゆくことである。その結果として社会全体としてどの均衡へたどりつくかが問題となる。直接的に分析の対象となるものは、前節と同様、図表1、図表2で示されるような、単純化された状況である。

## (2) 摆らぎを入れた進化モデル

進化モデルでは、人々の行動の調整がモデルの中に組み込まれるので、人々の試行錯誤を明示的に組み入れることができる。このような進化モデルで、どのような均衡が得られるかの議論について大きな貢献をしたのが、Kandori et al (1993) および Young (1993) である。ここではモデルに確率的な揆らぎが持ち込まれた。確率的な揆らぎをモデルに持ち込むとは、時として、「最適」ではない行動をとってしまうことを明示的にモデルに組み込むということである。「最適」でない行動をとってしまう理由としては、人々の判断ミスや試行錯誤が挙げられる。社会的な流動性が大きい状況では、人々の判断ミスや試行錯誤としての「非合理的」な選択といったもの無視せざるを得

ない。したがって、そのようなミスや試行錯誤が、結果として社会をどのような均衡へ向かわせるかの分析が重要となってくる。このような議論において得られた結論は、複数の均衡がある時にリスク回避的な均衡が選択されることである。リスク回避的な均衡とは、直感的にはいちばん損をしにくいような社会の状況である。

その後、揆らぎそのものに対する重要性が指摘された。というのも、この揆らぎが単純に確率的な分布からもたらされるのではなく、モデル内の設定による、ある特定の理由からもたらされるのであれば、社会の行きつく先は必ずしもリスク回避的なものだけではないことが示された。さらには、この揆らぎを適当に制御することによって、どのような均衡も実現可能なことが一般に示されている (Bergin and Lipman [1996])。

## (3) 揆らぎのコントロール

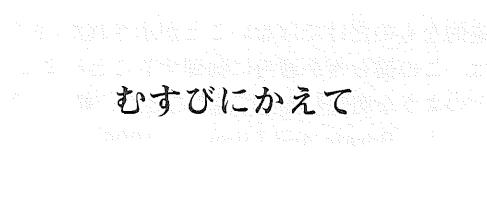
モデルの揆らぎとは判断ミスや試行錯誤を表現していた。そしてその揆らぎが、得られる結論に対して大きな影響を及ぼすことが明らかとなつた。とすると次に、この揆らぎ自身の意味を明らかにし、そこでどのような結論が導かれるかが問題となってくる。

そこでひとつの考察が藤山 (2000) である。そこでは先述の信頼が問題となっている状況(図表1)および「囚人のジレンマ」の状況(図表2)が考察された。分析の概要は以下の通りである。人々は過去の経験をもとに期待形成をし、時として、試行錯誤の意味で「合理的」でない行動をおこなう。ただし、過去の経験と照らし合わせて他の行動よりも、現在とっている行動が、より望ましい効用をもたらしているならば、試行錯誤をおこなうことはより抑制されるものとする。つまり、その行動を慎重に維持しようとするという意味で、試行錯誤をする確率がより低くなる。このような状況において、通常は成立しないお互いに協力的な行動をとるという状況が均衡として成立することが示された。

ここでは、その試行錯誤のやり方自身が問われている。そして、より望ましい結果が得られたときは、より慎重に試行錯誤をすることが、社会的

に望ましい状況を得るために重要であることが示されたのである。

一点だけ補足しておく。この揺らぎを持ったモデルでは揺らぎの存在によって、可能性としてはどの状況も実現可能となる。そこで、より長期間においていちばん多くの時間を過ごす状態はどれかという問題設定がなされる。より具体的なイメージがわくように、シミュレーションの結果を図表3で示しておく。ここで示されているような、最も実現されやすい状況としての均衡が問題とされるのである。



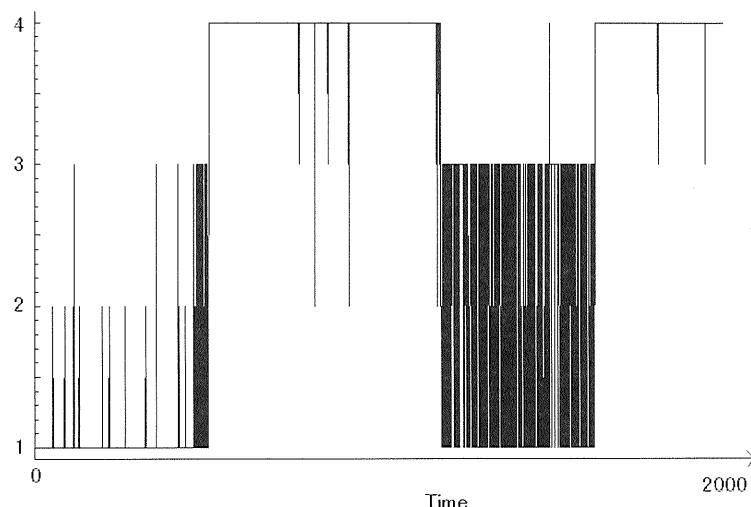
数理モデルは協力や協調の問題に対して、その取り組みを始めたばかりであり、分析がいまだ不十分であることは認めなければならない。しかしながら、そこからでも非常に一般的ではあるが、いくつかの結論を導くことができる。最後に、こ

の点についてまとめおく。

第1に、信頼の形成に決定的に重要なのは一定程度の「非合理性」の存在とコミュニケーションの流れである。特にここで注目したいのは、前者である。信頼ゲームにおける「非合理性」とは「相手の信頼に応える」ということであり、そういうた「愚直な誠実さ」が社会において重要なことを、この分析は示しているのである。この「非合理的」な行動の重要性が、第2節の人々にかなりの「合理性」を課した静学的議論においても、第3節で示した進化的な動学的議論においても示されたことは注目に値する。さらに、このことは、ボランティア活動で取り上げられる「ヴァルネラブル」の概念、つまりあえて不利な立場に身をおくことの重要性とも通ずることも指摘しておく。個人の「非合理性」を含めて分析をすることによって、はじめて社会的な「合理性」がもたらされることが示されるのである。

第2に、社会的に大きな流動性をかかえ、その諸現象がカオス的なふるまいをみせるとき、もはや決定論的もしくは社会工学的な議論は成り立たない。単なる揺らぎはリスクを回避するような均衡へ社会を促してしまう。そこで、より適切なゆ

図表3 シミュレーション結果



横軸が時間の流れを、縦軸が社会状況を示している。4が協力が形成されている状況で、1がお互い非協力の状況を示している。いちばん多くの状況が成立しているのが協力が形成されてる4であることが、このシミュレーションでもわかる。

らぎへの対処が必要となってくるのである。つまり、この揺らぎ自身のミクロ的な（つまり、個人レベルでの）原因を明らかにし、その社会全体における帰結を認識しなければならない。そして、第3節で述べたように、より慎重な行動がなされるならば、社会をより望ましい均衡へ導いてゆくことが可能なのである。

我々は、常により「合理的」でスピードをともなう決断をしなければならないという強迫観念に迫られているように思われる。また、ゲーム理論に代表される数理モデルというものは、ともするとそういう状況を合理化するための手段のように思われているかもしれない。しかしながら数理モデルが表現しているのは何も「駆け引きばかりの世界」だけではない。それを用いて、「駆け引きをしない者たちの少しばかりの誠実が世の中をより良くする。」ことが示されるのである。決して賢くはなくとも、人々の誠実な行動（もちろん一方的に馬鹿を見るという行動でもない）が社会をよりよい状態へ導くことを、数理モデルは示してくれるのである。

- 1) ゲームの均衡点を求めると言うことである。
- 2) 補足して述べると、Dasgupta (1988)・Sato (1999) はチェーンストアゲームの分析の信頼問題への応用として分析された。
- 3) もちろん、行動の結果が莫大な利益や損失をともなうビジネス社会においては、過度の「合理性」を主体に課すことも肯定しうる。

## 参考文献

- [1] 荒井一博『終身雇用制と日本文化：ゲーム理論的アプローチ』中公新書、1997年。
- [2] Bergin, James and Barton L. Lipman, "Evolution with State-Dependent Mutation," *Econometrica* 64, 1996, pp.943-956.
- [3] Coleman, James S., *Foundations of Social Theory*, Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press, 1990.
- [4] Dasgupta, Partha, "Trust as a Commodity," in *Trust : Making and Breaking Cooperative Relations*, ed. by Diego Gambetta. New York : Basil Blackwell, 1988, pp.49-72.
- [5] 藤山英樹「リスクをともなう社会での協力の進化的形成——閉鎖および開放社会における協力形成の問題点——」『経済論叢』2000年3月号に掲載予定。
- [6] Fukuyama, Francis, *Trust : The social virtues and the creation of prosperity*, New York, Free Press, 1995. (加藤寛訳『信』無くば立たず) 三笠書房、1996年) .
- [7] Gambetta, Diego, "Can We Trust Trust," in *Trust : Making and Breaking Cooperative Relations*, ed. by Diego Gambetta, New York : Basil Blackwell, 1988, pp.213-237.
- [8] 岩井克人『二十一世紀の資本主義』筑摩書房、2000年。
- [9] Kandori, Michihiro, Mailath, George, and Rob, Rafael, "Learning, Mutation, and Long Run Equilibria in Games," *Econometrica* 61, 1993, pp.29-56.
- [10] 金子勝『セーフティーネットの政治経済学』ちくま新書、1999年。
- [11] Luhmann, Niklas, "Familiarity, Confidence, Trust : Problems and Alternatives," in *Trust : Making and Breaking Cooperative Relations*, ed. by Diego Gambetta, New York : Basil Blackwell, 1988, pp.94-107.
- [12] Sato Yoshimichi, "Trust and Communication," 『理論と方法』24(2), 1999, pp.155-168.
- [13] 山岸俊男『信頼の構造：こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会、1998年。
- [14] Young, H. Payton, "The Evolution of Conventions," *Econometrica* 61, 1993, pp.57-84.  
(ふじやま ひでき 獨協大学経済学部専任講師)

石田和夫・安井恒則・加藤正治編

# 『企業労働の日英比較』

大月書店 1998年2月 本体価格3200円



## I 本書の位置づけ

本書は、企業労働の視点から日英比較研究を通して、日本の経営の技法と思想とは何か、そしてそれがどのようにして英国企業に導入され浸透していくのかを分析した興味深い労作、共同研究の成果である。

1980年代後半から著しく増大した日本企業の対英直接投資は、対欧米向け直接投資の急増と軌を一にするものであり、とりわけ対欧直接投資の戦略拠点として位置づけられる傾向が見られた。それは、英國の保守政権による積極的な外資系企業誘致策に連動したものでもあった。その背景には、英国内部における産業空洞化と英國製造企業の国際競争力低下の進行、それによる失業率の増大などがある。

対英直接投資は、在英日系企業による日本の経営技法の移転に始まり、次第に日系企業へ部品を供給する企業、日系企業と競争関係にある外国企業へと広まつていった。日系企業の経営技法が既存の経営技法に与える影響が大きくなるにつれ、日本の経営技法、ジャパナイゼーションの研究が急速に広まっていく。イギリス企業経営に与える日本の影響、その範囲と度合、その経済的・経営的さらに社会的含意を明らかにすることが共通の研究課題とされたのである。

## II 本書の構成と概要

本書は、2部および結論から構成されている。第1部「企業労働研究の課題」(第1～3章)は、本書の総論とその方法的展開が試みられている。第2部「技術・労働・管理の日英比較」(第4～9章)では、第1部での課題を踏まえ、それぞれ独自な理論的・実証的研究がなされている。

第1章「階級構成変化の国際比較と企業労働」(石田和夫)では、企業労働に関するこれまでの国際比較研究に基づき、企業労働論の研究課題が提起されている。す

なわち、これまでの研究は国際的にみても、関連企業、系列・下請企業労働およびホワイトカラー・管理労働の分析が欠落してきたとして、両者を含めた国際比較視点からの企業労働研究を提示する。そして、内外における生産と労働の社会化の進展が、労働運動・労働組合運動の社会的基盤・条件の拡大を促す側面に注目する。

第2章「ホワイトカラーの労働と管理」(加藤正治)は、ブレイヴァマンなどの労働過程論、ネオ・マルクス主義者の労働者階級規定、クロンプトンの階級論を批判的に検討し、ホワイトカラー労働者およびホワイトカラー労働組合の性格を分析している。

第3章「企業労働の日英比較研究の視角と方法」(安井恒則)は、イギリスにおけるジャパナイゼーションのなかで重要な意味を持つ小集団活動に注目する。その日英比較を通して、労働組合の持つ意味を問い合わせ、日本の経営の特質とりわけその後進性を解明する。

第4章「90年代日英鉄鋼企業の管理戦略と労働」(長谷川治清)は、80年代以降における日英鉄鋼業の労働・管理システム再編過程を比較検討し、労働・労使関係に与える影響を分析し、両者の類似性と差異を明らかにする。

第5章「QCサークル活動の日・英・韓比較」(三島倫八)は、日・英・韓におけるQCサークルの普及・実施および性格について、労使関係、労働市場、労働者の権利意識などの視点から比較分析し、それぞれの特徴を明らかにしている。

第6章「現代日本自動車企業の組立工程における企業労働」(今田治)は、日本の自動車企業に焦点を当てる。その組立工程における生産技術部門の機能と生産システムにおける作業組織について、両者の関連をふまえ考察している。

第7章「現代日本鉄鋼企業における雇用・賃金動向と人事管理」(幸光善)は、90年代以降における鉄鋼企業での合理化、労働力構成の変化、賃金動向、人事管理制度の展開をふまえ、ホワイトカラーとブルーカ

ラーの地位・役割の変化を解明する。

第8章「在イギリス日系製造企業の経営展開と労使関係」(守屋貴司)は、英國コマツを中心にして在英日系製造企業の合理化と労使関係を実証的に考察し、80年代以降における英國労働組合運動の動向を分析している。

第9章「イギリス産業の技師・技術者の労働」(金弘樹)は、技師・技術者の労働組織における位置・役割と労使関係を考察し、英・日・米など6カ国の比較類型分析を通して技術労働の多様性と普遍的傾向をとらえる。

結論「イギリスにおけるジャパニナイゼーションをめぐる最近の研究動向」(石田和夫・長谷川治清)は、イギリスにおけるジャパニナイゼーション・日本の経営技法に関する80年代以降の代表的文献を検討し、5類型に整理する。これらの研究の弱点として研究対象の狭隘性、すなわちブルーカラー労働者への限定性を挙げ、その克服と民主的視点に立つグローバルな規範の必要性を強調している。

### III 本書の特徴と論点

本書の特徴として、小集団活動ならびに労働組合、労使関係の分析に特別の力点がみられる点が挙げられる。

小集団活動の分析は、第3、5章においてメインをなすだけでなく、第8章をはじめ各章で言及されている。また、労働組合（ならびに労働組合運動）の分析は、第2、8、9章の中心的な分析対象であり、第3章などでも重要な位置づけがみられる。労使関係をどう捉えるかは各章に流れる共通の関心であり、第8章のメインテーマでもある。

それは、日本の生産システムの土台をなすという小集団活動のもつ特別の重要性をふまえたものとみられる。さらには、経営主導の近代化・合理化の総決算の意味をもった（安井）との歴史的評価の反映もある。日本企業の小集団活動のもつ「総合性あるいは統括性」（安井）は、英國をはじめ欧米企業が導入にあたって注目した点に他ならない。

在英日系企業においては、協調的な労使関係制度の構築を通して、「日本の生産システムを体系的に導入・展開する」（守屋）ことが試みられてきた。また、パッケージとしてのシングルユニオン協定（安井）がその先導役としての役割を果たしている。

日本の経営の理解を深めるにあたって「企業別組合のもの他の要素とは異なる特別の意味の解明」（安井）

は重要な位置を占める。労働組合、労使関係などにみる日英の相違は、QC活動の普及状況にも顕著に現れている。英國においては、なお「点」ないし「線」的な普及にとどまっており、日本の「面」的普及状況とは本質的に異なっている（三島）。

日本企業の諸慣行の英國企業への導入・展開は、英國の労使関係の変質につながる危険な要素をはらんでいる。しかし他面からみると、「労働者側からいかに規制を加え、むしろその権利維持と労働者の多面的発達の基盤となりうるかの試金石の意味をもつて」（安井）。それはまた、「日本企業では不可分な前近代性や後進性との分離の可能なことを証明する」（安井）ことにもつながる。この指摘は、示唆に富み興味深いものがある。

企業労働の日英比較を通して日本と後進性を摘出（石田）することは、本書の課題の一つでもある。確かに、日本の経営の前近代性や後進性については、各章においても注目すべき分析がみられる。一方、それとはメダルの表裏をなす「先進性」の側面については、第6章などの中心をなすなど各章でも触れているが、どう理論的に総括するかについては前者ほど明快ではない。

### IV 今後の課題

第1章で提示された研究対象設定の狭隘性（関連企業、下請・系列企業労働の欠落およびホワイトカラー労働の欠落）の克服という課題は、本書においてどこまで達成されたであろうか。

まず、ホワイトカラー労働の分析については、各章でそれなりの展開がみられる。なかでも第2章は、その方法的、理論的課題の展開として位置づけられよう。たしかに、クロンプトンやジョーンズ、アームストロングなどの批判的検討は、それ自体興味深いものがある。しかし、それらをふまえて、第1章で提起された課題をホワイトカラー労働研究の理論的・方法的枠組みとしてどのように捉え直すのか、第2部の展開とどう繋げるのかなどについては、必ずしも明確ではない。

関連企業、下請・系列企業労働については、その克服の必要性が第一義的に掲げられていないながら、それを本格的に論じた章は見当たらない。これは、資料的制約をはじめ実証的分析の難しさによるものとみられる。

ブルーカラー労働に限定されがちな研究対象をホワイトカラー・管理労働にひろげ、さらに親企業にとどまらず関連企業や下請・系列企業労働に広げる、しか

も国際比較を通してという本書の課題は、きわめて重要な今日的テーマである。しかし、対象を広げるということは、それらを各々どのように調査分析し、関連づけ、さらに総合化するのかなどについて、理論的・方法論的にも格段の展開・深化が必要とされよう。

これは、本書のみに問われる課題ではなく、われわれ自身の課題として受け止めなければならないものである。むしろ本書は、そうした問題意識を刺激する興味深い労作に他ならない。日本の(日本型)経営、日本の(日本型)生産システムをめぐる研究が、生産力視点や機能論、あるいは生産関係視点、ブルーカラー労働分析などに一面化・狭隘化する傾向が少なくないのに対し、本書は警鐘を与える貴重な研究成果である。

最後に、私事で恐縮であるが、評者は現在(2000年

4月)英国のシェフィールド大学に留学中の身である。激動する英国の経済社会の真っ只中で、8ヶ月近くを過ごした。多くの研究者や学生、地域の人たちとの交流、テレビ、ラジオや新聞などのメディアや専門誌などは、英國の社会、経済、企業などへの筆者の関心を刺激してくれる。また、それらを通して、日本の経済社会や産業、企業、労働などをどのように捉え返すのかという課題に直面するにいたっている。本書は、その点でも格好の導きの書である。なお、シェフィールドでは、本書の共著者である長谷川治清氏(シェフィールド大学上級講師)との刺激的な討議に恵まれ、小論をまとめるにあたっても参考にさせていただいた。

(十名直喜 所員 名古屋学院大学)

## 書評

大橋範雄著

# 『派遣法の弾力化と派遣労働者の保護

## ——ドイツの派遣法を中心に——』

法律文化社 1999年10月 本体価格6800円。

派遣法の弾力化と派遣労働者の保護  
——ドイツの派遣法を中心に——

大橋範雄 著

法律文化社

### I はじめに

今日、多くの企業は雇用の弾力化を求めて正規雇用を削減し、派遣労働者やパートタイマーなど非正規雇用への置き換えをすすめている。日本政府もこうした企業の雇用戦略を支援するべく、労働者派遣法を改正し(1999年6月)，派遣事業の対象業務を原則自由化するなどの措置をとってきた。こうした雇用の弾力化戦略によって派遣労働に従事する人々は年々増加を続け、今やその数は100万人を突破したと言われている。

市場原理至上主義に立脚する規制緩和論者は、深刻化する失業問題を改善するためには、労働者派遣事業をさらに自由化することが必要である、それを規制することは失業者や派遣労働者の利益に反し、正社員の雇用の安定しか考えていない近視眼的発想であると声高に主張している(たとえば八代尚宏『雇用改革の時代』中公新書、1999年)。雇用の弾力化戦略や規制緩和論者のこうした主張を検討するにあたっては、派遣労

働者や派遣事業の実態を事実に即して明らかにするとともに、他国の状況との比較研究を行うことが不可欠である。

大橋範雄氏がこれまでの研究成果を集大成して先頃刊行された本書はこうした課題にこたえた本格的な研究書である。氏はこれまでドイツの労働者派遣法(著者は被用者派遣法と呼んでいる)における派遣労働者保護の法構造の研究に取り組んでこられた気鋭の労働法学者である。著者の「一貫した関心は、派遣労働者の保護という点にある」(序文)。労働者派遣事業や派遣法のあり方に関心を寄せている多くの人々に本書を読んでいただけるよう期待をこめて本書の要点を紹介し、いくつかコメントすることで書評の責めを果たしたい。なお、評者は労働法の専門家ではないため、労働法理論面での本書の意義については論評する資格がないことをお断りしておきたい。

## II ドイツの労働者派遣法と労働者派遣事業の要点

本書では、ドイツの労働者派遣法の条文だけではなく、判例や各種統計資料を駆使してドイツの労働者派遣事業の特徴と派遣労働者の実態が詳細に分析されている。これらは、派遣労働者の保護と労働条件の改善の視点にたって、日本の派遣法を見直すうえで大変有益である。そこで、まず本書で取り上げられているドイツの労働者派遣事業にかかる制度上の要点のうち重要と思われるポイントを紹介しておきたい。

### ① 派遣法における派遣先と派遣労働者との関係について

労働者派遣事業は、「雇用関係」と「使用関係」が分離することに特徴がある。すなわち派遣先にとっては使用者責任の大半を派遣元に転嫁しながら、派遣労働者を指揮命令できるという特別な関係にある。ドイツの派遣法の基本的立場も「『業として』の派遣によって生じる派遣労働関係」の場合には「派遣元と派遣被用者との間にのみ労働関係が成立し、派遣先との間には成立しない」(二重の労働関係の否定)としているが(9ページ)、「一定の条件下で派遣先との間に労働関係の成立を擬制し、派遣労働者の保護を図ろうとする」(43ページ)ところに特徴がある。その条件とは、派遣労働契約が無効となった場合で、具体的には連邦雇用庁の許可を得ていない派遣元によって労働者派遣が行われた場合や偽装請負の場合などである。派遣先と派遣労働者との間に擬制労働関係が成立したならば、派遣先は通常の労働関係における使用者と同様の義務を負い、派遣労働者の労働報酬請求権は完全に、かつ派遣先事業所の正規従業員と同基準で保障される。

大橋氏はこの規定について、「『雇用』と『使用』の分離という不安定就労形態において労働する派遣被用者の保護にあっては欠かすことのできない重要な規定である」(62～63ページ)ととらえ、日本の派遣法にも派遣先との間に一定の条件のもとでの労働関係の成立の擬制を認める規定の導入の必要を提起している。

### ② 建設業における派遣の禁止

ドイツの派遣法は建設業への派遣労働者の派遣を禁止している。その理由は、建設業者ではない派遣専業

の業者と労働契約を結んでいる派遣労働者が建設業事業所に派遣されても建設業労働協約の適用を受けられないため、派遣先で働く正規従業員（建設労働者）に比べて著しい不利益をこうむるからである（234ページ）。これに関連して連邦憲法裁判所は、派遣が著しい社会的弊害をもたらす場合には派遣労働を禁止しても「職業の自由」との関係で違憲ではないとの判断を下した。これについて大橋氏は、建設業に限らず他の分野への派遣においても建設業と同様の弊害が生じる場合には禁止の可能性もでてきたとして、連邦憲法裁判所の判断の意義を評価している。「建設業における派遣労働の弊害は、単に建設業の特殊性からのみ発生するものではなく、『雇用』と『使用』の分離という特殊な労働関係に起因して発生するもの」(117ページ)だからである。

### ③ 同一派遣先へ派遣労働者を派遣できる期間の制限と派遣元と派遣労働者との労働契約関係について

ドイツの派遣法は派遣は臨時的なものであり、長期間にわたる派遣の場合は職業紹介そのものであるとの認識に立っている。同一派遣先への派遣期間の上限は、派遣法制定当初は3ヶ月であったが、1985年以降、6ヶ月から9ヶ月へ、さらに1年へと順次延長されてきた。しかし、派遣元は派遣労働者との間で期限の定めのない労働契約を締結しなければならないという派遣法の規定があるため、同一派遣先への派遣期間を制限しても派遣労働者の雇用不安は生じないはずである。ところが、大橋氏によれば派遣元と派遣労働者との実際の雇用関係の多くは3ヶ月以下である。派遣業者にとって派遣先を継続的に確保できない場合には派遣労働者を雇用し続けることは実際上きわめて困難なため、現実には派遣労働者の雇用関係は短いという。一般に、ドイツでは常用雇用が義務づけられており、派遣労働者の雇用は他の諸国に比較して安定していると考えられてきたが、このような事実は従来の常識を覆すものである。

## III ドイツでもすすむ派遣法の規制緩和

先進国の中でドイツの派遣法は労働者を保護するために積極的な条項を含んでいたが、近年の大量失業を前にして、その規制緩和が進みつつある。その一つは、すでに触れたように同一派遣先への派遣期間の延

長である。派遣法制定当初は3ヶ月が上限であったが、今では1年にまで延長された。その際、ドイツでも「業としての派遣に対する一定の制限は派遣被用者の職場の維持を不必要に困難にする」とか、「派遣被用者の職場の安定のために派遣期間の上限を延長する」(226ページ)という理由づけが用いられている。日本の労働者派遣事業の自由化論とそっくりの主張である。

また、制定当時の派遣法では「派遣元と派遣被用者との労働契約期間を派遣先への最初の派遣期間に限定することに対する禁止」措置がとられていたが、今日では労働契約期間と派遣期間の一致は初回のみ認められるようになったという(200ページ)。

さらに、禁止されていた建設業における派遣労働の活用が、一定の要件のもとで建設業事業所間での労働者派遣は許されるようになり(233ページ)、また、派遣法の改正によって1997年4月以降は有期労働契約の禁止原則が緩和されて就労が継続する場合には期限つき派遣労働関係の反復が許されることになった(255ページ)。

#### IV いくつかの論点

本書は、これまで紹介した諸点に加えて外国人労働者の派遣労働など多くの問題を取り上げている。それぞれ興味深い論点を含んでいるが、紙数の関係でそのすべてを取り上げる余裕がないため、以下の二点にしぼってコメントをしたい。

第1は、派遣労働を臨時的・一時的なものに限定することについてである。大橋氏は「派遣労働者にとって不安定な労働関係である派遣労働関係は、『職業の自由』との関係で認められるとしても臨時的・一時的なものに限定されるとしたのであった。派遣労働を臨時的・一時的なものに限定することにより、派遣労働が常用雇用の代替となることを防ぐとの理由で承認された」(318ページ)と述べている。

確かに「臨時的・一時的なものに限定すること」で常用雇用の代替となることを防止する効果をもつことは明らかであるが、これがはたして派遣労働者の当面の利益につながるかどうかという問題は残されている。この点は大橋氏も意識しており、「派遣被用者の『雇用の安定』という点からは、ドイツのように派遣期間を短期に限定し、連続派遣を認めないことが最良の策かどうかは疑問である」(308ページ)と述べている。この点は、日本の改正派遣法(1999年)が新たにネガティプリリスト化した派遣対象業務の派遣期間を上限1年に

制限したことが派遣労働者の雇用不安を強めることになるのではないかとの危惧ないし批判にも共通する問題である。だが、もし派遣労働者の「雇用の安定」を大義名分に掲げて、派遣法の他の条項はそのままで、派遣期間の延長や制限の撤廃を容認すれば派遣労働者による正規雇用の代替を促すことは明らかである。これはジレンマである。

日本の改正派遣法は、派遣先企業が1年を超えて派遣労働者を受け入れた場合には、派遣労働者が希望すれば当該労働者を雇用する努力義務を派遣先にたいして課していることにたいして、大橋氏は、たんに努力義務ではなくドイツにならって強行法規とするように提案している。これは当然の要求である。しかし、先のジレンマは依然として残されている。かりに大橋氏の提案どおり「強行法規」とした場合、派遣先は派遣労働者の正社員化を回避するために派遣契約を1年内とするであろう。その結果、派遣労働者の雇用不安を解決することにはならないのではないか。

では、どのように考えるべきか。上記のジレンマの根源は、労働者派遣事業自体にあることを考えれば、その根本的解決は派遣制度を禁止する以外にはあるまい。現実問題としてそれが困難であるとすれば、当面は、大橋氏の提案した措置に加えて次のような措置を講ずることが考えられるのではないか。

(1)派遣労働者と派遣先の正規労働者との均等待遇を保障すること。派遣労働者の職業訓練や社会保険への加入の権利などILO181号条約に明記された派遣労働者の労働条件の確保を図ること。(2)派遣先の使用者責任を明確にし、派遣元と共同使用者とすること。派遣先にも派遣労働者との団体交渉応諾義務を課すこと。(3)過去一定期間以内に正規雇用の人員削減を実施した企業には派遣労働者の利用を制限すること、等々である。このような措置は、要するに、派遣先にとって派遣労働者の活用が、使用者責任を果たすことなく正規労働者よりも安価で利用できるという、民主主義的原則を形骸化することで得られるメリットを極力減らすことである。

第2の論点は労働者派遣事業の本質について、大橋氏が私的職業紹介と考えていることにかかわる。ドイツでは派遣元は労働法上の使用者としての義務が課せられている。したがって「派遣元は派遣先が見つからないために派遣被用者を派遣しえない場合にも、派遣被用者に約定賃金を支払う義務を負っている」(200ページ)が、実際にはこの義務を履行しない場合が見られる。法の規定に反して「派遣被用者との間で十分

な理由なしに無給休暇協定を締結することによって雇用者としての危険負担を派遣被用者に転嫁するのが常である」(同上)という。派遣専業の業者にとっては派遣先がみづからなければ派遣労働者に支払う賃金の原資が得られないためこうした違反が生まれる。これは要するに「専業の派遣元にとっては業としての派遣のもつている本質(私の職業紹介)から生じるもの」(201ページ)というのが大橋氏の見解である。

労働者派遣事業と私の職業紹介事業とを比べた場合、後者では、使用者責任が派遣先(採用企業)にあることは明確である。これにたいして前者の場合、派遣先が派遣元とともに共同使用者となることを義務づけられない限り、使用者責任を回避したままで派遣労働者

を利用できる点で、私の職業紹介よりもはるかに派遣先にとってはメリットが大きい(ちなみに私はこうした労働者派遣事業の本質を寄生的雇用管理とらえている)。この意味で労働者派遣事業と私の職業紹介とは区別して考える必要があるのではないかろうか。

以上、大橋氏の著作の要点を紹介するとともに、若干の論点を示した。本書は、労働者派遣事業を考える際に欠かせない基本的視点を提供しているとともに、日本の労働者派遣事業の改革にとって有益な示唆を与えていた貴重な研究成果である。本書をめぐって活発な議論が行われることを期待したい。

(伍賀 一道 所員 金沢大学)

## 書評

神野直彦・金子勝 編

# 『「福祉政府」への提言

## ——社会保障の新体系を構想する——』

岩波書店 1999年12月 本体価格2300円

「福祉政府」  
への提言  
社会保障の新体系を構想する

神野直彦・金子勝 著



岩波書店

### I 本書の骨格と問題意識

4月から介護保険がスタートしたが、いうまでもなくこれは現今の社会保障体系へ大きなインパクトをあたえるものである。堀勝洋氏は「健康保険は被扶養者から保険料をとっていないが、介護保険では被扶養者である高齢者からも保険料をとるという仕組みができる。また、一割負担の利用料が設定された」と評価し、残された「一つの問題は、施設や病院に入ると年金の給付と生活費がダブる。つまり重複給付となるのをどう調整するかである」(『社会保険旬報 介護保険情報』準備第一号、2000年2月)とまで主張する。八代尚家氏は、今の社会保障制度を豊かな高齢者が貧しい高齢者を助ける形にするために、まず厚生年金の報酬比例部分は賃金の後払いなのだから賃金と同じように課税すべき、と強弁する(日本経済新聞、2000年4月8日付)。

このような時、社会保障のフレーム全体に関する総論的抜本的な一つの改革案として本書の提言が出され

た。「財政は社会保障の目的を達成するための手段にすぎない、手段にすぎない財政の均衡を達成するために、社会保障の目的を犠牲にすることは本末転倒である」(5ページ)、社会保障の存在理由とはなにかという本質的問いに立ちかえる必要がある、と主張し、地方政府、社会保障基金政府、中央政府の三つの福祉政府と公的負担について論じている。そして社会保障の個々の分野の改革方向について具体的に展開している。本書の構成は次のとおりである。

- 序章 福祉を拡大する政府体系
- 第一部 社会保障政府の改革提言
- 第一章 拠出税方式の所得比例年金を
- 第二章 介護保険法の全面改訂を
- 第三章 医療システム改革の構想
- 第四章 高失業時代の生活保障システム
- 第二部 分権的公的保障システムと税体系
- 第五章 公共空間を支える社会政策
- 第六章 地方分権的税財政システムの構築を
- 第七章 三つの福祉政府と公的負担

1999年末に金子勝氏の講演を直接聞いていたせいもあるが、本書は評者にとって大変刺激的であった。総合的な対抗戦略をつくろうという目的意識におおいに共感し、同時に個々の論点にかんしてはいくつかの点で疑問を感じた。全てを紹介することはできないが、人権と民主主義を軸とした次世紀の社会保障と財政・経済システムをつくりあげるうえで、論争課題となろうという項目を評者なりの視点でとりあげたい。

## II 重要な論点といくつかの異論

福祉を支える地方分権的税財源システムの問題では、保母武彦氏が地域再生と財政再建の議論のなかでこう評している。「税制改革案として神野直彦東大教授らが、根幹的税源である国の所得税の一定部分を地方の住民税に委譲し、国・地方間の税源配分を事務配分の実態に近づける提案をしていて興味深い。こうすれば、自治体の多くは自主財源で歳出を賄い、地方交付税は貧困団体に限られ、補助金も減る。地方分権改革を失敗させないためには、税源委譲を早期に実行に移す必要がある」(日本経済新聞、2000年2月23日付)。

思いおこせば1970年代後半、宮本憲一氏は当時の革新自治体における財政改革構想にふれて、個人所得税を国税50対地方税50に再配分すること(東京)、法人課税に占める市町村税の割合を8.1%から15.1%へアップさせる(大阪)、といった諸提言の早急な全国的検討をよびかけた(『財政改革』岩波書店、1977年)。その後、池上惇氏が若干の提起をおこなったが、地方行革等の進展のなかで本格的に論議されてこなかった論点を再提起したといえるであろう。同時に、「自治体が共同で債権を発行し、その資金で地方債を引き受ける機関を設立することが必要」(259ページ)としているが、先の宮本氏は既に前書のなかで「地方団体中央金庫」(仮称)の設置と、都道府県ごとの資金配分委員会の確立を主張している。自治体財政に関わる金融制度全体の改革構想の検討が必要と思われる。

そして税制の問題での一番の疑問は、消費税への態度である。介護保険法にかかわって、現行所得税の各段階の税率を各々1ポイントずつ引き下げ、介護も目的税の財源とすることを本書は提起し、そして介護目的税特別会計へ消費税財源の繰入と、消費税のインボイス方式への転換、簡易課税制度の抜本的見なおし等を主張する。かつ、「消費税は地域的な偏在度が比較的小さく、しかも税収が安定した税であることを考慮す

れば、消費税が購入した地域の税収とすることが適當である」、「最も負担感が強い消費税は、住民がコントロールしやすい地方政府におくことが望ましい」(245ページ)と論ずる。評者は税率アップとなった97年の消費税制改革の最大の問題の一つは、1%の地方消費税の導入であるとか考えている(消費譲与税→地方消費税)。4%の国税としての消費税、1%の地方消費税(「当分の間、国が代理徴収」となっている)で、いわゆる5%の「消費税」となっているわけだが、これといわば地方自治体が胴元の介護保険制度によって、わきおこる地域福祉への住民の強い要求は地方消費税の税率アップとリンクされる可能性ができた。国の公的責任は棚におき、福祉要求と財源への方策は限りなく地方責任に転嫁される可能性が大である。

本書もそうだが福祉における住民主権を主張する論者に、なぜ消費税制、「クロヨン問題」、等において政策当局と共に通した単純化した議論が多いのか、評者のこの数年の疑問である(伊藤周平『介護保険 その実像と問題点』青木書店、1997年、里見賢治・二木立・伊東敬文『公的介護保険に異議あり』ミネルヴァ書房、1996年、等々)。それらの論考は、詳しい経済的解明はなくても、「益税」「クロヨン」などの単語を一言述べるだけで、消費税と福祉の財源問題の論はつくしたという感がある。消費税制の基本システムは、売上にかかる消費税マイナス仕入れにかかる消費税、を納付するということであるが、まず中小零細業者には売上先に消費税を転嫁できないという事例が無数に存在する。かつこの間、税務当局による「仕入税額控除の否認」という事例も数多くおこっている。日本の地域社会をささえる中小零細企業、業者の現実をベースにおいて、ノーマルな経済学的議論が必要である(拙稿「中小業者層の営業・暮らし・健康実態と保健・福祉および産業政策研究」『総合社会福祉研究』11号、1997年6月、参照)。

もう一つ大きく感ずる疑問は、措置制度への評価の問題である。福祉等のサービスは「措置主義などによる選別主義的サービスではなく、ミーンズテスト(資力調査)などを伴わないユニバーサル・サービスとして供給されなければならない」(289ページ)、「重要な点は、筆者が提起する税方式は、措置制度とイコールではない。なによりも、利用者の選択権を重視する」(79ページ)と論ずるが、措置制度そのものに対する歴史的理論的総括は一切明示されていない。共通した論をはる新藤宗幸氏は、この問題でほぼ一冊の文献を費やしているが(『福祉行政と官僚制』岩波書店、1996年、

本書でも参考文献にあげている), もう少し判断材料を示さなくては、先の消費税制の問題と同じく先に結論ありきとなってしまうのではないだろうか。

また、医療保障については、「住民が居住地域の複数の健保制度の中から、良質なサービスを適正な費用で供給する医療機関と契約した健保を選択するように改革する。他方で国民健康保健は広域市町村単位とする」(99ページ)と提起しているが、経済戦略会議などが推奨する米国型マネージドケアとの異同についてもっと鮮明にしていただきたかった。また、医療の中身の情報公開をますます推進しなければならないのは自明の事柄だが、それと広告規制のいっそうの緩和(119ページ)とは違う論点はではないだろうか。そして、国保財政の危機を開拓する処方箋は多面的に検討されなければならないが、単純な「広域化」という政策は介護保険の動向とあいまって、基礎的な自治体の地方自治と相対立する広域市町村圏への動きを加速させるものとなるないだろうか。本書の基本線にかかわる論点だけにもっと展開が必要であろう。

### III 「福祉政府」への道は、なにによつて形づくられるのか

小論の最後に、金子氏の講演の際に質問した点であるが、対抗的な政策を実現していく主体の形成にかかわって一点だけ述べておきたい。

年金制度に関連して、「グローバルスタンダード」の名の下の国際会計基準導入という問題は相当批判的に取り上げられている。「消費税による基礎年金の『税』方式移行論や年金民営化論といった財界団体の主張の裏側には、この国際会計基準の導入問題が隠されている。基礎年金を消費税に置き換えれば、基礎年金部分に関する企業の拠出金負担がゼロになるからである。これは、年金債務だけでなくキャッシュフロー表上の『税引き後営業利益』を高める効果をもつ」(21ページ)と主張するのだが、それ自体としてはうなずける論である。しかし、国際会計基準そのものの重層的な評価という点では、金子氏の『反グローバリズム』(岩波書店、1999年)での言及もあわせて考えると、かなり一面的ではないかと感じた。基準の真のねらいが、企業経営の透明性を増し、アメリカの金融資本の前に丸裸

にすることは明白だが(角瀬保雄「企業のあり方を考える」『経済』49号、1999年10月)，一方で税務のみに引っ張られている様相が強い中小零細企業、協同組合的な企業(上場企業以外)の経営・会計にとって示唆するものも多いと思われる。例えば、キャッシュフローは企業経営の事実の結果であって、各国の様々な会計基準の差異に関係ないので、「勘定あって錢たらず」にならないようにキャッシュ重視の経営ということは、乱氣流の金融情勢だからこそ中小企業・中堅企業、そして非営利の法人に今必要である。

会計ビッグバンのなか、日本の福祉の現場を支えてきた社会福祉法人の会計も大きく変わろうとしている(2000年2月、厚生省「社会福祉法人会計基準」、いわゆる「新基準」)。大蔵省は、法人税法上、訪問介護などの在宅サービスは「収益事業」とし、NPOの介護サービスは課税対象とする、一方、社会福祉法人に関しては例外扱いとして非課税とする方針を固めたと報道されている(日本経済新聞、2000年4月19日付)。原則課税の医療法人等との「バランス」を考えると、社会福祉法人への原則課税が俎上にのぼってきたといえよう。

措置費などの公財政の負担削減、規制緩和、市場原理主義的な動きのなかで、福祉・医療の現場は複雑に動いており、やつぎばやにうちだされる諸政策の本質をみつめつつ、20年、30年のスパンで現場と非営利の法人の近代化、個別経営体財政の統治能力アップに向けてこれらの政策を「逆手」にとり、批判的に摂取、利用できるのかが問われている。グローバルスタンダード論に対して、二枚腰、三枚腰の対応が求められている。その点で、本書は現場の実務家が加わっていないという点もあり、「対抗軸」(317ページ)をどうつくりあげるのかという筋道論に関して、現実の世界の複雑さが充分には反映されていないように感じた。

ともあれ、地に足をつけた、したたかな(四枚腰、五枚腰の)総合的政策提言、この課題はわれわれの前にこそつきつけられている。そのための触媒として本書は大きなインパクトをあたえるものであり、専任の研究者も学びつづける現場の実践家も、いっしょになつて、集団的検討をおこなうべき書といえよう。

(大松 美樹雄 所友 (財)淀川労働者厚生協会)

松尾匡著

## 『標準マクロ経済学

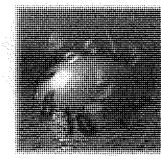
### ミクロ的基礎・伸縮価格・市場均衡論で学ぶ』

1999年11月 中央経済社 本体価格2,900円

## 標準マクロ経済学

ミクロ的基礎・伸縮価格・市場均衡論で学ぶ

松尾 匡 著



中央経済社

#### I はじめに

松尾氏によるマクロ経済学のテキストブックは、いまだ決定版といえる理論のない経済学に、これまでの著者の研究業績をもとにして首尾一貫性を持たせようとした秀作であります。また、随所に初学者へ配慮した創意工夫が見られ、同氏が大学で行う情熱的な講義が目に浮かぶようです。いわば本来、大学教員すべての責務のはずが、「言うは易く行うは難し」である、研究と教育の高いレベルでの両立が、著者の心の中で実現したのであります。

あらゆる評価は、それをなす人の立場と価値観から離れてはできませんから、本書を評するにあたり、まず現在、私がおかれている状況からお話ししましょう。私の担当は「経済成長論」といういわば応用科目ですが、学部の事情で1999年より基礎的で重要とされる「マクロ経済学」を担当しております。1年目は昔とった杵柄（きねづか）で乗り切りましたが、ほぼ必修科目の扱いですから、倍増した受講生に目標レベルを習得させるには相当な労力と精神力を要します。それに加えて、最近マスコミを賑わせている大学生の学力低下、大学の大衆化と改革の嵐です。そこで今年から、講義をシステムティクで効果的にする工夫をはじめました。このときテキストの使い勝手が成否を決めますから、その選定に苦心しているおりこの書評のお話をいただきました。

テキストブックの善し悪しは、教員と受講生でのようにそれを使う立場によって異なります。あまねく大学の先生は、最良のテキストを選定しているのでしょうかが、それが学生にとってベストとは限りません。これまでなら疑いも持ちませんでしたが、教員から学生へ（20年前にタイム・スリップ？）少し視点を移してみて、テキストの役割と講義のあり方について考えてみました。II、IIIではこの教育上の話題を中心に、IV

では大学教員のもうひとつの仕事、専門的な研究とのかかわりからこの著作を解剖してみます。なぜなら著者とは大学院の同門である私の立場から、この本は単にマクロ経済学のテキストにとどまらず、良質な研究書としても評価できるからです。

#### II 人がものを理解するときの「素材」

テキストの選定は、講義にかかわることすべてに影響されます。まずは受講生数（クラスサイズ）、講義室の大きさと設備（OHP、プロジェクターなど）、ティーチングアシスタント（TA）の有無などがあげられます。最も重要な点は、受講生の質（前提にできる知識、理解力・集中力）と、講義の獲得目標・進行計画（シラバス）の2つです。

前者は、京都大学経済研究所・西村和雄教授のグループが精力的な活動によって世に知らせた、「大学生の学力低下」にどう対応するかという問題です。多くの先生方が、生命力の低下とか成熟社会の落し物と命名し、ここ5年ほどの急激な変化にもがき苦しんでおられます。私は当面、受講生の知識や学習の態度・意欲について何事も前提にせず、講義にのぞんでいます。大学教官としては信じたくないことですが、学生たちは本当に無邪気で何も知らず何も考えず生きています。たとえ教室で学び受験科目として入試をパスしてきても、他の知識や現実と結びつけることを知りません。

そこでアメリカの大学での教育方法を参考に、毎回が「予習→教官による解説→復習」からなる講義をデザインしてみました。予習として、教科書と多くの参考文献の該当部分を読ませ（アメリカではReading List），自主的に穴埋め・正誤問題を解かせます。教室では要点・議論の流れなどを解説し、復習ではより高度な計算・記述問題を課します。アメリカではたいていの教科書にあわせて、別の著者が作成した予習・復習の問題と解答をワークブックとして発売しています。

予習で文献を読もうとしても集中力を持続できませんでしたから、穴埋め・正誤問題は大いに助けとなります。このやみくもに大量の情報を頭にインプットする作業なしに、教室でいくらシンプルでわかりやすく講義しても分からぬはずです。そういえば私たち大学の先生は、専門科目について学部・大学院だけでなく先生になってからも何十年か、この情報のシャワーを浴びつづけ（させられ）ました。だから、いちおう自分なりの理解ができ、自信をもって学生に講義できるのです。いま私は、これまでのやり方を大いに反省しております。

### III テキストに求めるもの

講義する先生は自分の理解にしたがって、科目的内容をどの順番でどこに重点をおくかを決めます。これとテキストの章立てが大きく違うと使いにくうことこの上なし、これが後者の問題です。だからマクロ経済学でも150種類近くのテキストが存在するのでしょうか、1994年あたりから使いやすいものが出版されはじめました。それらの章立てはほぼ同じものになりつつあり、これを参考に私の講義計画（シラバス）は、2回生対象、受講生200人でTAあり、毎週1回で1年間（4単位）として次のようにしました。（1）GDPと有効需要の理論（IS分析）、（2）通貨と銀行制度（貨幣供給・信用乗数）、（3）財政・金融政策（IS-LM分析）、（4）国際マクロ経済学（マンデル＝フレミングモデル）、（5）失業とインフレ（AD-AS分析）、（6）経済成長（ハロッド・ソローモデル）

以上2つの問題意識を中心に12の項目について4段階（なし, 1, 2, 3）で評価し、松尾氏のテキストを入れた12冊のマクロ経済学テキストを比較してみました（図表参照）。なおこれは「私」の講義計画の観点から、まったく主観的に判断したものですから、関係する先生方、お気を悪くされませんように。この指標が高いテキストを選ぶと、「私」が講義で追加的に配る資料が少なくてすむぐらいにご理解ください。ご覧のように松尾氏の著作は、テキスト市場への初参入にもかかわらず有名どころとほぼ互角で、興味の喚起では劣勢ですが他ではまんべんなく高得点をマークしております。いかに彼が読者の、講義では学生の理解のために心をいたしているかがよく分かります。

### IV 本物のテキストは、立派な研究書である

私はなぜか、10年ほど前、松尾氏と共に恩師がいわれた「いい経済学教育には研究の完成が急務である」との言葉が忘れられません。つまり、「現実を説明する力にあふれ、シンプルで全体に矛盾がないものが分かりやすい。」、松尾氏はこれを目指し、本書のコンセプト・副題へといたるのでしょう。マクロ経済学という形をとりながら、ミクロ経済学との融合を意図した経済学研究の成果です（ミクロ経済学から接近したものとして[15]三土を参照）。このミクロ的基礎づけは、研究者たちの関心的ですが、私自身は最近その意義に疑問を感じております。そもそも経済学は、分析者の見方・目的に応じて、複雑なマクロ的現象（多数の主体による行動の合成結果）を簡単な因果関係に投影したもので。何らかの仮定（ごまかし？）なしでは、この単純・抽象化はできませんが、基礎づけで何を言おうとしているのでしょうか？個人的には経済学を未完にさせているのは、経済の主役である「貨幣」についての理解の不足だと考えています。したがって私は、松尾氏の研究を結集した第7章と「これからの学習に向けて」を高く評価し、ゆえに本書は単にテキストにとどまらないと考えます。

もう一つ。よもや完成した体系ができたとして、部品で作られる立体（3次元）であるとしましょう。私たちはそれを、言葉でも文章でも、部品を一直線上（1次元）に順に並べてでしか他人に伝えられません。この順番が大いに難問で、ほとんど芸術の粹に属しますから、まして完成品がないときは・・・。II, IIIでの興味の喚起、予習/復習での題材選びがしんどいはずです。

ところで、私のテキスト選びの顛末は？ 図表中のテキストにもセールスポイントがありますが一長一短で、講義開始の3日前になんでも決まりません。その日に店頭に並んだ[1]中谷巖著『入門マクロ経済学（第4版）』（旧版からの大幅な章の入れ替え、日本初のカラー判、価格引き下げ）を一目見て、衝動的に決めてしまいました。もちろんアメリカ方式（テキスト+ワークブック）を採用するつもりですが、[2]大竹氏のワークブックは未刊です。中谷氏の飽くなき改善と大竹氏との二人三脚に、心が動いたのだと思います。研究が時間と国を超えた共同作業であるように、教材の作成にはさらなる協力関係が必要です。松尾氏が、よき助力をえて（私？）本書の改版を重ね、教育上も研

図表 マクロ経済学テキストの比較表

評価項目 [No.]書名(著者)	出版年月 (年・月 -90)~'95 *(-1)	本体価格 千円	興味の喚起 現実の解説 / 経済補論付録 (*-1)	予習の材料		復習の材料		講義での使い易さ		総合評価
				コラム / 著者の 目的 / 要約(*) (*+)用語 集(+)	穴埋 / 正解 問題・述問題 解説 / 問題 解答	計算 / 記述問題 (*章別/+学 構成)	参考文献 の説明	その他の特徴		
[0]標準MES(松尾)	99.11	2.9	1(0/4)	2	2(+)	1	2	2(+)	2	2(-費性)
[1]入門MES 4(中谷) +[2]スタディG 3(大竹)	00.04 00.07	3.0 +1.5?	3 3(18)	3(*) 3(*) 3	3(*) 3(*) 3	3 3 2	2 2	3(カラー版)	25.7	
[1]入門MES 3(中谷) +[2]スタディG 2(大竹)	93.04 93.08	3.4 +1.5	3 3(29)	3(*) 3(*) 2(*)	3(*) 3(*) 3	3 3 1	2 2	1(貨幣供給)	15.62	
[3]基礎MES(岩田)	97.10	2.2	1	1	2(*)	2	1	3	3	2(各節KW問題)
[4]入門MES(井堀)	95.12	2.7	1	3(29)	2(*)	3(*) 2	1	2(+)	3	2
[5]基礎SMEs(鶴川他)	99.04	2.6	1	1	1(*)	2	1	3	2	1(貨幣供給)
[6]初級MES(鶴川他)	98.06	2.5	3	3(16)	2(*)	3	1	2	1	2(図表)
[7]MES 入門(福田他)	96.11	2.0	3	3(24)	1	2	1	1(*)	2	1
[8]入門MES(浅子他)	94.03	2.9	3	2(8)	2 (*)	1	2	3(*)	2	2(日本経済)
[9]入門MES(鷲村他)	99.06	3.2	2(10)	1	1(*)	1	1	2(SI+Dic)	2	1(統計HP)
[10]M経済学(工藤他)	99.09	2.8	2	2(2/10)	1	1(*)	1	1(*)	2	1(日本経済)
[11]M経済学(菊木他)	99.10	2.5	2(各章)	2(14/5)	1	1(*)	1	2(*)	2	2(資本主義)
										16.05

究上も大いに飛躍されると信じております。

## 参考文献

- [1] 中谷巖『入門マクロ経済学』、日本評論社、第1版 1981年4月30日、第2版1987年4月1日、第3版 1993年4月15日、第4版2000年4月15日

- [2] 大竹文雄『スタディガイド入門マクロ経済学』、日本評論社、『入門マクロ経済学』第2版対応の第1版1989年3月31日、第3版対応の第2版1993年8月15日、第4版対応の第3版2000年発刊予定

- [3] 岩田規久男『基礎コース マクロ経済学』、新世

- 社, 1997 年
- [4] 井堀利宏『入門マクロ経済学』, 新世社, 1995 年
- [5] 賀川昭夫・坪沼秀昌・片岡孝夫『First Step マクロ経済学』, 有斐閣, 1999 年
- [6] 鶴田忠彦・足立英之・萩下史郎『初級・マクロ経済学』, 有斐閣, 1998 年
- [7] 福田慎一・照山博司『マクロ経済学・入門』, 有斐閣アルマ, 1996 年
- [8] 浅子和美・吉野直行編著『入門・マクロ経済学』, 有斐閣, 1994 年
- [9] 嶋村紘輝・佐々木宏夫・横山将義・塩間文彦・横田信武・片岡孝夫『入門マクロ経済学』, 中央経済社, 1999 年
- [10] 工藤和久・井上正・金谷貞男『マクロ経済学』, 東洋経済新報社, 1999 年
- [11] 菊本義治・佐藤真人・中谷武・佐藤良一『マクロ経済学』, 勁草書房, 1999 年
- [12] 岡部恒治・戸瀬信之・西村和雄編著『分数ができる大学生——21世紀の日本が危ない』, 東洋経済新報社, 1999 年 6 月
- [13] 岡部恒治・戸瀬信之・西村和雄編著『小数ができる大学生——国立大学も学力崩壊』, 東洋経済新報社, 2000 年 3 月
- [14] 西村和雄・和田秀樹『「勉強嫌い」に誰がしたのか』, PHP研究所, 2000 年 4 月
- [15] 三土修平『基礎経済学』, 日本評論社, 1984 年  
(越智 泰樹 広島大学経済学部・国際協力研究科併任)

## 書評

武藤一羊著

### 『ヴィジョンと現実

#### グローバル民主主義への架橋』

インパクト出版会 1998年 6 月 本体価格1800円



## I はじめに

評者は 60 年代末から 70 年代前半の大学闘争にかかわった経験を持つが、この時代に著者は、「ラディカルな市民運動」の著名な理論家として知られていた。当時、「全共闘運動」が礼賛されていたが、その最も特徴的な主張は、日本国憲法に代表される「平和と民主主義」を「労働者の体制内化」の手段として「断罪」し、「直接民主主義」を対置した事にある。著者の当時の主張もほとんど同じであった<sup>1)</sup>。彼ら「全共闘」のその端的な行動こそ、評者にとっては忘れることができない立命館大学の「わだつみ像」破壊だったのである。

一体「あの時代」とは何であったか、今も評者は全面的に総括できていない。ただ、今言える事は、限界はあっても民主主義を条文化した憲法的価値を「新しい民主主義」<sup>2)</sup>の拠り所と考えない「全共闘運動」は、最大限綱領主義的にではあるが貴重な問題提起<sup>3)</sup>を含みつつ、自らのファシズム的体質によって破産すべくして破産した事である。その端的な例が、あの「連合赤軍」事件であった。その結果待っていたのは「挫折」

である。著者もその「挫折」の回路を通った事は想像に難くない。それに対して、従来の民主主義運動の不十分さを自覚しつつ、『資本論』を工場法民主主義から再把握して民主主義論を発展させた『人間発達の経済学』<sup>4)</sup>は、当時の理論水準のなかで出色的のものであった。

さて著者は、90 年代になって論壇に本格的に再登場した。今度は憲法的価値を評価し、民主主義を前面に出して。その著作の一つが本書である。以下では著者の 90 年代の他の著作<sup>5)</sup>を参照しながら、本書を論評したいと考える。

## II 著者の見解の転換

著者の憲法的価値への 180 度といって良い転換は、一体なぜ生じたのか。90 年代の他の著作で著者は、「戦後日本国家」を「ねじれ」の産物として捉える。「ねじれ」とは、あい矛盾する三つの構成原理が折衷されている事である。三つの原理とは、①「國体の護持」に代表される戦前からの繼承性原理、②日本国憲法体制、③日米安保システムである<sup>6)</sup>。評者が推測するに、かつて

の著者は「戦後日本国家」に反発するあまり、三つの構成原理を单一のものとしてとらえた結果、憲法的価値まで否定したのであり、「戦後日本国家」が安保システムを軸に再編され、憲法的価値が葬りさられようとした80年代以降、「戦後日本国家」の構成原理に内在する矛盾を認識したのではあるまいか。「戦後日本国家」は90年代に入って強引に終結させられようとしている。終結後の方向は、小沢一郎の言う「普通の国」<sup>7)</sup>への移行に基づく憲法的価値の全面破壊である。著者は、この状況に対してオルタナティブを対置する。それは、戦後民主主義が下から再解釈・再文脈化された歴史的経験を基礎としたものであり、その主体は、沖縄の人々、女性たち、アイヌなどの先住民、移住労働者、その他さまざまな少数者などからなる日本列島住民である<sup>8)</sup>。そして、その視野は「世界権力に対抗する民衆の自動的連合」に広がるものである<sup>9)</sup>。民主主義を肯定的に戦略化した著者と評者の見解の相違はあまりない。いくつかの保留付きではあるが、かつての著者を知る評者にとって、著者の見解の転換は高く評価されて良いものである。

### III 本書の論点

本書は序章と座談会で1章から4章をサンドイッチにする形になっている。序章は、「ヴィジョンと現実との架橋」であり、グローバル民主主義とその主体をめぐって問題提起がされている。1章は「地球規模での民主主義への挑戦」であり、評者の問題意識と大きく重なる提言がなされている。2章は「貧困の克服と持続可能な発展を同時追求する回路を探る」であり、アメリカ合衆国主導の「グローバライゼーション」によって世界大の貧困が蓄積された。これに対して、GNP信仰から脱却してエコロジー循環を原則とし、国際的な「民衆の連合」にもとづく地球的規模での民主主義の実現がない限り、持続可能な発展と貧困の克服は同時追求できない、とされている。第3章は「民衆の連合の可能性を探る」である。「グローバライゼーション」によって国民国家は相対化されている。これに対するオルタナティブは、50年代や70年代に見られた非同盟国家の国家連合ではなく、国家を越えた「民衆の連合」である。一枚岩でない民衆の相互作用・相互媒介が「民衆連合」の鍵である、と論じられている。第4章は「オルタナティブな社会つくりとエコロジー」である。経済成長がエコロジー的に持続不可能性をもたらしている。地域を拠点としたエコロジー循環をめざす地球的

民主主義が経済成長の破壊作用へのオルタナティブとされている。評者は、本書の全論点を評価するだけの余裕を持ち合わせていないので、いくつかの重要な論点にしほって以下で論評したい。

第一は、「グローバライゼーション」のもたらす破壊作用についてである。第二は、変革ヴィジョンのパラダイム転換についてである。第三は、「グローバライゼーション」に対するオルタナティブの展望についてである。

まず第一の論点に関して検討してみたい。「グローバライゼーション」とは、アメリカ合衆国・多国籍企業主導で「新自由主義」という名の市場万能論のイデオロギーにより媒介された世界規模での秩序再編成である。その結果、地球規模での権力・決定権のアメリカなどの政府・多国籍企業への集中と、「南」の下層民衆・農村、地場産業、女性、労働者、子ども、少数民族、自然環境、文化への破壊的作用とがもたらされた(序章)。著者のこの評価を評者もまた共有する。

第二の論点を著者は本書の各章で繰り返し述べている。「20世紀社会主義」が破産し「冷戦」が終結した時代には、もはや党に主導され国家権力を奪取する変革のヴィジョンは通用せず、「グローバライゼーション」にかわるオルタナティブが必要である。それは、「民衆」<sup>10)</sup>によるNGOやNPOなどに担われ、国際的に「民衆」により構築されていくべきだ(序章、第1章)。この論点を評者は積極的に評価するものであるが、国家と党の相対的位置を補強すべきだと考える<sup>11)</sup>。さもないと、自国の民主化の課題がスローガン倒れになりかねないし、中小国家のNGO・NPOとの連携も説明できない。第三の論点は、評者も強い関心を持っているが、座談会で著者も表明しているように、グラムシの将来構想、すなわち国際的レベルでの「市民社会」<sup>12)</sup>による政治社会の再吸収<sup>13)</sup>の命題と明らかに重なっている。しかし、著者は「市民社会」の用語を用いない。それは、ヨーロッパ中心モデルだからと言う。では、著者はどう構想しているか。著者は「民衆際自治」<sup>14)</sup>の可能態である国際的な「希望の連合」が、国際的規模で国家の再吸収を行ない、「越境する参加民主主義」が実現に向かう、としている(第1章)。たしかに、国家の民主化を前提とした「市民社会」空間は、アメリカ・EUや日本など限られた国家でしか存在しないかも知れない。そして、多くの途上国の社会は「市民社会」以前かも知れない。しかし、「市民社会」を実現するための民主化努力に評者は期待している。ただ、現実的には「市民社会」と「底辺社会」での「民衆」の越境した提携が考

えられるであろう。

著者は、現在「アジア太平洋資料センター」に属し、「ピープルズ・プラン研究所」を設立して、「第三世界」の「底辺社会」から「グローバライゼーション」の実相をみつめている。「市民社会」という「先進諸国」の範疇を用いるのに慎重なのもそのためであろう。また被差別者を重視するのも、著者の実地経験に基づく研究スタイルから来ているのである。国家論が不十分な事は気になるが、読者は著者の労作を一読して欲しい。なお本稿は京都第5学科で討論された論点を踏まえて、評者の責任で執筆したものである。

- 1) 当時の著者の見解のアウトラインは、芝田進午編著『現代日本のラディカルズム』青木書店、1970年、第Ⅲ章を参照。なお、著者は「ベ平連」(小田実氏らによるベトナム反戦のための市民運動団体)に属していたが、当時の主張は「全共闘」の理論家たちと大差ない。
- 2) この用語は、1956年のイタリア共産党第8回大会で用いられたものであり、経済の民主主義的構造改革を通じた政治的民主主義の実質化を意味するものである。詳しくは、村田・高橋編『社会主義への前進』合同出版社、1957年を参照。なお70年代に一世を風靡した「ユーロコミュニズム」での民主主義論の原型が、「新しい民主主義」の概念である。
- 3) 最大限綱領主義とは、究極の目標を当面の目標に置き換えることである。「全共闘」の問題提起のなかで、「直接民主主義」と「東大解体」をとりあげてみよう。たしかに、「直接民主主義」は民主主義の究極の姿である。しかし、それが実現されるためには、労働時間の大大幅縮などの経済的基礎がなければならぬ。その事を無視して「直接民主主義」をただちに要求する事は夢想かまたはファシズムにしかならない。「東大解体」の主張は、市民から遊離した官学アカデミズムにもとづく特権大学の解体を意味しよう。しかしそれは、市民に開かれた大学を実現する諸手段を整備する事なくして、長期的にみても実現不可能である。これもただちに要求すれば、中教審大学の実現かファシズムにしか行き着かない。
- 私も上記の問題提起を究極目標とする事には異論はない。しかし、最大限綱領主義に陥ると夢想に終わり、せいぜい「バリケード」のなかで反対派を排除した一時的実現にしかならない。「全共闘」の諸君は「バリケードの外は敵だ、敵は殺せ」と言った。究極の目標と当面の目標を置きかえたあげくは、この

ようなファシズムにたどりつくのである。なお、ここで言うファシズムとは、武装して反対派を排除する意味である。

- 4) 基礎経済科学研究所編、青木書店、1982年。
- 5) 武藤一羊『「戦後日本国家」という問題』れんが書房新社、1999年。
- 6) 同上、第I部および終章を参照。
- 7) 「普通の国」とは、合法的に軍備を持ち戦争できる国家を意味する。
- 8) 武藤一羊、同上書、第I部を参照。
- 9) 同上、第I部を参照。
- 10) 本書で「民衆」とは、「グローバライゼーション」により抑圧された世界レベルの多様な人々総体を指す用語である。
- 11) 「民衆」による越境したNGO・NPOは、公務労働・相対化された党と敵対関係にないと考える。これらは、いずれも「社会の共同業務」の横の分業にもとづく協業関係にあるものである。なお、別の言い方をすれば「協同」をめざし、資本主義の下で運動を通じた「アソシエーション」の形成として位置付けられるものとも考えられる。この点の問題提起としては、田畠稔『マルクスとアソシエーション』新泉社、1994年、を参照。
- 12) 「市民社会」の用語について。国家の民主化を前提とした「市民社会」とは、本来は参政権と社会権にもとづく自由な社会であり、この把握こそがグラムシの「市民社会」範疇の現代性である、と評者は考えている。現在、「市民社会」論は再流行の様相を示しているが、松田博によれば、グラムシの言う「市民社会」とは、「陣地戦」を通じた「ヘゲモニー闘争」の場であると同時に、「政治社会」を「再吸収」する場でもある。松田博・鈴木富久編『グラムシ思想のポリフォニー』法律文化社、1995年、第1章を参照。なお、「市民社会」＝「市場経済」とする論調に対して、私は賛成できない。そのような議論は、民主主義の疎外感＝民主主義とするのに等しいからである。
- 13) 山崎功監修『グラムシ選集』第1巻、合同出版社、1965年、P. 204などを参照。
- 14) 「民衆際自治」とは、国境を越えた「民衆」の自治を意味している。

(松田 和男 所員 高校教員)

本誌第92号（2000年4月）の特集「『市民社会』の周縁」に至る軌跡は、以下のようにみえる。

(1)本誌第80号（1996年2月）の特集「戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会」でのシンポジウム報告（とくに「戦後日本の社会科学と社会主義」）。

(2)『新世紀市民社会論』（大月書店、1999年1月）での一定の集約。

(3)本誌第91号（1999年12月）での特集「『市民社会』を問う」での、上の出版物の討論を紹介し、「『市民社会』論の原理的・歴史展望的にとりあげた」（第92号「特集によせて」から）。

(4)本誌第92号での特集「『市民社会』の周縁」での、前号第91号をふまえての、「経済的地位・年齢・ジェンダー・身体的属性・民族・文化・その他の諸条件によって相対的に自立が困難な状況下に置かれた人々の現状分析を通じて、現代日本における『市民社会』化の実相の探求を試み」（同上）たもの。

(1)の位置は必ずしも明確ではなく、(2)の出版以降の軌跡は鮮明である。(2)では3つの課題((1)新世紀市民社会への日本の課題、(2)企業活動の市民的監視、(3)新世紀市民社会への世界的課題)を設定した。(3)では「『市民社会』論について従来の論争をふまえた共同の議論を研究所内で積み重ねるという点で不十分さがあったことは事実」（第91号「特集によせて」から）であるとし、(3)と(4)に連続させる意図をもったものだからである。内容の当否は別としても(2)以降の編集方針は一貫している。

こうしてみると、この「誌面批評」も第91号と第92号で特集されている「市民社会」論へ、第92号での「周縁」へ、それぞれの言及が必要となろう。

まず、「市民社会」論について触れてみたい。第91号の特集は、うえで簡単に述べたように、『新世紀市民社会論』の提起を敷衍する側面と批判的見解の対峙がある。大西「日本型企業社会論と新世紀市民社会論」、神谷「サイド・エフェクトとしての市民社会化」は、『新世紀市民社会論』の書き手としての立場からのものである。大西は「市民社会」を「反国家の『市民革命』的課題」（17頁）とし、「新たな『市民革命』」（同）とす

る。「日本型企業社会を解体する課題」（同）と言明するかぎりにおいては、森岡「企業改革と市民」も同じ問題意識といつてもいいかもしれない。神谷が「彼ら（平田、丸山、内田芳明ら：引用者注）の夢想した市民社会が世紀転換期の今日、徐々に具体化しつつある」（28頁）とする認識、さらには「共生社会の入口」（29頁）との現状把握も——積極的な問題提起の意味ではこれとして議論する必要がある——、「市民社会」をこう捉えているのだという説明であろう。また、碓井「市民社会、国民国家、グローバリゼイション」は、「市民社会の原理が透明に貫徹するには、共産主義をまたなければならない」（23頁）とする一方、グローバル化の進行によって「トランス・ナショナルな市民社会」（26頁）としている点で、『新世紀市民社会論』および「市民社会」論にたいする独自の立場とみなせよう。中川「『新世紀市民社会』論とジェンダー」、山田「『不法滞在』外国人と市民社会」はいずれも『新世紀市民社会論』を一定肯定的に受けとめた論述である。

これに対して、高田「『市民社会』とは何なのか」、藤岡「国家に依存した日本型企業社会を解体する2つの道」、小林「市民運動に Yes! 『市民社会』論に No! 」は、いずれも『新世紀市民社会論』への懷疑および異論を提起している。高田が「これまでの社会科学では『乗り越えるべき市民社会』がいつも問題にされてきたような気がする。それが『目標とすべき市民社会』へと転換されたとき、その市民社会とは何なのか。壮大なる構想が生まれそうな気もするが、はたして新世紀にふさわしいものとなるかどうか、その体系は未完のまま」（48頁）と率直に疑問を提示している。藤岡、小林は、『新世紀市民社会論』への異論では同一の立場である。藤岡は「経済民主主義を土台にした『ハイ・ロード』の道をへて、賃金奴隸制の廃絶へと向かうのが、『真的市民社会』に至る道」（41頁）と結論づけながら、かつ『地球市民』への発達経済学を展望する。小林は、研究所編として『新世紀市民社会論』を出版したことについて「民主主義の問題」（44頁）を提起し、「現代民主主義の『全体構図』」（46頁）を描けないならば「市民社会」論と手を切るべきとする。『市民社会』は虚偽意識」（46頁）の表現は小林の立場を示すものである。

『新世紀市民社会論』と第91号「特集」をみるかぎり、詰めなければならない論点は明確である。これまでの「市民社会」論をどう批判し、なにを継承するのか。「新世紀」市民社会を提起することによって生じた議論の集約点はこれにつきる。

第92号「特集」はここでまとめたものとは異なる。「現代日本における『市民社会』化の実相の探求」(既引用)だからである。この特集にそれ自体として応じたものが、奥山「部落の変化と問題解決の到達段階」、白井「今日における請負労働者の活用実態と問題点」、宮内「浮遊化・棄民化する若者と日本資本主義の今日」、高村「変化の中の中学校」、雪田「ドメスティック・バイオレンス問題の現状と課題」、中原「中国残留孤児と生活保護」、笠井「周縁から『市民』を問う在日朝鮮民族」である。まさしく現代の(あえて「市民社会」と使わない)「周縁」を扱い、それぞれに力作である。

横山「高齢者問題と『市民社会』論」と佐藤「市場の中の『弱い個人』」は、『新世紀市民社会論』と第91号を視野に入れながら、「市民社会」論を深めようとした総論的論稿になろう。横山は、ふたつの特徴をもっている。ひとつに、「市民社会」論を整理し、「国家のみならず市場をも相対化する新しい社会関係をさす」(20頁)とまとめたこと(『新世紀市民社会論』は「市場を肯定的にとらえる」「特異」さをもつとする点では、藤岡の問題指摘に関わってくる)。ふたつに、「市民社会」論を市場コントロールの理論的ベースと再加工したうえで高齢者福祉問題を概括していること。また、佐藤も、「弱い個人」の論点に絞りながらも第91号での議論を共有しており、「特集」の内容にふさわしいものであろう。

「周縁」の問題を抉ったモノグラフィーは、「市民社会」論の提起とは直接結びつかない。むしろ「現代日

本における『市民社会』化の実相の探求」(既引用)とのタイトルで「市民社会」論に含めるべきではない。すでに指摘してきたように、現代日本資本主義を「市民社会」と一括することへの是非が問題だからである。かつてすぐれて社会科学認識上の概念と使われてきた「市民社会」が、現代に生きるわれわれの眼前の現実を表現するだけだとしたら、そのように普通名詞化する共通の了解が必要であろう。

基礎研の出版物のタイトルに付される冠はこのところ「新世紀」、「地球市民」のように新機軸を狙っている。キャッチコピーとしては熟慮したことをうかがわせる一方、内容とのかかわりとそのようにまとめた共通認識のプロセスが伝わってこない弱点をもってはないか。また、「市民社会」論のようにこれまでの議論にコメントしなければならないと思われる論点を未整理のまま継承しているようにも思われる。この点では、『新世紀市民社会論』の山口定の言及と第92号横山の整理以外にはないというのはいささか不満である。また、平田理論の現代的課題を追求した、八木・山田・千賀・野沢編『復権する市民社会論』(日本評論社、1998年8月)に触れているのが横山だけというのはいかにも不十分である。

第91号「特集」では「各論者の論点はきわめて多岐にわたっている」(第91号「特集によせて」)のであるか。もしそうだとしたら第92号ではその論点を深めることでなければならなかつたはずである。「市民社会論争を日本の現実に根ざしてより高い次元に発展させてゆく」(第92号「特集によせて」)ためには実は実は「周縁」を取り上げることではなかつたように思えてならない。

(赤間 道夫 所員 愛媛大学)

## 読者の声

前91号に続く「市民社会」特集、大変興味深く読ませて貰いました。

「市民社会と資本主義」との関係を明らかにするなかで、「市民」の全体像を明らかにすることは、いまや遙か昔の「フランス5月革命」、チェコ事件に大学教養課程時代を過ごした小生にとって、30年来の懸案でした。基礎研の皆さんと交流し、「経済科学通信」の連続特集を拝見したことで、永年の懸案に決着をつける大きなきっかけが与えられたように思います。皆さんの仕事に感謝しなければなりません。

今後も、世界史と日本の大変なうねりを見据えた貴誌の編集に期待します。

(山本 孝則 大東文化大学)

## 2000年春季研究交流集会を終えて

3月18日（土）と19日（日）の両日にわたって、岐阜経済大学を会場にして2000年代最初の春季研究交流集会が開催された。現地の開催実行委員長としては、兎にも角にもどうにか無事に終わってホッとしたというのが正直な気持ちである。実際に担うメンバーの数も少なく、支部としての活動経験のまだ浅い東海支部が春季研究交流集会を引き受けるには、少し荷が重かったのだが、本部事務局の強いサポートがあって、どうにか開催したという感じである（理事長を初めとして、本部事務局には大変心配をかけたような気がする）。

ところで、今回の研究交流集会は環境問題の解決がテーマであり、中部地方の岐阜県で開催されたということは特別な意味を持っていたのではないか。近くを長良川が流れしており、その下流には、建設省の利権と大手ゼネコンの利益がからむ公共事業優先とその結果としての環境破壊、そのままに全国的な象徴となっている長良川河口堰がある。長良川河口堰問題に詳しい岐阜大学の柏谷志郎氏に講演をしていただいたということが、まずもって今回の研究交流集会を大きく盛り上げ、強いメッセージになったと思われる。岐阜県にはさらに、徳山ダムの問題もある。一方でダムの治水及び利水上の意味が疑問視され、他方でダム建設予定地にクマタカの営巣が発見されても、なお建設が強行されようとしている。岐阜県には、産業廃棄物処理施設設置をめぐる町長襲撃事件と住民投票で全国的に話

題になった御嵩町もある。土岐市には、核燃料サイクル開発機構（旧動燃）の東濃地科学センターがあり、核廃棄物を地層深くに貯蔵した場合の地下水の影響を研究し、さらに超深地層研究所を建設する予定である。それに対して、東濃地域に核廃棄物貯蔵施設を建設するのではないかという疑惑が沸き起こり、地域住民の反対運動が強まっている。隣の愛知県では、水質浄化や生き物の生態系に重要な干渴（藤前干渴）を埋立ててゴミ処分場を作ろうという名古屋市の計画が、強い反対運動に会って撤回された事件があった。また愛知万博計画では、会場予定地となっている「海上（かいしょ）の森」の住宅地化・破壊の政策に対する反対運動も今後の大きな焦点のひとつになっている。

このように、中部地域は、自然環境の保護にかかわる研究課題及び運動課題が山積みしている地域であり、基礎経済科学研究所の研究交流集会が環境問題をテーマに岐阜県にある大学で開催されたということは、それ自体が意義深かったのではないかとつくづく思われる。

最後に、岐阜経済大学を研究交流集会の会場にしたこと、所員・所友でない当大学関係者も多数参加し、基礎経済科学研究所に理解を示してくれたことは、当大学関係者の一人としては、非常にうれしいことであった。

（高橋 信一 所員 岐阜経済大学）



## 編集後記

▼1999年より編集局のお手伝いをさせていただいている大阪支部の岡宏一です。基礎研との付き合いは古く、1978年秋に夜間通信研究科に入学して以来です。その後、1980年に研究科を修了（修了論文は「イタリア経済の基礎構造」）して、所員にさせていただきました。

▼家族（息子）に大気公害の認定患者がいて公害反対運動に関わっていたこともあり、公害経済学・環境経済学に興味を持って、大阪自治研の「世界都市とリバブル

ル都市」の出版に参加して「大気汚染と公害患者」を執筆させていただきました。そんなことから今回の特集「環境・市民・公共事業」の編集作業は大いに興味をもって参加させていただきました。

▼私事になりますが、9年前に脳内出血を発症し左片麻痺の身体障害者（1級1種）となり脳卒中患者運動・中途障害者共同作業所運営運動などに携わっています。運動の中で障害者の労働権が守られておらず、それゆえ障害者の生

活権が侵されている状態が目に見えてきました。それと同時に障害者の労働能力が無視され、不当な評価しかされていないことも明らかになりました。それ故障害者の労働資源を正しく評価し利用する社会システムの構築が必要とされています。そして、このことが私の今後の研究課題となりました。共同研究していただける研究者はいませんか。どうぞ宜しく。

（おかひろかず）

## 投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

**種類と枚数** 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む

**原稿** 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。

**掲載料** 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

## 経済科学通信 第93号

2000年8月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通り二条下ル尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

大西 広 神谷 章生

岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子

中田 晋吾 増田 和夫 松居 秀博

新日本プロセス株式会社

(〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

購読料 一部1,300円 定期購読3号分前納3,600円（郵送料を含む）

仲野組子[著] 森岡孝二[序]

## アメリカの 非正規雇用

リストラ先進国の労働実態

長期繁栄の裏側で進む「雇用の解体＝空洞化」を統計的・事実的に明らかにする最新アメリカ労働市場研究。

¥2600

勝田政広[著]

## 資本論の 構造分析

文献データベースによる検討

『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。 ¥4000

関根猪一郎・木村二郎・大島重衛・小西一雄[著]

## 金融論

銀行の破綻、金融機関への公的資金の大投入、そして金融ビッグバン、一方で、クレジットカードやデビットカードの普及、インターネットを使っての取引や決済……身近でありますながら複雑な「金融」の世界を、大学で「金融論」を担当する四氏が、平易に体系的に解き明かす入門テキスト。

¥2800

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

## 転換期の ロシア経済

市場経済移行と統計システム

市場経済化の背景・現状・問題点を多面的かつ最先端の統計データを駆使して分析、ロシア経済復興の方向性と可能性を探る。 ¥3000

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

## シリーズ 社会学の思想 [第1期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

【A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円】

■第1回配本 ¥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■第2回配本 ¥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ¥6700

D・ハーヴェイ(監訳・解説:吉原直樹)

ポストモダニティの条件

■以下、続刊

H・ルフューブル(訳:齊藤日出治)

空間の生産

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎上・下

A・リピエツ(訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川 一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】